

日本経済政策学会編

安定成長下の福祉政策

—日本経済政策学会年報XXV—

1977



勁草書房

日本経済政策学会編

安定成長下の福祉政策

——日本経済政策学会年報XXV——

1977



勁草書房

本年度共通論題

『安定成長下の福祉政策』

わが国の福祉政策が、先進資本主義諸国のなかでも著しく立遅れていることは周知の事実である。一国の福祉政策の内容と福祉水準が異なるものになるかは、それぞれの国の社会経済構造とそれに基づく政府の政策構想の方向およびそれに影響を与える国民ニーズの内容いかなどに依存する。わが国の経済運営において福祉優先、ないしは「成長から福祉へ」の転換が叫ばれるようになったのは、四十六年秋頃からであり、政府が、福祉充実への歩みを決定的にしたのは、昭和四十八年であった。このことは、国の一般会計に占める社会保障関係費の動きをみても明白である。すなわち、少なくとも昭和四十七年度までは、わが国の社会保障関係費の対前年度増加率は、国の一般会計のそれとほぼ同じであるか、若干それを下廻っていた。ところが、昭和四十八年度に入るや、社会保障関係費の対前年度増加率はじめて三〇%台を上廻り、三一・九%となつて、一般会計の二六%増をかなり上廻るようになった。当局が昭和四十八年を「福祉元年」と言ったのは、老人医療の無料化その他の福祉充実と相俟ってかならずしも理由なしとしない。しかも、翌四十九年度には前者の増加率は四〇・九%と、後者の二五・七%を大きく上廻るようになった。また、五〇年度も、それぞれ三五・八%、および二四・五%の増となつて、社会保障充実の方向だけは明白になってきた。

ところが、政府が福祉元年と胸を張った四十八年には、いわゆる狂乱物価が発生し、わが国経済は四十九年以降の総需要管理政策のなかでスタグフレーションに悩まされることになった。そのため、皮肉にも福祉二年目には、いち早く「減速経済下の社会保障」―福祉見直し論―が抬頭することになる。減速経済による歳入増加率の低下と、硬直性の強い福祉予算との相克が自覚されるようになったからである。社会保障長期計画懇談会の提案（四十九年十一月十八日）や財政制度審議会の報告書（四十九年十二月二十七日）の内容はまさにこの相克に対応して、高福祉・高負担の原則を強調するものであった。歳入増鈍化による福祉見直しは、とりわけ福祉行政の先端を担う地分自治体においてより深刻に現われた。このような状況を背景にして、革新系知事のなかからも「福祉バラマキ論」に対する自己抑制的発言さえ現われるようになった。

たしかに、福祉政策を誰のために、いかなる方法で、また、どのような規模で行なうかは、ひとり財政支出上の問題のみでなく、より根本的に、人間の生活、生き方とかかわる問題を含んでいる。その意味では福祉政策のあり方を尋ねることは、

われわれがその中に生きている社会のあり方、その中に住むわれわれ自身の生き方を探ることでもある。不幸にして、現下の福祉見直し論のなかにはこうした反省と検討とが足りない。また福祉見直しは、同時に、現行財政制度と財政構想の見直しでもある。われわれは、いまようやくにして、こうした反省と検討に迫られるようになった。安定成長という言葉はかならずしも科学的に確立されたものではない。しかしながら、高度成長が期待されない、いな、それを期待してはならない状況のもとで、福祉政策を実行して行くために、いま何が必要であるかを徹底して掘り下げておくことはきわめて重要である。われわれは、本大会において、この問題が全会員によって真剣に討議され、政策提言の次元にまで高められることを強く期待するものである。

一九七六年五月

第三十三回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『安定成長下の福祉政策』	第三十三回全国大会共通論題プログラム委員会	1
〈共通論題〉		
現代的貧困と福祉政策	宮本憲一	7
— 転換期の財政改革と関連して —		
減速経済下の福祉政策の四つのジレンマ	丸尾直美	20
— ジレンマの解明と克服の方向 —		
共通論題総括	柏崎利之輔	34
〈専門部会〉		
計画の再検討	尾上久雄	36
— 政策目的と手段の選好システムをめぐって —		
経済計画の再検討	中村隆英	49
— 日本における経験の要約 —		
専門部会議長総括	清水嘉治	58

〈自由論題〉

異時的な最適化メカニズムについて	夏目 隆	60
政策モデルの動学的構造と安定性	妙見 孟	67
フランスの中小企業と準統合	長谷川 秀男	75
経済政策とサイバネティクス	飯尾 要	81
廃棄物処理計画の再検討	石井 金之助	86
ユーゴの市場社会主義経済システムの制御可能性をめぐって	香川 敏幸	92
——財政・金融および所得政策を中心に——		
東独型経済改革の特質と問題点	五井 一雄	99
——計画と市場の問題——		
経済体系と経済体制	向井 利昌	103
南北の対話と連帯の経済政策	大西 昭	110
——世界モデルによる検討——		
日本の直接投資と東南アジアの市場競争	池田 勝彦	118
——とくにタイの繊維産業組織について——		
先進工業国間直接投資の理論と政策	小島 清	125
勤労者福祉と労使関係	藤田 至孝	130
福祉政策の社会的性格と企業内福祉の不合理性	山田 一郎	134
——企業内福祉措置の廃止論——		
現代消費者政策の一考察	小谷 正守	138
学会記事		141
学会紹介 (英文)		1

〈共通論題〉

現代的貧困と福祉政策

—— 転換期の財政改革と関連して ——

一 現代的貧困と福祉政策の対象領域

福祉政策の対象領域は時代とともに変わる。現代において福祉とはなにかということ、必ずしも明らかではない。かりに福祉とは、貧困の解消を通じて、基本的人権としての生活権を確立することであるとしておく。このように規定した場合、まず、貧困とはなにか、生活権とはなにかが問題となろう。

私は一〇年前に出版した『社会資本論』(有斐閣)の中で、地域問題とくに公害などの都市問題を現代的貧困と定義した。貧困とよぶいみは、これらの問題の基本的原因は明らかに資本制蓄積にあり、貧困の一現象であるからだ。ミシヤンが指摘するように、環境を選択する権利(便益権)には不平等があり、低所得者階層は悪い環境に住み、公害にあいやすい。わが国における公害や都市問題の被害者は、その大部分が低所得の労働者階級、農漁民である。

だが、公害や都市問題は資本制蓄積方式にのみ規定されるのではなく、経済構造に規定される。すなわち、同じ資本主義国でも、産業構造が素材供給型重化学工業中心であり、交通体系は自動車輸送中

心となり、地域経済は大都市化をすすめ、生活様式がマイホーム・マイカー主義の大量消費生活様式である場合には、公害や都市問題がより深刻であるといつてよい。現代世界では、社会主義国でも公害や都市問題が発生している。その理由は、商品生産の残存にも認められるが、同じ社会主義国でも経済構造や経済政策に規定される。すなわち、環境政策よりも成長政策が優先し、重化学工業化がすすむ国や、大都市化がすすみ、大量消費生活様式を採用し、科学技術に不均衡があり、中央集権的官僚機構のある国では、そうでない国にくらべて公害や都市問題が発生しやすい。

資本主義社会において、公害や都市問題が資本制蓄積の諸結果であることを最初に明らかにしたのはマルクスの『資本論』第一部第二三章であろう。マルクスは、この中で資本制蓄積の一般的傾向を理解するためには、職場内の問題だけでなく、職場外の労働者の營養条件、住宅状態をみなければならぬと、当時の公衆衛生官の報告書を基にして、当時のイギリス労働者の住宅状態を詳細に論じている。この場合の住宅状態というのは、たんに住宅の広さや家賃の問題ではなく、生活環境(便所や上水道の状況)や大気汚染

宮本憲一

〈大阪市立大学〉

などの衛生条件におよんでいる。このマルクスの論述に示唆されて、私は公害や都市問題など、職場外の生活条件の悪化を貧困問題の一部としたのである⁽²⁾。

ところで、公害や都市問題はマルクスが示唆しているように、産業革命期の都市労働者の共通の生活条件の悪化としてあらわれたものであるから、必ずしも現代的現象といえぬかもしれない。これをとくに現代的とよんだのは、現代の公害や都市問題がそれ以前の社会とことなっていて、生産の集積と都市化にともない、工場労働者のみならず、全市民に影響をおよぼし、それが社会の存立に関係があるような深刻な社会問題となったためである。

これまでの貧困という概念は、所得水準や雇用と一義的な関連をもつものが中心であった。マルクスが住宅状態をとりあげた場合でも、相対的過剰人口のスラムへの沈没という現象としてとらえたのである。したがって、現代のように、好景気時にも住宅難や公害が発生する現象は理論的にも別な構成をせねばならない。また従来の福祉国家の政策も、主として救済対策であり、所得水準の上昇、所得再分配による公平、完全雇用の実現であった。そこで、このような所得水準や雇用水準と一義的に関係のある貧困問題を根源的貧困あるいは古典的貧困とよび、現代の貧困と区別しておきたい。

現代社会においては、古典的貧困は依然として、貧困の中心課題である。とくに、第三世界ではそうである。わが国においてもインフレの進行とともに古典的貧困はすすんでおり、なんら本質的な解決をみていない。ガルブレイスが『ゆたかな社会』の中で、古典的貧困の消滅をとき、ゆたかな社会では古典的貧困はアラバチヤ地方

や都市問題は貧困そのものをつくりだすといっている。さて、いままでのべてきた現代の貧困の特徴をまとめてみると、次の三点に集約できよう。

第一は現代の貧困には、交換価値で測ることのできない損失があり、しかも、その中には不可逆的な損失がふくまれていることである。この絶対的損失には三つある。(イ)人間の健康障害や死亡である。公害病はいまの医学では回復不能である。かりに回復するとしても、人生が二度くりかえしうるわけではない。(ロ)回復困難な自然破壊であって、将来人間社会にも影響をあたえる損失。(ハ)復旧困難な歴史的文化的財の損傷。

これらの絶対的損失は、事後的に貨幣で補償することはできないので、事前に予防しなければならない。

第二は現代の貧困の解決は、労働者を主体とした全市民の共同生活条件の充足にあるが、主として環境保全と社会的共同消費の充足にあり、いずれも公共部門の経済学の対象である。とりわけ、共同生活条件の管理主体は地方自治体にあるので、現代の貧困は自治体問題となる。

第三は、現代の貧困は職場内の労働条件の解決のための労働運動だけでは解決しない。共同生活条件を改善するための住民運動が必要である。現代の社会運動は、根源的貧困を解決するための労働運動と、現代の貧困を解決するための住民運動が車の両輪のように平行してすすまねばならない。社会主義政党はこの両輪をつないで、変革や改革の方向をめざす車軸のようなものである⁽⁴⁾。

現代の福祉政策は根源的貧困と現代の貧困とを総体として解決す

などにみられるにとどまり、それは、「島の貧困」にすぎぬといつた⁽³⁾。しかし、アメリカ社会においても、貧困階層は多い。そのいみでは、貧困問題は古典的貧困も現代の貧困も双方を考慮せねばならないであろう。

現代の貧困は従来の福祉政策では解決しない。所得水準が上昇し所得の再分配がおこなわれ、完全雇用が進んだとしても解決しない。都市化と大量消費生活様式がつづくかぎり、現代の貧困は深刻となる。たとえば、所得水準が上って自家用車がふえれば、交通事故、光化学スモッグ、交通マヒなどはひどくなり、耐久消費財、プラスチック、合成洗剤などの大量廃棄によって都市清掃は破局をむかえることとなる。労働条件が改善されて、一日七時間労働になっても無計画な都市化がすすみ、通勤時間が一時間から二時間になれば、労働者のトータルな生活時間における余暇の大きさはかわらぬことになる。それどころか、満員電車の一時間のエネルギー消費量は、事務労働者の四時間分の労働にあたるといわれる。この通勤時間のエネルギー消費にたいしては、輸送機関の企業が交通費を割引くなどの補償をしているのでもなく、また、雇用先の企業が、四時間分のエネルギー消費の代償としての交通費を支給しているのでもない。せいぜい定期券の額を補償しているにすぎぬ。これでは、通勤時間の延長は労働者の苦痛と消耗にすぎず、労働条件が改善されたとしても、全体として労働者の生活状態が改善されたとはいえない。ましてや、公害、災害や交通事故は、人間の健康、生命の損失をまねく。人々がなぜ貧困をおそれるかといえば、生活(とくに飽食)が不可能になり、健康が悪化するためであろう。そのいみでは、公害

ることによって、生活権を確立する政策でなければならぬ。この中では、ここへのべた現代の貧困の解決は新しい課題であり、他の国では生活の質の向上ということばでよんでいる。一国内の根源的貧困を改良しても、かならずしも生活がよくなることは現代にいたって明らかとなってきた。世界一の資本主義の「高度成長」をした日本の所得水準は一九五二年一七一ドルから七三年三〇二〇ドルへ約一七倍(実質は約一〇倍)となった。この結果、市民は自動車や豊富な家庭電気器具をもつようになったが、生活のしにくさがひろがり、社会全体の生活不安がひろがっている。たとえば、総理府のおこなった「世界青年意識調査」によれば、第1表のように、社会生活に不満をもつ者が二七・〇%、やや不満をもつ者が四六・

第1表 社会生活の満足度各国比較 (単位%)

	不満	やや不満	やや満足	満足
日本	27.0	46.5	21.9	4.0
アメリカ	14.5	21.2	39.0	24.5
イギリス	9.1	11.8	40.6	38.1
フランス	8.9	25.1	55.1	5.8
西ドイツ	5.1	8.6	23.7	61.3
スウェーデン	11.7	23.0	48.8	15.2
ユーゴスラビア	5.0	5.8	36.3	52.9

(出所) 総理府青少年対策部『世界青年意識調査』より。

五%で合計七三・五%に達している。青年の大部分が社会的な生活に不満をもっており、資本主義国でも比較にならぬほど大きい。一九七六年八月のNHKの世論調査をみて、経済の高度成長にたいして、社会全体としてみて、「どちらかといえば悪くなった面が多い」「悪くなった面が多い」の両方で五〇・二%、「と

第2表 福祉関係費の変北 (単位: 億円)

	1961年度		1973年度	
	金額	全体の構成	金額	全体の構成
社会保障関係費	2,467	12.6	21,145	14.8
地方民生費	1,223	5.1	17,361	9.9
生活基盤関係行政投資	3,863	29.5	45,599	42.7

(注) 地方財政の表記が1964年度以降変化しているため、1961年度の地方民生費には生活保護費、児童福祉費およびその他の社会労働施設費を合計した。

第3表 地方団体の公害対策の変化

	1961			1974		
	都府	道県	市町村	都府	道県	市町村
公害担当組織のある団体	14		16	47		765
担 当 職 員	300			5,852	6,465	
予 算 (億円)	140			3,501	6,036	
除 下 水 道 予 算	2			3,838		

いわれ、公害対策基本法の全面改正をはじめ、公害一四法が成立し、環境保全があらゆる経済政策に優先すべきであるという考え方が確立するかにみえた。また、この前後から革新自治体を中心として自治体の中から、福祉政策がすすめられるようになり、一九七三年は「福祉元年」といわれるように、政府の予算も福祉政策優先の方向を明らかにした(第2表参照)。

しかし、七三年秋の石油危機以降のスタグフレーションは財政を

「使用価値」の視点が問題となろう。たとえば医療、教育などの公共サービスは量的には、あるいは交換価値ではかると水準は高くなっているが、しかし、これらの公共サービスの値は上ったといえるであろうか。国民の要求する社会的消費の財政支出がふえ、公共サービスの量がふえるだけでは生活の質の問題は解決しない。同じようなことは古典的貧困についてもある。所得水準が上り、私的消費やサービスがふえても必ずしも生活の質は向上しない。食料費がふえ、カロリー量の高い食物が供給されても、有害物質が添加されていたり、あるいは欠陥食品が多くつくられている場合には、生活の質は改善されたとはいえず、欠陥商品でなく、個人や個別企業にとって使用価値のあるものでも、社会的にみて生活の質の向上にならないものもある。たとえば、わが国の都市圏においては、もはや自動車の利用やトラックによる貨物輸送は限界にきた。このような場合、福祉政策が所得保障だけをして、勤労者の自動車の購入が促進されるならば、かえって生活の質は低下する。それどころか、道路費の上昇、鉄道など公共輸送機関の衰退、公害・事故などの社会的損失の増大がみられるであろう。

現代の貧困をとりあげ、生活の質を問題とすれば、どうしても「使用価値」の視点が問題となろう。たとえば医療、教育などの公共サービスは量的には、あるいは交換価値ではかると水準は高くなっているが、しかし、これらの公共サービスの値は上ったといえるであろうか。国民の要求する社会的消費の財政支出がふえ、公共サービスの量がふえるだけでは生活の質の問題は解決しない。同じようなことは古典的貧困についてもある。所得水準が上り、私的消費やサービスがふえても必ずしも生活の質は向上しない。食料費がふえ、カロリー量の高い食物が供給されても、有害物質が添加されていたり、あるいは欠陥食品が多くつくられている場合には、生活の質は改善されたとはいえず、欠陥商品でなく、個人や個別企業にとって使用価値のあるものでも、社会的にみて生活の質の向上にならないものもある。たとえば、わが国の都市圏においては、もはや自動車の利用やトラックによる貨物輸送は限界にきた。このような場合、福祉政策が所得保障だけをして、勤労者の自動車の購入が促進されるならば、かえって生活の質は低下する。それどころか、道路費の上昇、鉄道など公共輸送機関の衰退、公害・事故などの社会的損失の増大がみられるであろう。

二 福祉政策の現状と問題点

六〇年代後半以降の環境保全、福祉、地方自治をもとめる世論と住民運動は、経済政策を転換させた。一九七〇年は「環境元年」として、このように考えてみると、福祉概念(その基礎にある貧困概念)の変化とともに、福祉政策の理念と対象領域・階層、その主体などに大きな変化がみられるといえてよい。すなわち、福祉の基本理念としての基本的な権利は、生存権のみならず、生活権ひいては環境権をふくみ、とりわけ、共同生活条件の確立を目標とすることになる。福祉政策の対象および階層はいうまでもなく極貧層の所得保障あるいは雇用の確保から始めなければならないが、さらに現代では全市民を対象とした総合的福祉に発展させなければならない。これは内政の全領域に関係することとなる。また、これまで福祉政策の主体は国であると考えられてきた。しかし、共同生活条件の確立というならば、管理主体としては自治体が適当である。所得保障その他の貨幣的福祉の点でも、必ずしも全国画一にする必要はない。なぜなら地域経済は多様化しているためである。国はナン・ナルミニマムのみをきめ、地方自治体がそれよりも高い水準をえらぶこと、あるいは国が実施していない福祉をおこなうことは自由でなければならない。福祉が貨幣的福祉のみならず、環境、生活条件、生活の質などを問題にする場合には、福祉政策の事前評価、計画作成、執行事後評価などについて、住民参加が必要である。福祉政策への住民参加を考へるならば、なによりも、住民にちかい行政機関としての地方自治体が主体とならねばならないだろう。

危機におとしられ、このため、福祉政策は一頓座した。経済危機は環境政策の進展にも圧力をかけ、規制の強化は産業の衰退をまねくので反対という意見がジャーナリズムにとりあげられるようになった。環境・福祉政策はまだ緒についたばかりであり、このような逆コースは、いささかためにする批判といわざるをえない。しかし、このような批判によって政策が修正されるほど、わが国の環境・福祉政策の根は弱いといえてよい。

ここでは、以上のような近年の動向を考え、三つの面から、現代的貧困を解決しようとする政策の問題点をあきらかにしてみたい。

第一は環境政策の展開である。第3表にみるごとく、六〇年代初頭にくらべて、地方団体の環境対策にたずさわる職員は三〇〇名から一万二千名に四〇倍に、予算は一四〇億円から九五〇〇億円へ七〇倍にふえている。国の予算も一九七五年度一般会計三七五一億円、財政投融资七三八億円となっている。かつて、公害対策の課や係は企画部や商工部など産業開発に附属しておかれていた。すでに市の南部地域のコンビナートの公害がはじまっていた名古屋は、一九六三年の調査によれば、公害係は職員三名で防疫課の中に配置されていた。名古屋ですらそのような状況なので、表にみるごとく、三五〇〇の自治体の中でわずかに一六の市町村が組織をもつにとどまっていた。このような状況は七〇年前後に一変した。いまでは、全都道府県に公害担当組織があり、七六五市町村に専門組織がおかれている。それも、局、室、部といったような大組織となり、行政序列の優先順位の高い部門となっている。わが国の行政でこれほど短期間に劇的な変化をうけたものは少ない。日陰の部門が一挙に日

なたの部門になったのである。

環境行政は新しいだけに、他の行政とは運営方法がことなる。たとえば、地方団体の住宅課の行政をとると、ここでは、たんに公営住宅の建設管理がおこなわれているにすぎず、住民の最低居住水準を守る責任はない。もしも同じように、公害対策課が伝統的行政にしたがって、公共施設の公害防止あるいは周辺環境保全だけを目的にしているとするれば、住民の要求は全く無視されてしまうことになる。現行の環境行政は公共施設周辺だけでなく、全地域の住民の最低の環境基準をまもる責務をもっている。このために私企業の営業権を差止めてでも、行政をすすめる権限をもっている。環境行政のようにシビルミニマムの保障を行政目的とすることが、本来、住民福祉に関連のある行政ではすべて確立しておらねばならない。しかし、現実には住宅行政のみならず福祉政策は民間企業の行動を侵すことなく、一定の限度において公共活動をしているにすぎない。

環境行政ははじめて生存権や生活権の確立を憲法のように訓示規定でなく、現実に行うための規定や方法を確立したのであった。このような新しい行政基準の確立は、福祉政策のあり方をはじめとしてしたのであって、住民の公害反対の世論や運動の強さをしめすものであった。

しかし、このような画期的展開をしめた環境行政も実行面できうと遅々として進んでいない。効果をあげたのは、大気汚染ではSOの規制と、水汚染におけるBOD（生物化学酸素要求量）が若干低下したことがらである。なぜ、このような現状か。それは公害を発生させる基本的なしくみである資本形成のあり方、産業構造、

めには、水俣病は一七年、四日市セソクは二二年かかっているが、現在進行中の公害についても同じような困難がある。

被害の救済は四大公害裁判以後、公害健康被害補償法の成立によって、主として公的救済の問題がうつつた。この結果、法指定の公害汚染地域内の被害者が申請し、審査会が承認すれば、労働者平均賃金の八〇％を最高限度として、被害に応じて生活保障金、医療費、看護費などが支給される。この制度は一定の進歩であったが問題が多い。第一は、企業の責任が不明確なことである。民事的救済のため前からすれば、加害者がその責任に応じて、賠償をするべきである。ところが、救済に必要な資金は、協会が産業界に一括して徴収しており、その個別の拠金は公表していない。また自動車業界は全く負担せず、かわりに自動車重量税の一部が拠金とされている。第二は、この制度は公的民事裁判をはばんでいないが、実際は救済された場合、あえて、さらに裁判で責任を追及するという被害者は少数である。このため、公害の責任はいまいとなり、「一億総ざんげ」のようなかたちとなり、住民運動は停滞し、企業は窓口としての行政当局のかげにかくれてしまうことになった。第三は、PPP（Polluter Pays Principle）からいえば、全額企業負担とすべきだが、この法律の適用する政策の費用は、一部公費となっている。第四はこの制度は民事的救済を裁判になりかわっておこなうものだが、本質は賠償ではなく公的救済である。このために、生活保護世帯の場合救済をうけた被害者は生活保護をストップされる。このように、この制度は、被害者が裁判よりは容易に救済をうけるという点のみが進歩であって、附随しておこった悪影響も大きい。これは

交通体系、都市配置、生活様式などが改革されず、対症療法にとどまっているからである。それだけではない。環境行政とその財政に基本的欠陥があるためである。

- 環境行政は次のような局面をもっている。
- (1) 被害の実態把握と責任（原因）の明確化
 - (2) 被害の全面救済
 - (3) 公害防止のための規制
 - (4) 公害の予防

これらの局面すべてに問題があるが、紙数の関係でさいしょの被害者救済についてふれよう。

いうまでもなく、環境行政の基本は被害の実態を明確にすることである。六〇年代の大部分は、被害者や公害関係の科学者はこの被害を政府や企業にみとめさせることに多くのエネルギーをついやした。しかし、今日もなお、政府は社会問題化した重大事件の一部以外は被害の解明をおこなっていない。すなわち、政府発表によれば、一九七六年二月現在、公害病認定患者は三万三四六六名となっている。水俣病は熊本・鹿児島両県で七九六名となっている。しかし、さいきんの私達も参加した不知火海岸の自主検診によれば、被害者総数は一万人をこえるのではないかとわれている。大気汚染患者の場合も、おそらく全国の検診をすれば数十万名に達するのではない。

次に、被害の責任を明らかにするためには、原因調査をしなければならぬが、これが企業の営業上の秘密、行政機密などの壁にぶつかって究明に時間がかかり困難をきわめる。責任を明らかにするた

民事的救済を公的保障に代行させて、公害裁判の発展を阻止したのであって、審査会制度にも問題が多い。そのいみでは改革が必要であろう。

環境政策の限界は財政に明らかにあらわれている。第4表は、一九七四年度において、PPPによって企業が負担した分と、国民が産業界公害防止のために企業に補助をしている分を比較したものである。これによれば、企業負担分は二五八億円にたいして、企業への補助金・減税は、七八八億円のほっている。個々のケースについても同じことがいえる。四日市公害裁判において、被害者が長い苦闘の末、かくとくした賠償金が九六一九万円にたいし、この年（一九七二年度）に被告三社が自社の公害防止投資にたいしてうけた四日市市の固定資産税減税分が九七〇九万円である。このように環境政策がPPPに基づかず補助政策であれば、規制がすすまぬのも当然といえる。

第二にとりあげたいのは、社会資本充実政策である。一九六〇年、所得倍増計

第4表 補助政策偏重の公害対策 (単位：億円)

(PPP)		(補助政策)	
被害者救済費原因者負担	39	公害防止対策企業減税	788
産業公害防止事業企業負担	219	産業公害防止事業公費負担	181
	258		969
		(財政投融资産業公害防止向)	2,206

(注) 1974年度予算より算出。

第5表 公共投資の推移 (単位：億円)

	1970~74年度		昭和50年代前期経済計画 (1976~80年度)		
	金額	構成比	金額	構成比	
生産基盤	道路	119,370	22.0	195,000	19.5
	鉄道	44,530	8.2	80,000	8.0
	港湾	14,110	2.6	29,000	2.9
	航空	3,440	0.6	8,000	0.8
	電気通信	51,890	9.6	73,000	7.3
小計	233,340	43.1	385,000	38.5	
生活基盤	環境衛生	56,510	10.4	136,400	13.6
	公共賃貸住宅	27,290	5.0	65,000	6.5
	厚生福祉	13,100	2.4	21,500	2.2
	学校	42,950	7.9	65,500	6.6
小計	139,850	25.8	288,400	28.8	
国土保全	32,500	6.0	69,000	6.9	
農林漁業	35,470	6.5	69,900	7.0	
その他	100,820	18.6	167,700	16.8	
調整額	—	—	20,000	2.0	
合計	541,980	100.0	1,000,000	100.0	

つくらないですむようにするかが、福祉の向上につながるというよ。

公共投資の第二の問題点は、公共施設が特定企業や個人に占有され、また、その建設管理にあたって、環境破壊などの社会的損失が発生し、「公共性」が問われていることだ。地域開発では、特定企業やコンビナートのための港湾や埋立用地の公共事業がおこなわれ、その施設は全く独占されてしまう。それだけでなく、かつては、市民のレクリエーションの場であった海面が企業の交通路あるいは、廃棄物の捨て場とされてしまう。その上、公害が市民の健康障害や自然の荒廃をひきおこす。このような社会的諸結果を生み出すような地域開発の公共事業は公共性を主張しうるであろうか。その公共性のために、住民の生存権や生活権がうばわれてよいものであるうか。このような問いかけは、新幹線、高速道路、空港など、周辺住民に大きな社会的損失をあたえた施設について次々と問題がおこり、一部は裁判になり、大阪空港公害裁判では、運輸者が敗北し、午後九時以降の飛行機は航空をさしとめられ、過去の損害について、賠償金が支払われた。

このような交通通信など産業基盤として明らかかなものだけではない。建設者が道路とならんで重点をおいている下水道についても公共性が問われはじめた。下水道には産業廃水が投入できるが、その場合、BODは三〇〇

画以来、社会資本充実政策が、わが国財政の基本命題であったといっている。六〇年代の実績は、六〇〜六九年度の一〇年間で三兆七二六〇億円に達した。このうち、産業基盤に一兆八兆四八六七億円(五四・八%)、生活基盤八兆七九八億円(二六・一%)という配分であった。とくに道路は、六兆九一五三億円(二〇・五%)で、モーターゼーションの基盤造成と輸送力の増強が六〇年代の中心課題であったことがわかる。政府は社会資本の整備が欧米にくらべておこなわれていることが、福祉のおくれていると説明した。社会資本充実政策即福祉政策というのであった。わが国の公共投資は世界最高の水準をつづけた。一九七一年度国民総生産にたいする政府固定資本形成の割合は九・七%であって、アメリカ二・七%、イギリス四・八%などとくらべて異常な高率である。量的にも公定レート換算で比較すると、英仏西独三国の合計よりもわが国一国の公共投資量が大きい。このように巨額の公共投資がおこなわれたが、依然として公共施設の不足や生活環境の悪化はつづいている。

世界最高の公共投資と社会資本の不足という矛盾はどこに原因があるのか。基本的には、先々の環境政策の場合と同じように、経済構造にある。たとえば、大量消費生活様式をつづけるかぎり、自動車は三千万台をこえてふえつづけるので、世界一高密度の道路網をもっている。道路不足は解消しない。プラスチック、合成洗剤など石油製品をふくむ商品消費をつづけるかぎり、ゴミや汚水の量は大きく、どれ程清掃施設や下水道にお金をつぎこんでも清掃マヒは解決しない。そのいみでは、いまの社会資本充実政策は、地価を上昇させ、土建資本や関連重化学工業の需要を満足させてはいるが、国

民の要求は満足させていないといえよう。

このような基本的な原因を別にしても、いまの公共投資のあり方には問題が多い。第一は、産業基盤とくに交通通信網の整備に重点がおかれ、生活基盤の造成がおこなれたことである。七〇年代にはいって、第5表のように、公共投資の重点が少し修正された。すなわち、道路や工場用地への投資の比重がへり、宅地や下水道の投資がふえている。これは近年、都市開発へ企業の関心がむけられたことおよび、住民運動を背景に誕生した革新自治体の福祉型公共投資の影響によるものである。しかし、いまや公共投資はたんに生活基盤投資に重点をおけばよいというのではなく、根本的な政策転換が必要である。例をあげよう。住宅投資をみると、戸数主義であるが、戸数はすでに世帯数を上廻り、東京都などは空室率が一〇%に達している。ところが他方、住宅困窮世帯は一向にへらず、全世帯の三分の一に達している。これは住宅問題が、住宅の質にうつったことをしめしている。したがって、新しい政策はたんに住宅投資をふやし戸数をつくるのではなく、住宅産業を規制して、住民の必要な住宅を確保すること(例えば、空室のマンションを公営・賃貸住宅に転換することなど)が必要であろう。交通問題についても、従来は自動車を規制して、総合交通体系を確立することが提案されていたが、これからは、大都市圏では都心部へ人口をよびもどし、郊外部のベッドタウンに事業所を進出させて、できるだけ高速道路や高速鉄道をつくらなければならないことが必要である。国土全体についても、地域社会の自立性をたかめるようにして、新幹線、航空などによる人流物流をできるだけ少なくする必要がある。つまり、社会資本をいかにして

第6表 都民の所得階層別税負担率 (1973年所得)

所得階層 (万円)	現行課税 方式(A) %	税調課税 方式(B) %	総合課税 方式(C) %	(A)-(B) %	(A)-(C) %	(B)-(C) %
—110	6.7	6.7	6.7	—	—	—
110—250	10.9	11.0	10.9	△ 0.1	—	0.1
250—400	17.5	17.6	17.7	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1
400—600	24.2	24.3	24.8	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.5
600—1,000	31.3	31.7	34.3	△ 0.4	△ 3.0	△ 2.6
1,000—2,000	36.5	38.0	47.4	△ 1.5	△ 10.9	△ 9.4
2,000—3,000	36.9	39.3	58.4	△ 2.4	△ 21.5	△ 19.1
3,000—4,000	35.1	46.0	63.2	△ 10.9	△ 28.1	△ 17.2
4,000—5,000	32.1	50.0	67.3	△ 17.9	△ 35.1	△ 17.2
5,000—1億円	30.2	54.3	73.4	△ 24.1	△ 43.2	△ 19.1
1億円—	21.8	59.4	87.6	△ 37.6	△ 65.8	△ 28.2

(注) 東京都新財源構想研調。

六〇〇PPMの汚水がみとめられている。しかし、東京都の条例では、工場が直接公共水面に投入する場合、BOD二〇PPM以内となっている。しかも、産業廃水が他の廃水で薄められた後に、終末処理場で処理することは、まことに困難である。このことは流域下水道のように、広域にわたって大量の汚水が投入されて処理せねばならぬ場合ほど困難である。これまで下水道の普及は市民の衛生向上として、無条件に支持されたが、事實は普及すればするほど公共水面は汚染される可能性がでてきているのである。こうして、さいきんでは、下水道の公共性が問われるようになってきたのである。

このようにみてくると、社会資本充実が福祉の向上になるという常識は疑問であって、公共投資のあり方を根本的に再検討せねばならなくなったといつてよい。

第三にとりあげたいのは、所得再配分効果のもっとも大きいといわれた所得税の構造が不公平なことである。現行個人所得税制は法制上は累進税制となっている。しかし、経済政策上の種々の特例措置によって、著しい負担の不公平をまねいている。東京都は都下三地域について実態調査をおこなった結果、第6表のような結果をえた。法の理念どおりの総合課税制をとれば、二〇〇〇〇—三〇〇〇〇万円階層が三六・九%と最高となり、以後三〇〇〇〇万円をこすと負担率が下がってゆく。総合課税方式ならば一億円以上の所得は八七・六%になるはずであるが、現実には二一・八%となる。これは五〇〇万円階層の負担率にすぎない。

このような著しい不公平を生みだす理由は、第一に譲渡所得が補

足されていないことであろう。とくに土地譲渡所得が土地の供給を促進するための政策目的のために分離課税されていたためである。本年度より改正されたが、それでも一億円以上で五九・四%にとどまり、軽減されている。株式の譲渡所得については、ほとんど補足されていない。

第二は財産所得の優遇がされていることである。資本蓄積促進を目的として利子・配当所得は分離課税されているために軽減税率が適用されている。

資本主義の発展とともに、所得の不平等が発生するが、この過程で高額所得者の所得源が多様化し、とくに、譲渡所得や財産所得の源泉が複雑になる。したがって、この所得を分離して、別々に税率を適用すれば、累進税制は効果のとほしいものになる。個人所得税に所得再配分効果を考えるならば、(イ)所得を総合して課税すること(ロ)最低生活費を控除すること(ハ)勤労所得を優遇すること(ニ)高額所得層に税率のきざみを密にするような累進税率表を適用することなどが、採用されねばならない。ところが、わが国では先述のように、これらの原則が適用されていないために、低所得者に比較的重い負担となっている。

三 財政改革への道

福祉政策の現状を検討すれば、基本的な改革の必要性が痛感される。とりわけ、財政改革が必要である。

福祉政策をすすめる上で、現在、最大の障害は財政危機である。国も地方も中期財政展望では、一九七五—八〇年度間に振替支出を

年一六%伸ばすと計算すると、国税で二〇%負担増、地方一般財源一七%負担増を見込まねばならず、それでも、八〇年度残高で国債五一兆円、地方債二〇兆円、合計七一兆円となるといわれる。一九七五年三月、全国銀行実質預金残高七兆六兆円とくらべて、この国・地方債残高は巨額に過ぎるといってよい。このため、国、地方とも、福祉政策を再検討するとともに、新税導入などによって課税水準を引上げることが考慮されている。

財政改革の必要性はいまでもないが、それは単に赤字解消のみを目的としてはならない。先述のように、福祉政策が立ちおくれ、しかも、その内容において、あまりにも経済的に不公正がおこなわれている現実がある時に、それを放置して、福祉予算の圧縮や課税水準の引上げをおこなえば、不公正はいよいよ増大し、経済政策の最終目的である福祉の実現は遠のいてしまうといつてよい。

そこで、財政改革の目標はまず福祉の達成におき、それをすすめてゆく上で財政危機の解消をおこなってゆくということではなければならないであろう。この場合には次のような財政改革の原則が必要であると考えられる。

(1)福祉政策の目標となる環境保全、生活権の確立のための最低行政水準を明らかにする。この場合、過去の福祉政策の有効性を再検討する。計画の対象は所得保障のみでなく、環境保全や社会資本の充実をふくめる。

(2)負担の不公平を解消しつつ、(1)の目標を達成するために必要な財源計画を明らかにする。この場合、従来の資本蓄積促進などの経済政策目的の特別措置や徴税行政を整理し、財政投融资などの金融措置も

再検討する。またPPPなどの社会的費用防止を目的とする新しい負担制度を考える。その上で、財源不足がみとめられる場合に、新税の導入を考慮する。

(3) 福祉政策のない手は自治体であり、財政改革は地方財政の確立を目標としなければならない。財政自治といってよい。このために、税源委譲、国庫補助金の整理と交付税制度の拡充、地方債の適正化という財政収入制度の改革とともに、機関委任事務廃止をはじめとする事務再配分が検討されねばならないであろう。

近年、東京都や大阪府をはじめとして、大都市を中心に地方団体から多くの改革案が提示をされている。これは、財政史上、大正デモクラシー期に匹敵するもので、いかに、現在の過密・過疎問題が財政に衝撃をあたえているかをしめしている。しかも、これらの地方団体の要求は、たんに財政赤字の解消を要求しているのではない。先にかかげた改革原則と同じように、生活権の確立、負担の公平については社会的公正、財政自治権という三つの目標をかかげたものである。

現代的貧困の深化は、福祉政策の領域を環境保全や社会資本の充実へとひろげたが、同時に、これは住民の政治的自覚をうながし、「住民参加」ということばに象徴されるように、現代民主主義の発展をうながした。「住民参加」の実現は、いうまでもなく、地方自治体への参加からはじまる。そのいみでは、福祉政策の発展は、たんに経済的に充実することをいみするのではなく、その政策作成過程、事前評価、政策決定、実行、モニタリングのあらゆる面で、どのように住民参加や地方自治を考えてゆくかということではなければならない。

らない。

住民参加ということばは、多用されるが、実はこのための地道な制度化への試みはほとんどおこなわれていない。公聴会は形式的となり、ひらかれぬ場合が多い。審議会は、利益集団のあつまりとなっており、議会も代議制の機能を十分にはたしていない。したがって、このような諸制度の改革が必要とされよう。たとえば、民法法廷形式の公聴会や中学校区に一つの小議会などをおくことを考えてよいのではなかるうか。また公聴会で意見がまとまらぬ場合には住民投票も活用されてよい。

いずれにしても、住民参加の制度化は、社会教育と一体になるであろう。地域問題にたいして、住民が自ら調査し学習することによって、地域全体の認識をもち、その上で、個々の要求を位置づけてゆくという訓練をしてゆかねばならぬであろう。つまり、住民が地域社会の主体として形成されてゆくこと、現代的貧困を解消するということは一体となつてゆかねばならないであろう。

注

(1) E. J. Mishan, "Growth: The Price We Pay" (1969) 都留
重人監訳『経済成長の代価』(岩波書店、一九七二)七二ページ。

(2) これまで、マルクス主義の都市問題の文献といえば、必ず、エンゲルス『イギリス労働者階級の状態』又は同『住宅問題』があげられたが、私は理論的には本文にあげたようにマルクスの『資本論』であると考えている。

(3) J. Galbraith, *The Affluent Society*, (1958) 鈴木哲太郎

訳『ゆたかな社会』(岩波書店、一九五八年、三〇〇ページ)。

(4) 拙稿『現代資本主義と貧困問題』(宮崎義一他編『現代資本主義論』筑摩書房)に現代的貧困論を解説している。また、古典的貧困と現代的貧困に関する理論問題については、拙稿『貧困論をめぐる理論的諸問題』(『新マルクス経済学講座』第六巻、有斐閣)参照。

(5) 庄司光・宮本憲一『日本の公害』(岩波新書)第V章参照。

(6) 近年の公共投資の動向については拙著『社会資本論』(有斐閣、改訂版)最終章を参照。

(7) 沢井裕『公害差止の法理』(日本評論社)の大阪空港裁判に関する事項には公共性の法的問題が整理されている。

(8) 東京都新財源構想研究会『大都市税制の不公平是正』(一九七五年一月)参照。

(9) ここでは、紙数の関係で十分にのべられないので、財政改革については、拙著『財政改革』(岩波書店、近刊)参照のこと。

減速経済下の福祉政策の四つのジレンマ

——ジレンマの解明と克服の方向——

丸尾 直美

〈中央大学〉

一 はじめに

日本経済の実質経済成長率の低下は、一九七三年の「石油ショック」以来、決定的となった。皮肉にも、「福祉元年」といわれた一九七三年は、福祉政策の批判や「見直し」論のきっかけとなった減速経済への移行の年でもあった。

経済成長の低下が、福祉見直し論を生んだきっかけは、財政収入の自然増の減少による財政の逼迫であった。周知のように、経済成長率の低下は、累進的租税構造の下では、税収を所得の増加率の低下以上の率で低下させる。しかし、経済成長の低下が財産およびサービスへの総需要不足によるものである場合には、福祉支出の抑制でなく、拡大が不況克服にもプラスになるはずであるが、実際には財政逼迫のため福祉支出の抑制が行なわれがちになる。これは一九三〇年代以来知られている周知のジレンマであるが、このほかにも福祉政策にはいくつかのジレンマが知られており、とくに減速経済下ではそれが顕在化する。

本稿はそうしたジレンマの原因を解明して、福祉改善と均衡成長を両立させる政策を示そうとするものである。本稿は現実の先進国の経済政策を念頭に置いた論であるが、本稿に示した「労働分配率

の定理」と「勤労階級の資本所有の経済的意義」の分析は、アカデミックな理論的問題提起でもある。

二 均衡成長と不均衡財政のジレンマ

減速経済下の福祉政策の第一のジレンマは、右に例として挙げた財政逼迫にともなうジレンマである。

古典派経済学ではその場合、財政収支の均衡を優先させるべきだとした。しかし、不況期に税の減収に見合せて財政支出を削減すれば、総需要が一層縮小して、経済的不均衡（不況）を一層深刻にする。一九三〇年代の大不況期に古典的な財政対策をとったスノーデン蔵相下のイギリス労働党政府の場合はその典型だった。

スウェーデンの景気変動安定化制度

おなじ頃、スウェーデンでは、「大切なのは財政収支の均衡よりも経済の均衡である」との考えから、古典派財政理論の通念を破る財政支出の拡大が行なわれた。スウェーデンでは、一九三三年に社会民主労働党のウィグフォールシュ蔵相のもとで、不況克服のための公共支出拡大策をとり、一九三七年には政府の財政制度を単年度均衡制度から多年度均衡（Multi-balance）制度へと改めたのであった。

このとき、好況期に歳入の一部を留保しておいて不況期に用いる平準化基金（Equalization fund）が制度化された。

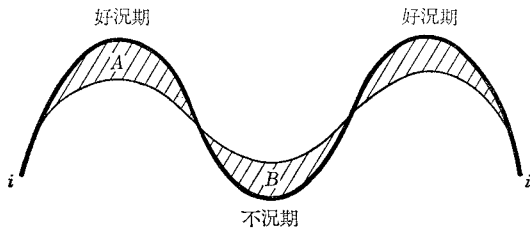
また、一年後の一九三八年には民間投資の平準化を目的とする投資基金制度を発足させた。この制度は一九四七年、一九五五年、一九六三年の数回の改正を経て、今日ではスウェーデンの景気変動安定化政策の支柱の一つとなっている。

スウェーデンではこのほか、投資税、付加価値税の増減、労働環境基金、雇用維持のための在庫投資助成などの政策手段を用いて景気変動の平準化にかなりの成果をあげてきた。スウェーデンはGNPの二五～二六％を輸出に依存し、工業製品の四～五割を輸出している国だけに、貿易相手国の景気変動の影響を強く受けやすい。それにもかかわらずスウェーデンが景気変動と雇用の安定化と、福祉支出の安定的拡大を両立させることに比較的成功してきたのは、以上のような景気変動安定化制度に負うところが少なくない。

投資基金制度の仕組み

スウェーデンの投資基金制度は、税による誘導によって半自動的に景気変動の波を平準化することを狙いとしている。もし景気変動に委ねれば、好況期には政府も企業も自然増収が大きいため、勢い過大な支出ないし投資をして、このことが景気を過熱させる。他方、不況期には減収になり、支出ないし投資が減って不況を一層深刻にする。そのため、投資は第1図の*i*～*i*線のよう大きく変動する。投資基金制度はこうした変動を避けるために、好況期にさもなければ投資に向けられたであろう利潤の一部（第1図のAの斜線の部分）

第1図 景気と投資変動平準化の仕組み



を企業に留保させておいて、これを不況期に放出させて（第1図のBの部分）景気変動の波を小さくしようとするものである。これを誘導するために、企業が、税引前利潤の四〇％までを好況期に留保できるようにして、そのうちの四六％を国立銀行（Riksbanken）の特別勘定に無利子で預託させる。留保された積立金は利益金から落とされ、貸借対照表の貸方に記入されて、法人税の課税対象から控除されることになる。この積立てておいた準備金ないし基金を景気後退期等に、投資に用いるわけである。

その上、投資基金を景気変動の平準化等の目的に沿うように用いれば、さらに一層の税控除が得られ、そうした目的に沿わないで無認可で準備金を用いればペナルティ（課徴）を課せられる仕組みになっている。

投資基金制度の効果

スウェーデンの一九六二～六三年の場合、投資基金制度による投資変動への効果は、利子率の七～八％ポイントの変化に相当したという。もしもこの推計に近い効果が真にあったとすると、投資基金制度の投資平準化効果は、公定歩合の数％の変化よりもかなり大きいことになる。も

とも日本の場合には公定歩合操作の投資への効果は、企業の資金の借入依存度がずっと低いスウェーデンに比べて今のところ、かなり大きい、一九七四～七五年にみられたように、わが国でも公定歩合の引き下げによる投資拡大効果は限定されたものであることが明らかになってきた。それだけに投資基金制度のような新しい制度の導入によって景気変動と雇用を安定化させることが望まれるわけである。

多年度均衡予算制度と公共備基金制度

投資基金制度は、民間投資の変動の平衡化のための制度であるが、政府支出に関しては、多年度予算主義をとって、好況期に平衡化基金を蓄え、不況期に赤字予算を組むことによって経済均衡と財政収支の均衡のジレンマ問題に対処する方法がある。スウェーデンでは、この種の多年度予算制と平衡化基金制度を地方財政でも制度化しようとしている。このような制度に立っているため、スウェーデンでは当年度の予算だけでなく、五ヶ年間の財政収支の見通しを作成して公表する。また、各年の予算に公共事業と産業への特別発注のための公共準備金を置いて、この準備金に関しては、国会で枠と用途をあらかじめ定めてあり、事後、承認も受けるが、その使用の時期と、対象に関しては行政府と労使構成の委員会の決定に委ねている。わが国の政府が一九七五年度に導入した公共事業の予備費はスウェーデンの公共準備金と似た性格のものであるが、その使途と使用時期の決定をどうするか明らかにされておらず、それに予備費の時期と対象を決める労使参加の全国労働市場委員会や計画協議委員会

のような組織もないので、予備費の導入が国会の予算審議権をそこなうとして問題とされている。スウェーデンでは、この点を労使参加の機構でチェックしているが、それでも全国労働市場委員会等の権限が強くなりすぎたことに関して「ダーゲンス・ニヒター誌」等の批判がある。景気対策のタイミングと民主主義とのジレンマをどう調整するかは、一つの問題として残るであろう。

そのほか、日本の政府が一九七七年に導入することを考えている雇用安定基金制度がある。この制度は、好況期に雇用保険料を雇用安定基金として積立てておいて、失業の多くなる不況期に、さもなくば失業した人々を職業訓練などに吸収するための資金助成に用いようとするものであり、やはり、景気変動の平衡化と雇用安定という福祉目的との両立をはかる制度である。

経済の減速化が景気後退に主として基づくものであり、それが福祉財源を逼迫させる場合には以上に示したような景気変動平衡化の諸制度を導入して、景気変動の安定化と福祉改善という目的を両立させることが望ましいであろう。

三 雇用安定と物価安定のジレンマ

減速成長下の福祉改善政策の直面する第二のジレンマは、完全雇用と物価安定という二つの目的間のジレンマである。完全雇用という目的は社会保障による生活の安定ないし保障と並んで福祉国家政策の目標として追求されてきた。その結果として第二次大戦後の先進諸国の雇用状態は一九二〇～三〇年代に比べてはるかに改善され、失業率も小さくなった。しかし、一方、物価騰貴が生じ、さらに一

九七〇年代に入り、失業と消費者物価上昇が併存するいわゆるスタグフレーションが生じた。そこで完全雇用と物価安定とを両立させる政策が求められている。

この問題に対処するために第一に必要なとされる政策は、前節で述べたような景気変動安定基金制度を導入して景気と雇用の安定化をはかることである。これによって雇用安定が高まるだけでなく、実質経済成長率の変動も小さくなるので、景気の全局面を通しての消費者物価上昇率も小さくなる。なぜならば、経済成長率の変動が大きいと、好況期には景気過熱によって需要圧力インフレが生じ、不況期には設備の稼働率の低下と、生産性上昇率の低下にともなう賃金・生産性上昇率ギャップの拡大によってコスト圧迫インフレが生ずるが、景気変動が平衡化されて、実質経済成長率の変動も小さくなり、適正な成長率が安定的に維持されれば、消費者物価上昇率も小さくなるだろうからである。

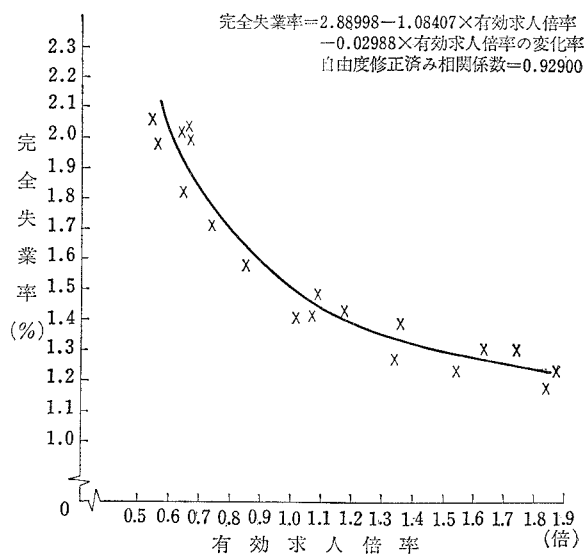
レイン・モデル型労働市場政策の意義

雇用安定と物価安定を両立させるために必要な第二の政策は、需給調整によるマクロ的な雇用政策と個別的なマクロ的な労働市場政策とのポリシー・ミックスである。スウェーデンのG・レインやルドルフ・メイドナーが示唆したように、マクロ的需要拡大政策だけでなく文字通りの完全雇用に近いとすれば、財貨およびサービスにたいする総需要も労働力にたいする総需要も供給を大きく上回り、インフレを避け難い。そこでマクロ的総需要によって失業率を数%にまで減少させ、残余の失業に関しては、ミクロ的選別的

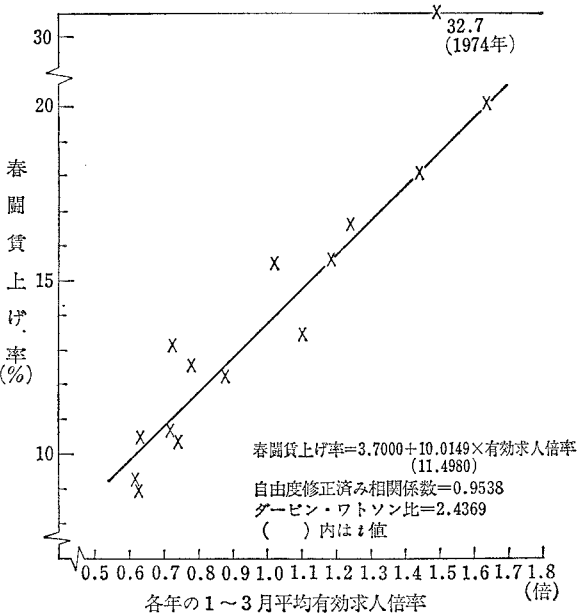
労働市場政策によって対処すれば、超過需要によるインフレを生じさせずに雇用の安定を達成することが可能になる。フィリップス曲線を用いてこのことを説明すると、失業率数%のところまではマクロ的需要拡大によってフィリップス曲線に沿って失業率を減少させ、残余の失業に関しては他の方法によって失業を減少させるので、結局フィリップ曲線を下方にシフトさせることと同じ結果になる。

このようなポリシー・ミックスを行なわないで、マクロ的需要拡大だけでたとえ失業率を著しく小さくしようとするれば、需要の多い種類の労働力に関しては大変な需要超過になり、それが生産性上昇率を大幅に上回る賃上げを誘発する原因になる。このことは、失業率と求人倍率との現実の関係からも推定される。第2図は、一九七二年第一・四半期以降のわが国における完全失業率と公共職業安定所における有効求人倍率との関係であるが、もしもこのような関係が安定的に存在するならば、完全失業率を、たとえば一・三%ほど(それは政府の「昭和五〇年代前期経済計画」の目標値である)にするためには、有効求人倍率が一・四一ほどになる蓋然性が高い。ところがわが国の場合、有効求人倍率と賃上げ率との間には、第3図に示すような明瞭な相関関係が存在するので、一・四一倍の有効求人倍率は一七・八%ほどの春闘賃上げ率を結果する蓋然性が高い。ところが、一方、実質経済成長率は、政府の経済計画でも一九七〇年代後半には六%ほどと見込まれているから、国民経済生産性の上昇率(=実質経済成長率マイナス労働力増加率)は、五・五%ほどとなる。したがって賃上げ率が国民経済生産性の上昇率を二二%ほど上回ることになるが、労働分配率の上昇には限界がある以上、物

第2図 完全失業率と有効求人倍率の関係



第3図 有効求人倍率（1～3月平均）と春闘賃上率の関係



雇用安定と物価安定のためのポリシー・ミックス

このように現存の労働市場と現存の制度を前提とすれば、雇用安定と物価安定の目的の両立は困難である。レーン・モデル型のポリシー・ミックス（マクロ的総需要拡大とミクロ的労働市場政策の組

合せ）はこのジレンマを緩和するために必要とされるのである。このポリシー・ミックスをとれば、第一に、マクロ的総需要拡大

だけによって雇用拡大を行なう場合に比べて、総需要拡大は控え目に行なわれるので、超過需要による需要インフレも、労働市場逼迫の結果としての生産性上昇を上回る賃上げによるコスト・インフレをも緩和できる。第二に、労働市場における社会的弱者に重点を置くミクロ的雇用政策を行なうことによって、労働力の種類の有効

求人倍率格差が小さくなる。その結果、有効求人倍率の高い労働者の大幅賃上げが、賃上げのスピルオーバー（波及平準化）作用によって全般的賃上げを過大にすることが少なくなるので、フィリップス曲線は左下方にシフトする。現状では日本の場合、若年学卒の労働者の有効求人倍率と高年労働者の有効求人倍率の間には十倍以上場合によっては二〇倍以上の格差があるが、この格差を小さくする労働市場政策は、物価と雇用の安定にとっても、労働市場の社会的弱者ともいえる人々の福祉の改善にとってもプラスである。

四 福祉政策と効率のジレンマ

福祉政策にたいする根強い批判の一つは、福祉政策が所得分配と生活の安定には好ましいとしても、経済効率と成長をそこなうとの主張である。わが国の「福祉バラまき論」や「福祉亡国論」の背後にもこの考えがある。いわゆる「イギリス病」も福祉政策の行き過ぎが経済を停滞させた一例として引き合いに出される。おそらくこの種の批判は、福祉政策の発展を抑制してきた最も有力な論であったといえよう。日本経済の減速化にともなうこの種の「福祉政策行きすぎ論」が抬頭してきたのは決して予想されなかったことではない。

福祉政策非効率論の論拠

①貯蓄性向の高い富者から貯蓄性向の低い貧者への所得再分配の

結果、社会全体の貯蓄率が低下すること

②貧者および国民一般の貯蓄性向も、老後や病気のときの貯えが不要になるため低下すること

③福祉政策ことに所得再分配が給付受給者を怠惰にすること

④所得再分配に必要な累進課税が富者の仕事へのインセンティブをそこなうこと

⑤さもなくば生産的投資に向けられたであろう資源が福祉支出という生産力効果の乏しい用途に配分されること

⑥行政コストがかかること

⑦こうして経済効率が低下すれば、国際競争力が低下して、

経済成長が制約されること

等の論拠に基づいているように思われる。①②は貯蓄低下説、③④はインセンティブ低下説であり、これらの論は福祉政策にともなう所得分配の平等化が成長ないし効率をそこなうとの考えである。他方、⑤⑥は資源配分効率の低下説とも呼んでよいであろう。

しかし、貯蓄率の低下によって経済成長率がそこなわれるとの論（第1表の③の論）は、社会の総有効需要が供給能力に比して明らかに小さい場合には、成立しない。その場合には貯蓄過剰・過小消費であるから、平等的な所得再分配が資本の成長ないし経済成長にとって有害でなく、むしろ「積極的に有利になるだろう」(may prove positively favourable)。このことは、J・M・ケインズが『一般理論』（一九三六年）の最後の章で示唆して以来、近代経済学者の共通の認識となっている。

第1表 福祉政策が効率と成長に有害だと論

- ④貯蓄率の低下による経済成長の低下
 - ①分配平等化のため
 - ②貯蓄性向の低下のため
- ⑤仕事のインセンティブの低下
 - ①福祉給付による貧者の仕事へのインセンティブの低下のため
 - ②累進課税による富者のインセンティブの低下のため
- ⑥資源配分上の生産効率の低下—①福祉支出の生産効果が小さいことによる効率の低下
- ④福祉政策と再分配政策に伴う行政コストの増加
- ⑥福祉コストの負担増による国際経済競争力の低下に伴う経済成長の制約

第2表 福祉政策効率論の根拠

- ④有効需要・雇用拡大論……………(T・M・ケインズ等)
(需要不足の低圧経済下で妥当)
- ⑤公的貯蓄拡大論 (私的年金の積立金や労働者共同基金等による私的貯蓄低下の相殺)
- ⑥労働力の効率的利用と能力開発
 - 積極的労働市場政策による労働力の効率的利用と能力開発
 - 教育機会の均等化による能力開発
- ④所得保障と医療・保健サービスによる低所得層全般の保健・体力・気力等の改善
 - {労働力の質量の向上
 - {社会的コストの節約
- ⑥社会的インテグレーションの増進 (R・M・ティトマス他)
 - 所得格差の縮小
 - 居住環境の改善
 - 労働環境の改善
 - 労使関係の改善
 - 社会的不満とコンフリクトの減少

経済成長・貯蓄率低下説への反論

(ミュルダール夫妻) 他

年金——の積立金や後にみる労働者共同基金を計画的に運用することによって、私的貯蓄の減少を公的貯蓄や労働者共同貯蓄の増加によって補なうことは可能である。たとえばスウェーデンでは国の貯蓄の約三分の一が公的年金の積立金の増加の形で行なわれている。

④②の所得再分配が富者の仕事へのインセンティブを減退させるとの論は、不労所得者の場合には妥当しないし、H・ドールトンが強調したように勤労所得の場合にも、所得にたいする需要の税の増加にたいする弾力性は必ずしもマイナスとは限らない。また、所得および掛金と各人の福祉給付を明確に対応させる所得比例的福祉給付方式を一定水準以上の給付の場合に用いれば、そのための負担は掛金の負担者の仕事へのインセンティブにとって必ずしもマイナスにならない。

ミュルダール仮説の妥当性

また第1表の④、⑤、⑥に関しては「平等主義的な社会改革はそれが計画的に行なわれる場合には生産的である」とのミュルダール仮説の妥当性が検討されるべきである。

概していえば、反福祉政策論者は、第1表に示すような根拠に基づいて、福祉政策の非効率性を強調している。これにたいして福祉政策の効率的側面を指摘する北欧、イギリス等の民主的社会的福祉政策推進論者であるウェッブ夫妻、ミュルダール夫妻、R・M・ティトマス等の主張を

総合すると、第2表に示すような論拠が考えられる。社会的長期的観点からみると、福祉政策が、低所得者の健康の増進、能力の開発・利用、社会的インテグレーション(統合化ないし収斂化)の増進(ティトマス)等を通して、福祉政策の対象者の福祉改善と分配の平等化に役立つだけでなく、効率にとってプラスになる側面もあるが、減速成長下では福祉政策のこの側面をこそ「見直す」必要がある。

五 平等化と成長のジレンマ

しかし、どんな楽観的な福祉政策論者も、ある程度以上の福祉政策の拡大と平等化が、成長をそこない、かえって貧者の所得をもそこなう場合があることを否定できない。

労働分配率の定理

「バイ」の分け方の平等化が「マイ」の増加を減らす例として、よく引き合いに出される典型は、所得を利潤と賃金に分ける場合の労働分配率の引き上げと付加価値(所得)の増加とのジレンマ・ケースである。

話をわかりやすくするために、①付加価値(Y)が賃金(W)と利潤(P)だけから成り、②貯蓄は利潤だけから行なわれ(つまり労働者は貯蓄しない)、利潤の貯蓄性向(これを σ とあらわす)は一定とし、③付加価値の増加分 ΔY だけの分配が問題とされる、最も単純なケースを想定し、しかも④封鎖経済で、⑤完全雇用状態にあると想定する。この場合の賃金の増加分(ΔW)を最大にする労働分

配率がどうなるかを考えてみよう。

増加所得(これを ΔY とあらわす)に労働分配率(これを σ とあらわす)を乗じた値である。すなわち

$$\Delta W = \sigma \Delta Y \dots\dots\dots (1)$$

(W:賃金, Y:付加価値=所得, σ :労働分配率)

ところが、所得の増分は純投資に依存し、完全雇用下では純投資は純貯蓄に依存する。単純化してE・ドーマーの供給能力増加式を右の式の ΔY に代入すると、次式のようになる。

$$\Delta W = \sigma s Y \dots\dots\dots (2)$$

(ただし、 σ :貯蓄の生産性, s :平均貯蓄率)

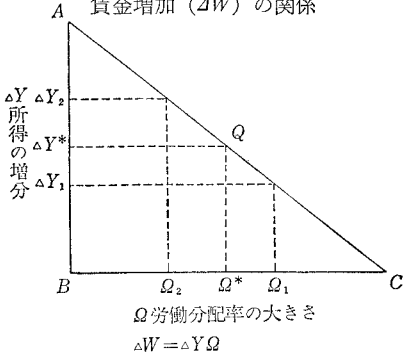
所得が利潤と賃金だけから構成されていて、貯蓄は利潤だけからなされると想定しているから、経済全体の貯蓄率(σ)は、利潤の分配率(産出分配率=1- σ)である(利潤の貯蓄性向(σ))を乗じた値になる。

$$\Delta W = \sigma s Y (1 - \sigma) Y \dots\dots\dots (3)$$

(*)純投資をI、投資の生産性を σ とあらわすと、ドーマーの供給能力式は供給能力の増加 $= \sigma I$ であるが、完全雇用の想定のもとでは、供給能力増加 $= \Delta Y$ であるから、この式を(1)式に代入すると、 $\Delta W = \sigma s I$ となる。この式の両辺を Y で除すと $\frac{\Delta W}{Y} = \sigma s \frac{I}{Y}$ である。また、完全雇用の想定のもとでは $\frac{I}{Y} = s$ であるから、(2)式となる。

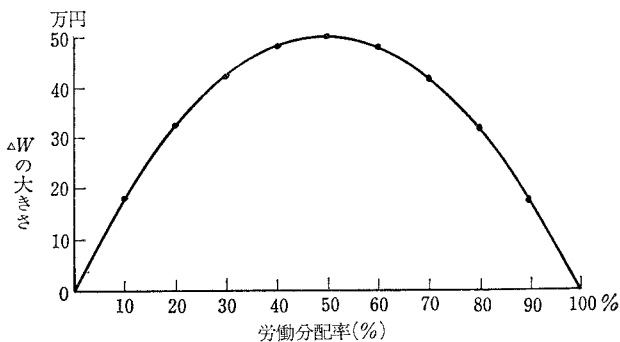
このように労働分配率引き上げは、一方で所得の中の労働側の分

第4図 労働分配率 (Ω), 所得増分 (ΔY), 賃金増加 (ΔW) の関係



第5図 労働分配率の変化と ΔW (賃金増加) の変化の関係

($\sigma: 0.5, s_p: 0.4$, 所得=付加価値: 1000万円のときの実例)



$$\therefore \Omega = \frac{1}{2} \dots \dots \dots (4)$$

右のような条件のもとでの限定された意味での ΔW を最大にする労働分配率は $\frac{1}{2}$, すなわち五〇%であることがわかる。

第(4)式の定理に示された結果が生ずる理由は、第4図によっても説明できる。この図の横軸は労働分配率 Ω の大きさをあらわす。A-C線は、労働分配率 Ω が上昇するにつれて、 ΔY が低下することを示す。すなわち $\Delta Y = \sigma s_p Y(1-\Omega)$ という関係を示している。

しかも $\Delta W = \Delta Y \Omega$ であるから、 $\Delta W = \sigma s_p Y(1-\Omega)\Omega$ となる。この ΔW は Ω の関数であるから、縦軸に横軸を乗じた面積であらわされる。たとえば Ω の場合、 ΔW は、 $B\Omega$ に $B\Omega$ を乗じた四角形 $B\Omega Q\Delta Y^*$ の大きくなる。この図の場合、 Ω^* は $\frac{1}{2}$ すなわち五〇%のときであるが、このとき、 ΔY にと Ω を乗じた値が最大になることは図からも容易に理解できよう。しかもそれは $\sigma s_p Y$ の値に関係なく成立する。

くするという二重の効果を持つ。
この意味での ΔW を極大化するような労働分配率を知るために、右の第(3)式を Ω に関して微分して、 $\frac{d(\Delta W)}{d\Omega} = 0$ となる Ω の値を求めると、 σ, s_p, Y は一定であり、 $\Omega = \frac{1}{2}$ であるから、次式がえられる。

$$2\sigma s_p Y \Omega = \sigma s_p Y$$

五〇%となる。

六 勤労者資産形成の経済的意義

分配率ジレンマのケースを詳述したのは、所得だけの分配の平等化と、経済成長ないし効率の維持とを両立させつつ進めることには限界があり、このジレンマを克服するには、所得分配の不平等の源泉となっている財産所有の平等化または社会化が必要なることを示唆するためである。

もちろんここに示したケースは極めて単純化され抽象化されたケースであるが、労働者が貯蓄せず、したがって労働者が自らの財産を所有しない場合には、所得分配の平等化は、経済成長ないし効率とのジレンマ問題に直面することを示す上で有益である。

この単純化したケースの場合でも、もし労働者が貯蓄するならば、その程度に応じて分配率引き上げと賃金増加のジレンマを克服できることが示唆されるからである。その場合には、①賃金増加の極大化と両立する労働分配率が大きくなる上に、後にもみるように、②労働者は賃金以外に自らの所有する財産から利潤所得をも得るので、二重の意味で所得分配の平等化が進められる。

* 労働者の賃金からの貯蓄性向を s_w とあらわすと、 $1 - \sqrt{s_p} < 0$ のとき、この論でいう意味での賃金増加分を最大にする労働分配

率は $\frac{1}{2}$ (第(4)式) でなく $\frac{1}{2} \frac{1-s_w}{1-s_p}$ となり、 $\frac{s_w}{s_p}$ が大きいほど、

つまり労働者が貯蓄するほど、大きくなることになる。

ある程度以上の所得再分配と労組による賃金および分配率の引き上げは、経済効率に与える悪影響などのために、限界があることは否定できない。A・M・オーカンがいうように、平等と効率との「大きなトレード・オフ」が機会の均等によって緩和できることも事実であるが、それだけではジレンマは克服されない。「配分の効率性と分配の公正との組み合わせ」のためには、「現存の福祉国家政策に代えてでなく、これを補完する」、「財産所有の平等化と社会化のための政策」が必要とされるのである。(J・E・ミード)

労働階級の貯蓄と資本形成力

このことを認識したからこそ、北欧、西独、イギリスの各国の労組や社会民主主義者がこぞって勤労者資産形成による財産所有の平等化構想を提案するようになったのであろう。つまり、ある程度以上の賃金分配率と所得再分配による平等化が効率と安定(インフレーション)をそこなうことが認識されたことが、資本所有そのものの平等化構想が生れてきた第一の理由である。そして第二に、労働分配率の大きな社会では、労働階級の貯蓄と資本形成力がいわゆる資本家の資本形成力以上に大きいことが認識されたためである。たとえば、年金積立金は、勤労者の生涯資産ともいふべきものであるが、スウェーデンでは公的年金の積立金だけで、一九七三年にGNPの三〇%を上回るにいたり、主要民間会社の全株式を十分取得できる額になっている。アメリカでは、P・ドラッカーが『見えざる革命』の中で指摘したように、勤労階級の年金基金が上場会社の株式の約三分の一を所有しており、一九八五年には約二分の一を所有する可能

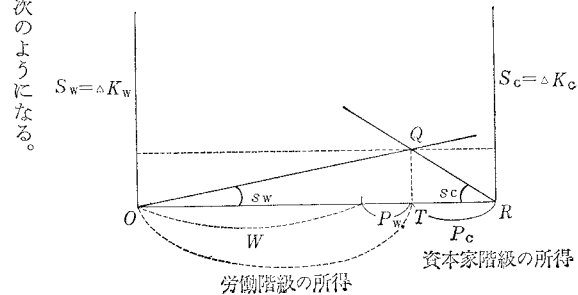
性がある。日本でも厚生年金と国民年金の積立金に厚生年金基金(調整年金の積立金)を加えると、GNPの一〇%以上に達している。こうした事実が、労働階級の貯蓄と資産形成力の大きさを認識させることになった。

労働者資本形成の理論的意義

一方、理論面では、労働者資本所有が分配の平等と効率とのジレンマ克服の道となることを示唆したJ・E・ミードの論と、労働者の貯蓄性向がプラスであれば、それが利潤を生む資本になることを指摘して、勤労者資本形成を含む均衡成長モデルを構築したL・パンネッティの理論とこれをめぐるP・A・サミュエルソン、F・モジリアーニ等の論争が、労働階級の資本形成への経済理論的関心を高めるきっかけとなった。パンネッティ・モデル自体は、労働階級の貯蓄と資本所有を考慮に入れて、N・カルドアやJ・ロビンソンの明らかにしたマクロ的均衡成長モデルを一般化することを目的としたものであったが、サミュエルソンとモジリアーニのコメント論文によって、労働階級所有の資本の成長率が資本家階級の所有する資本の成長率を上回るかどうか、均衡成長の論理を全く異なるものにするのが明らかにされた。

今、国民所得(Y)が利潤(P)を賃金(W)だけから構成されると考え、利潤(P)が資本家所有の資本からの利潤(P_c)と、労働階級の所有する資本からの利潤(P_w)から構成されると想定し、資本家階級の貯蓄性向をs_cとあらわし、労働階級の貯蓄性向をs_wとあらわすと、労働階級の年々の貯蓄(S_w)が、資本家階級の貯蓄

第6図 資本家階級の貯蓄と労働階級の貯蓄



(S_w)を上回る条件は次のようになる。

$$S_w < S_c$$

$$\frac{s_w}{W+P_w} < \frac{s_c}{P_c} \dots \dots \dots (9)$$

$$\frac{s_w}{W+P_w} < \frac{s_c}{P_c} \dots \dots \dots (9)$$

(9)式は、結局、労働者の貯蓄性向差が小さくなり、資本家の所得の相対的分前 $\frac{P_c}{W+P_w}$ が小さくなるほど、 S_w/S_c になることを示している。

もしもパンネッティが想定したように、労働者の貯蓄がそれぞれ労働者の資本形成になると想定すれば、右の条件は、労働階級の所有資本の増加が資本家階級の所有資本の増加を上回る条件にもなる。この関係を図示すると第6図のようになる。この図の横軸ORは労働者の所得総額を示し、OTが労働階級の所得を、TRが資本家階級の所得の大きさを示す。したがって、 $\frac{TR}{OT}$ が、第(5)式の $\frac{P_c}{W+P_w}$ の大きさを示す。また同図のs_w角とs_c角の大きさは労働者の貯蓄性向を示す。縦軸は労働者それぞれの貯蓄額をあらわすが、Q点は、労働者の貯蓄額が丁度、等しく、ともにTRの大きさのときを示す。この場合、労働者の所得分配が丁度、労働者の貯蓄額が等しくなるように分配されている場合を示しているが、もしも、労働者の所得分配比が、このT点よりも右側になれば、第(6)式の条件をみたすことになり、労働階級の貯蓄額(S_w)が資本家階級の貯蓄額(S_c)を上回ることになる。

このような条件下では、労働者それぞれの貯蓄が資本所有に向けられるかぎり、労働階級の資本所有の増分ΔK_wは、資本家階級の資本所有の増分ΔK_cを上回る。そしてこの条件が維持されれば、いつかはやがて労働階級の資本総額(K_w)が資本家階級の資本総額(K_c)を上回り、資本所有者としての資本家階級の重要性は相対的に小さくなっていく。

このようになれば、経済成長と分配平等とのジレンマは克服される。また、労働階級の大規模な賃上げを自制させる説得も容易になるので、所得インフレないしコスト・インフレ問題を解決できる。スタグフレーションをより根本的に解決するためにはここまで進むことが必要であろう。しかもその条件は大抵の先進国の場合、既に存

在する。ただ、労働階級の貯蓄(S_w)を資本所有の増加(ΔK_w)に結びつける制度が欠けているために、労働階級の貯蓄が金融機関や年金基金を通じて資本家の所有する企業に融資されて、資本家の資本(K_c)を増加させる結果になっている。労働者共同基金構想(北欧、西ドイツ、イギリス)や公的年金基金を用いて企業の株式を購入する(スウェーデン、オーストリア労働の構想)方式の意義は、このS_wをΔK_wにする制度を確立するところにあるといえよう。所得再分配型の福祉国家体制が平等化と効率および安定成長とのジレンマを克服するためにこのような制度を導入することが必要となるだろう。

七 福祉改善と「社会契約」の経済的意義

さきに述べたように、需要不足による景気後退下の一つのジレンマは、需要拡大が必要であるにもかかわらず、財政支出拡大が困難になるところにあるが、これと似たジレンマは不況下の賃上げの場合にも生ずる。すなわち、個人消費需要を拡大することは、労働者の福祉改善と有効需要不足を克服するためには必要であるが、生産性を大幅に上回る賃上げは、コスト・インフレとコスト面からの不況を深刻にすることにかなりかねない。つまりスタグフレーションを生むことになりかねない。

このジレンマを克服して、①労働者福祉と分配の改善、②需要拡大による不況克服、③生産性向上を大幅に上回る賃上げの抑制によるコスト・インフレの抑制という三つの目的を同時に達成する一つの解決法は、賃上げ(ΔW)を自制させつつ、減税と福祉給付の拡大によって需要をある程度拡大するようなポリシー・ミックスをい

ゆる「社会契約」的方式で行なうことである。

労働階級の福祉と分配は、賃金だけで決まるのではない。所得以外の福祉（参加とが労働環境の人間化による疎外克服など）を別にしても、次の式であらわす意味での「実質再分配所得」の増大によって福祉は改善する。

$$\frac{\text{労働階級の再分配後実質所得}}{\text{名目賃金}} = \frac{(W + P_w(1-t+b))}{P} \dots\dots\dots(7)$$

1: 労働者の所得で課される税や社会保険料の賃金にたいする比率

b: 労働階級への福祉給付などの移転所得の労働者の所得にたいする比率

p: 物価水準, P_w : 労働階級の利潤所得

$$C = C \left\{ \frac{W(1-t+b)}{P} \right\} \dots\dots\dots(8)$$

$C > 0$

しかし、賃金コスト・インフレ率(ρ)は少なくとも短期的には名目賃金の増加率(ρ')と実質国民生産高増加率(γ)の差の増加関数である。

$$\rho = f(W - \gamma) \dots\dots\dots(9)$$

$\rho' > 0$
したがって、勤労者福祉と消費需要を高めることと、コスト・インフレ抑制という目的を両立させる(すなわち、右の(7)式と(8)式の値を高め、(9)式の値を小さくする)ためには、名目賃金 W の増加を抑制しつつ、労働階級の所得増税(t の引き下げ)と労働階級

の福祉給付拡大(b の引き上げ)を同時に行なうことが合理的である。

もっとも減税と福祉給付の拡大は、他の面での増税をとまなわなにかぎり財政赤字を生むが、この方式で不況を克服して実質国民生産高の成長率((9)式の γ)を大きくできれば、コスト・インフレ率を一層小さくできるし、次年度の税の自然増収を大きくできるので、財政赤字とそれともなうインフレの懸念はそれほど大きくない。

少なくともスタグフレーションを放置するときよりは、経済成長、物価安定、雇用安定、勤労者実質再分配所得いずれの点でも、より良い結果をもたらすであろう。一九七五年に、ノルウェーで導入されたポリシー・ミックスは、正にこのような結果を意図したものであり、かなりの成果をあげた。

以上のように、福祉政策のジレンマは減速成長下で顕著に生ずるが、その克服は十分可能である。しかもそれは福祉政策の後退によってではなく、むしろ所得(フロー)再分配型の福祉政策から資本所有(ストック)の再分配を含む新しい政策の導入によって可能である。

注

- (1) Assar Lindbeck, *Swedish Economic Policy*, 1975, p. 133.
- (2) スウェーデンの景気変動安定制度については拙稿「スウェーデンの景気変動平衡化制度」(『スウェーデン社会研究月報』第八巻第二号一九七六年三月刊所載)を参照されたい。
- (3) Christopher Wheeler, *Whitelcollar Power: Changing Pattern of Interest Group Behavior in Sweden*, 1975, p. 160.

(4) この点に関しては、拙稿「高度成長と物価上昇——その逆説的關係」(『日本経済政策学会年報』XXI, 一九七一年刊所載参照)。

(5) Hugh Dalton, *Principles of Public Finance*, 4th edition.

(6) G. ミュルダール著、加藤寛・丸尾直美訳『反主流の経済学』ダイヤモンド社、一九七四年刊他参照。

(7) ただし S_p が一定でなく、 ρ の変化によって変動するときは、第4図のAC線は直線ではなくなるので、この定理は必ずしも成立しない。

(8) 本文(2)式の S に $S = S_p(1-t)$ の代りに、 $S = (S_p - S_w)(1-t) + S_w$ を代入した上で、 ρ に関して微分して、 ΔW の極大値を求めるとこの結果がえられる。

(9) A. M. Okun, *Equality and Efficiency: The Big Trade off*, The Brookings Institution, 1975 参照。

(10) J. E. Meade, *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*, George Allen & Unwin LTD, 1964, p. 75.

(11) ポーター・ドリックカー著『見えない革命』ダイヤモンド社、一九七六年刊日本語への序参照。

(12) N. カルデア他著、富田重夫編訳『マクロ分配理論』学文社、一九七三年参照。

(13) たとえばオタ・シタ著、篠田雄次郎訳『新しい経済社会への提言』日本経営出版会一九七六年刊四〇〜四二頁参照。

(14) Cf. OECD, *Economic Survey: Norway*, 1977.

共通論題総括

柏崎利之輔

〈早稲田大学〉

高度成長から安定成長への転換によって、福祉政策がいかにあるべきかは、今日のわが国にとって重要な問題の一つである。これについての議論が実り多いものとなるためには、まず「安定成長」や「福祉政策」が具体的に何を意味するかが、問われねばならない。それらの言葉が多様な意味に用いられてきたからである。とくに、福祉政策の目標、手段、および主体について、明確な規定が必要とされる。その上で、「成長」と「福祉」、ないし「効率」と「公正」の間の関係や、福祉の充実に含まれる費用負担の増加の問題が吟味されねばならない。

「安定成長」については、丸尾教授は、減速経済の下で、経済成長率の変動幅が小さく、均衡成長が維持され、その結果として雇用・物価・国際収支の安定が維持される状態と規定した。したがって、それは一種の望ましい状態と考えられている。一方、宮本教授は、この種の安定成長ではなく、むしろ低成長ないし不況の進行という状態を前提として、「環境・福祉政策と財政改革」を議論したのである。これらとの関連で、日本経済が高度成長から安定成長への構造的な曲り角にきているかどうかという問題が、百々教授によって提起された。

「福祉政策」については、丸尾教授は、社会保険と公共サービスの

給付が中心であると考えののたいたし、宮本教授は、所得水準や労働条件に関連する「古典的貧困」と、環境破壊や社会的消費の不足という「現代的貧困」とを解決する政策であると規定した。これに関連して、小松教授は、福祉社会の現代史における位置付けを明らかにするために、福祉政策の重点をどこにおくかが重要課題である点を指摘した。

安定成長下の福祉政策の目標として、丸尾教授は、つぎの四つのジレンマの克服をかけた。それらは、(a)安定成長と均衡財政、(b)完全雇用と物価安定、(c)スタグフレーション下の賃上げと物価安定、および(d)公正と効率の間のジレンマである。

丸尾教授の報告は、主として、これらのジレンマを克服する手段を明らかにすることにかかわるものである。(a)については、景気変動平均化制度の導入、(b)については、マクロ的需要管理政策とミクロ的選別的雇用政策の組み合わせ、(c)については、賃上げ抑制と福祉支出拡大・減税の組み合わせ、そして(d)については、必要原則による給付と能力原則による給付との結合が、それぞれ提示された。

一方、宮本教授は、現代的貧困の問題に直接的に関連する環境を保全するために、社会的費用の内別化、補助金や課徴金を用いる財政による介入、および行政による直接介入という手段を示唆した。

ただし、絶対的損失が含まれる場合や、受益者と費用の負担者とが異なる場合には、便益・費用分析が有効でないと論じた。

また福祉政策の主体に関して、宮本教授は、環境の破壊と社会的消費の不足が不可逆的な損失を全市民に及ぼすという理由で、自治体が投資支出の主体となり、国が財源を保証するという仕組みを提唱し、そのさい住民運動が必要であると主張した。このような住民参加のあり方については、百々・小松両教授から批判的コメントがなされた。一方、四つのジレンマの克服をとりあつかう丸尾教授の場合には、国と自治体との間での役割の区分はとくになされる必要がなかった。

ところで、低成長ないし不況の進行とともに生じた「財政危機」に関連して、宮本教授は、財政改革のあり方が今後の福祉政策をきめると考え、五つの論争点を示した。それらは、(a)公共的サービスの公私両部門間での配分の仕方、(b)行政事務の国と自治体との間での配分の仕方、(c)福祉充実のための財源拡充の仕方、(d)国と自治体との間の財政関係の変更、および(e)「財政自治権」である。財政問題については、藤田教授から数多くのコメントがなされたが、とくに、社会保険の充実により一般財源が他の福祉にまわらなくなる可能性が指摘された。

たしかに、国のレベルでなされること、自治体のレベルでなされることを適切に区分することは、必要である。しかし、財政改革だけで「現代的貧困」を克服することができない。財源の拡充は、誰がどれだけ費用を追加的に負担するかの問題である。「高負担」を前提とした公共支出の拡大が、安定成長の達成を困難にする可能

性は少なくない。これに関連して、百々教授によって指摘された、福祉政策にかんしてのスウェーデンと日本との間での環境の相異にも、注意が払われねばならない。

以上のように数多くの示唆に富む論点を提示された報告者、予定討論者、および会場から討論に参加された方々に、感謝いたします。

計画の再検討

——政策目的と手段の選好システムをめぐって——

尾上久雄

〈京都大学〉

一 実効性欠如の経済計画

はじめに経済計画が具備すべき公準というものを考えてみたい。ここで経済計画の公準というのは経済計画の一般的な存在理由や現実の個々の経済計画の評価の基準を意味している。経済政策に経済計画性を意識的に導入するからには、それなりのメリットがなければならぬ。また特定の経済計画を検討するには一定の評価基準がなくてはならない。そのようなものとしての経済計画の公準にはいろいろ考えられる。ここではそのうち重要なものとして無矛盾性、明示性、総合性、実効性などを挙げてみたい。

無矛盾性は恐らく第一の公準ともいえるべきものであり、いろいろな政策目標と政策手段を含んだ計画モデルの内部に矛盾があってはそれは計画の名に値しない。無矛盾性の中には、もう一つ別の重要なものがある。それは計画モデルが現実の経済過程と矛盾しないということである。明示性というのは、一國の複雑な経済政策の体系を国民の前に明解に示すことであり、計画がしばしば数式の形をとることも根本的にはこの公準から生まれたものである。総合性は國

民経済の全貌をとらえるために必要な重要な問題が計画モデルの中に欠如していない、ということである。たとえば公害現象といったような問題は、かつては計画モデルの外に置き忘れられていた。また日本の計画は最近まで賃金と利潤の関係をあいまいにしておく傾向があった。

結局以上のような公準は、実効性の有無と関連する。計画と現実との間に矛盾がなく、国民経済の重要問題を総合的に含み、国民の前に明示された計画が、現実に国民の了解(単に形式的合意でなく)を得られるならば、この経済計画は当然大きな実効性を持つはずである。

いろいろな公準に照して過去の日本の経済計画を個別評価することとは、ここでは不可能なので問題を実効性という最後の公準にしぼって考えてみたい。

日本は「経済自立五ヶ年計画」(昭和三〇年)以来二〇年余りの間に八つの長期計画を持っている。このうちはじめの五つの計画は、計画策定の直後から成長率の実績値が計画値を上回ってしまったために実効性を失ない、第七回計画(四八年策定)も充足する間なし

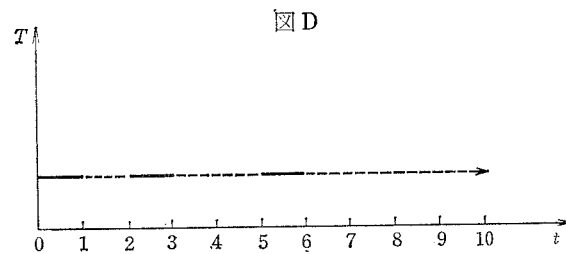
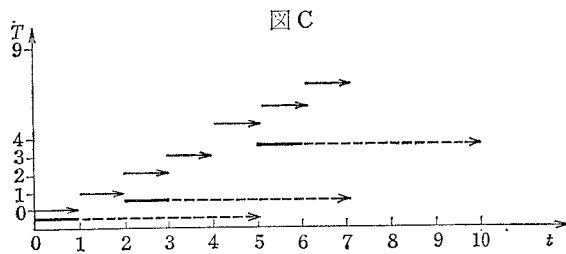
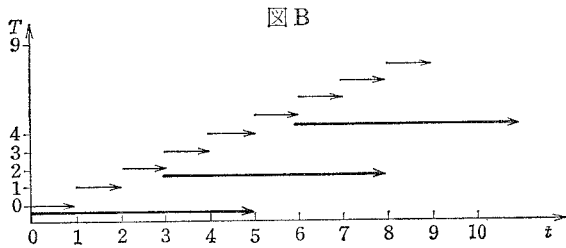
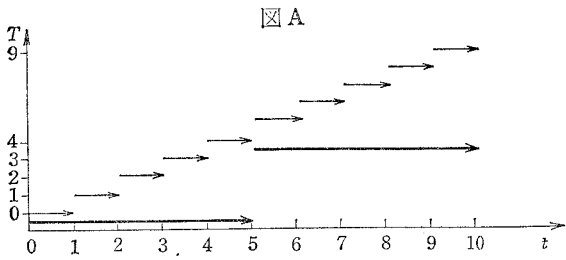
に石油ショックで実効性を失ってしまった。

ここで断っておかなくてはならないのは、実効性と実行性の差異である。経済計画を予測計画(forecasting or perspective plan)、指示計画(indicative plan)、実行計画(active plan)などに分けるとすれば、日本の計画は本質的には予測計画か、せいぜい弱い指示計画であって、政府の責任をとらなくなった強い政策実行を余り含んでいない。ここで問題なのは、そのような実行性の有無ではなく、指

示計画であっても予測計画であっても、指示なら指示の、予測なら予測の効果の有無が問題である。現実には計画の内容を規定するのは、それぞれの年次の経済政策であるから、計画の実効性は経済政策が多少とも計画の線に沿って行われている間は維持されているということが出来る。今経済政策が経済計画に沿って行なわれ、従って計画が意味を持っている状態を図に示すとAのような形になる。しかしこのような状態は社会主義経済においてすら難しい。計画の初年度から後の方になるに従って計画と現実との間に偏差が生じてくる。そこで長期計画を最後の一年、二年の計画年次に新しいものにシフトさせるような方法(図B)を採用している國もある。一種のローリング・プラン⁽²⁾である。

(縦軸Tは長期計画と年次政策の開始年度、横軸tは適用期間を示す。)

ローリング・プランにはさまざまなものがあり得るが図Bのよう



な簡単な形のものも、ローリング・プランの一つとして考えられるだろう。日本の計画は一見図B型に見えるが、とてもそのような意識的・計画的なものではない。図のCにおいて、五カ年計画の実線の部分は経済計画が多少とも現実の経済政策と関連性(弱い実効性)を持っていて期間を示し、点線の部分は経済計画が無用の反故か、単なる歴史的文獻になり下ってしまい、現実の経済政策との関連性を失った期間を示す。過去の日本の経済計画が現実の年次経済政策と関連性を持っていて、計画策定当初の一年間位であって、後は次の経済計画ができるまで無計画時代が続き、そのうちに思い出したようにまた新しい長期経済計画が策定され、また同じ過程を繰り返してきたことを示す。図Dは図Cの投影図で、こうしてみると、日本は過去において計画と政策の多少とも結びつきを持った短い時間を断続的に経験したにすぎないことになる。全体としてそれは計画の歴史というより無計画の歴史といえる。この短い一年とは、鳩山内閣の経済政策との関連性を多少とも維持していた「経済自立五カ年計画」の最初の一年とか、岸内閣の輸出ドライブと低消費、強蓄積とかかわりを持った「新長期経済計画」の策定当時の一年間である。

ここで私は計画や政策の内容の評価を検討しないで、ただ計画と現実の経済政策との関連性だけについて述べているのであるが、形式と内容とは切り離して考えられない。計画が無矛盾性、明示性を充分具備し、輸出ドライブと強蓄積の部分的整合性だけでなく、国民生活の重要部分を包含した総合性を具備して一定の国民的合意を得た経済計画は当然可成りの実効性を持つはずである。六〇年安保

のあとをうけた「所得倍増計画」は、池田内閣の現実の経済政策とのかかわり合いにおいて他の計画よりも少しだけ長い寿命を持った。それは輸出ドライブと低福祉・強蓄積の現実政策に、社会資本の(それも実は産業用のそのの)充足と二重構造の克服という装身具をつけたけれども、国民生活の全般にわたる真の総合性を欠いたものであった。従って強蓄積の部分的整合の外に投げ出された部分は後に大きな行詰りの原因となったのである。環境問題、狂乱物価、石油ショックそして不況などはこの時代の経済政策の結着を示す。

経済計画の実効性欠如の問題に関連して人びとは往往予測の適中率だけを問題にした。しかし実効性を規定する要因としてもう一つの大きなものは、計画の線に沿った政策が実際に履行されたか、どうかの問題である。一番新しい第八回目の計画は、やっこの点を明確に取り上げ、「既存の政策手段のみでは政策の実効性が確保できない場合も予想されるため、租税政策等の活用による景気調整等の新たな政策手段の導入についても早期に検討し、需要管理手段の多様化を図るとともに、政策発動の機動性を高める」と述べている。これは単なる予測計画の域を出た政策志向的な方向を示したものであって、「今の政府の政策をこのまま続けて行く」と将来もうまく行くであろう。」というような発想の予測計画から一歩出て、「目的を達成するためには何をなすべきか。」という政策モデルの意識を含んでいる。私は前者を「手段Ⅱ外生、目的Ⅱ内生」モデルと呼び、後者を「目的Ⅱ外生、手段Ⅱ内生」モデルと呼んできたが、これら両者の違いと経済計画の決定経路の問題を次に論じたい。

二 政策モデルの原点

——因果モデルの政策モデルへの発展——

日本の経済計画に用いられているような計量モデルは、経済学の歴史においてどのあたりに原点を持っているか。この問題の契機は単なる学説的興味ではなく、日本の経済計画のモデルが、どのような性格のモデルであるかを再検討する為の手掛りを把むことにある。

おおよそ、消費、投資といったような巨視的概念を計量的に集計したものを連立方程式体系で示して、それによって国民経済の体系を明示する方法が用いられたのは今から三〇数年前のことである。おそらく歴史上最初の計量モデルは一九三六年ティンバーゲンがオランダ経済学会で発表した「一九三六年のための経済政策」のモデルである。このモデルの方程式の数は二十四で、現在オランダで用いられている、いわゆるオランダ・モデルの規模と比べてもはるかに小さいモデルであり、今日日本で使用された計画モデルと比べてもはるかに小規模で、今日の水準からいえば、むしろ教育用のベビィ・モデルのようなものである。それにしても、経済理論に統計的数値をあてはめるこの試みは、当時は画期的なものであって、ジョン・メイナード・ケインズは一九四〇年に『エコノミック・ジャーナル』紙上でこのような手法に疑問を呈し、これを「統計的錬金術」と評した程である。

しかしこのモデルはことばの真の意味における政策モデルではなく、一種の因果モデルであり、より厳密に言えば経済体系における

因果関係を外挿法を用いて将来に当てはめて予測モデルにしたものにすぎない。このことはティンバーゲン自身が、後にも認めていることであって、彼は第二次大戦の末期にオランダがナチスの占領から解放されると、社会党(労働党)主導の連立内閣のもとでの経済計画の責任者となり、そこでの現実体験とラグナル・フリッシュのディンジョン・モデルの考え方を結びつけ、それによって「一九三六年のための経済政策」のような因果モデルを今日オランダ・モデルあるいはティンバーゲン・モデルと呼ばれるような政策モデルにつくりかえ、これを現実の経済政策に応用したのである。既存の政策に合ったような計画が作られたのではなく、計画モデルから政策が作られたことが画期的である。

因果モデルというのは、ある経済的原因が特定の経済的結果を生み出す関係を明示するものであり、因果モデルは狭い意味での経済理論モデルでもある。政策モデルは外見は因果モデルと全く同じような形をしているが、次のような点で特に意識的に政策志向的な性格を持っている。

すなわち因果モデルにおいては、原因が外生変数であり、結果が内生変数としてモデルの中から生まれてくる。これとは逆に政策モデルにおいては、目的変数(target variables)は外生変数(exogenous variables)であり、政策変数ないしは手段変数(instrument variables)は内生変数(endogenous variables)である。すなわち因果モデルは「ある経済的原因が与えられるとその結果はこうなる」という因果関係が示されるのに対して、政策モデルではある目的を達成するためには「何をなすべきか」をモデルの中から、モデルの

解として内生的に導き出すことになる。それは「ある目的を達成するために、どのような政策手段をとるべきであるか」というモデルである。

「一九三六年のための経済政策」のモデルが全くの因果モデルであるかという点でそうではない。このモデルは、代替的な六つのケースの因果関係をシミュレートして、その中でどのケースが一番望ましい結果をもたらすかを示した。従ってこれは因果モデルから政策モデルへの過渡的なモデルであるといえる。

日本の経済計画モデルは近年この種のタイプをとっている。すなわち、数個のケースを明示して、そのうちで望ましいのはどれであるかという結論を示している。しかしこの種の代替モデル方式は応用にして数個のケースのうち政府が最終的にとりあげる一つ以外のケースは「当て馬」として陳列されているかの感じがしないでもない。すなわち果してここに並べられたケース以外にもっと良いケースが存在しないのだろうか、という疑問が当然起こってくる。仮にそのようなものが存在していても政府が、意識的に既存の権益を保護するために示していないかもしれない、また政府にとって都合の悪いものを隠しているかもしれない。

これに反して目的外生の政策モデルの場合にはある目的を達成するための最良の方法がモデルの解として生まれてくる。もし目標変数が余りにも多く、しかもそれらが相互にトレード・オフの関係にある場合には過剰決定になって解がでない場合がある。すなわち「任重くして道遠し」の現象が起る。その場合にはいまままで使用しなかったような政策手段を採用するか、あるいは政策手段の値を

いは企業集団の要求が政治的な選好過程を経て目的変数を選び、計画決定過程（中央計画局・各省市などの調整）を経て手段変数の種類と値を決定し、モデルの中から解として出て来る手段変数の値が現実の制度的な境界条件や勢力関係の境界条件につきあたると境界条件そのものを変更するか、あるいはフィード・バックを行って、目的変数の数を減らしたり変数の値を低く修正するといったようなプロセスを示している。

図のⅡにおいては、大企業の集団と官庁との情報交換によって既存の制度的な境界条件の中で政策手段の種類と値が決められてしまつて、計画決定過程では、「この政策を採用すればどのような国民的目標が実現するか」を公に示す作業だけが行われる。

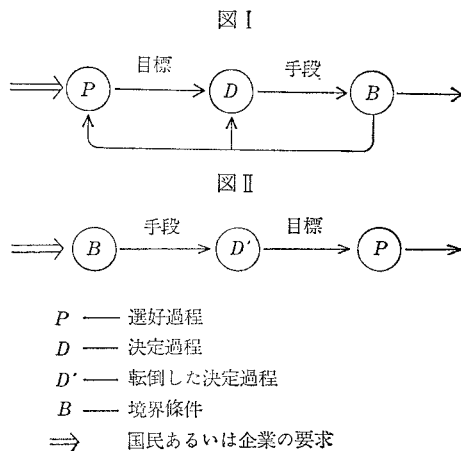
※ちなみにこれを連立一次方程式の計画モデルで示すと次のようになる。

$$\sum_{j=1}^n \alpha_{ij} X_j + \sum_{k=1}^n \beta_{ik} Y_k + \sum_{l=1}^n r_{il} Z_l = U_i$$

$$i = 1, \dots, n \quad j = 1, \dots, n \quad k = 1, \dots, n \quad l = 1, \dots, n$$

ここで N は方程式の数、 α_{ij} 、 β_{ik} 、 r_{il} 。

X は局外変数を示すベクトル、 Y は目的変数を示すベクトル、 Z は手段変数を示すベクトル、 U は与件のベクトル。局外変数とは国民経済体系全体の記述に必要であるが当面の経済政策には無関係なもの。目的変数は実質国民所得、雇用量、国際収支などを示し、手段変数は課税水準、公共支出、為替レート、「所得政策」を含む場合の賃金水準などを示す。与件は経済政策体系の外から与えられる海外需要や世界市場価格などである。この他に



制約している現実的条件をとり除くことを実行するか、あるいはやむなく政策目標の数を減らしたり目標変数の値を引き下げることになるかもしれない。このようなプロセスを経て計画策定は再び初めからやり直される。このようなプロセスをとると、経済政策の決定過程は国民の前に明示され、望ましい政策手段が存在しうるにもかかわらず政府がその採用をさしひかえているような事情があっても、そのことは赤裸々に国民の前に明示されてしまう。おそらく目的外生モデルの採用に政府が躊躇する理由はそこにあると考えられる。

この関係を簡単な図を描いて考察してみよう。図のⅠは国民ある

度以上の公共支出は不可能であるというような境界条件は不等記号で示すことが出来る。

政策モデルにおいては目的変数は外生変数であり、手段変数は内生変数である。「何をなすべきか」がモデルの中から出て来る。これに対し因果モデルないし予測モデルにおいては手段変数(原因)は外生変数であり、目的変数は内生変数である。

このようにして生まれた計画は既存の政策を弁護し宣伝するような役割を演じ、計画は単に既存の政策のデモンストラーションのようなものになってしまふ。かつてイタリヤの中道右派政府が作成した「ヴァノーニ計画」を評して、あるアメリカの経済学者は「この計画は政府が現在採用している政策をそのまま続けて行けば、全てうまく行く」という宣伝のための計画であり、言いかえると「世論が求めている改革をしなくてもよい」ことを説得するための計画であると評したことがあるが、この批評は日本の経済計画にもあてはまりそうである。

現代の経済計画の中に掲げられる目標は、国民的合意を考慮に入れないければならないから、不平等の是正や二重構造の是正、あるいは社会福祉の充実といったような目標を掲げるのが常である。しかし根本的には資本蓄積を最大の目標とする私企業を基盤にした経済体制のもとで、これらの公示目標を達成するには相当強力な指導的努力や改革が必要であるにもかかわらず、既存の権益を損う危険性のある政策の採用には権益そのものの側から強い抵抗をうける。日本の経済計画が、強蓄積と、その反映である高い成長率だけについては実績値が、はるかに計画値を越え、他の目標変数、たとえば福

社関連目標がなかなか達成されないのは、このためである。

私が先に述べたことを「目的Ⅱ外生、手段Ⅱ内生」のシミュレーションさせ行えば事起りするという風に解するのは誤りである。まず第一に、いかに「目的Ⅱ外生、手段Ⅱ内生」の政策モデルを採用するとしても、その前に既存の政策のままでの因果モデルないしは、予測モデルを作らないで、一挙に政策モデルを作ることには不可能である。過去の因果モデルから政策モデルを作る場合には、目的変数には期待値をそのまま与えるが、予測モデルから政策モデルを作る場合には、目標変数には期待値と予測値の偏差を与える。これは技術的な問題であるが、もっと重要なことは、目的をモデルに与える以前に、目的選好そのものが民主的な社会的選好過程を通過して行われなければならないということである。そのような目的選好過程がなければ図のⅠに示されたようなフィード・バックのシステムも有効に機能しない。したがって民主的な選好過程の存在は「目的Ⅱ外生、手段Ⅱ内生」型の政策モデルに不可欠の条件である。第三にこのような計画モデルから出て来た政策推奨の線に沿って政府は現実の政策を採用しなければならぬ。この三つ条件の充足によって経済政策への計画性導入が積極的な意味を持つようになる。

三 目的と手段の社会的選好システム

実効性を主な公準として、経済計画の性格を検討してきたが、いかなる経済体制のもとにおいても経済計画が実効をあげるためには、その社会の構成員の一定の合意が必要である。私企業システムが経済体制の基盤となっているような社会においては、利潤と賃金とい

行動を予め計算に入れ、民主的制御によって合意による誘導に成功しなければならない。アントニオ・グラムシは西欧市民社会における合意の意味をいち早く積極的に考えた人である。運動が合意獲得のヘゲモニーの争奪の形をとるところに、民主主義が一定段階に進んだ国の特徴がある。

※「ヘゲモニー」の概念は連合ないし同盟内部におけるものであり、連合外に対することの連合の関係はヘゲモニーでなくディクテーターシップである、というグラムシ解釈がある。この解釈にはグラムシと従来からの理論との共存をはかる苦心のあとが見られるが、今日の西欧社会でもっと広い領域での合意を通ずるヘゲモニーの意義を考えねばならない。

経済計画の決定経路における合意の形式は社会的政治的勢力関係の異なった条件のもとでさまざまな形をとる。経済計画の目的と手段の選好システムがビッグ・ビジネスと政府というサブシステムだけの間の「協調」によって行われているフランスの有名な「協調経済」は国民的な規模の選好システムを通じてでなく、本来サブシステムにすぎない選好システムを通じて動いている。オランダの経済計画モデルが労・使・政府の三者機関（社会経済協議会）などを含む国民的システムで決められた「目的Ⅱ外生、手段Ⅱ内生」型のモデルであることは有名である。しかしそれも第二次大戦後の蜜月時代を過ぎると、ティンバーゲンの改良主義的理想からさへ離れて悪名高い「所得政策」の道具立てのようにになり、穏健な労働組合の合意を得ることさえ難しくなっている。イタリアでは中道左派政府はオランダ型所得政策の受け入れ機関にしようとして国民経済協

う二つの主要なカテゴリーが対立し、それぞれのカテゴリーには資本家と労働者という主体が存在しているから、この二つのグループの合意が必要となる。私企業システムが支配的な経済体制では、もちろん前者が最終的な権力を持っているので、後者の合意は前者の強制によってやむなく行われるものであったり、教育や宣伝によって誘導された合意であったりする。しかし今日では後者もまた一定の勢力を持ち、対抗的な教育・宣伝力も持ち、従って合意達成の過程で後者が一定のヘゲモニーをとることもしばしば見られる。国民を構成する諸階級・階層・グループは近年の経済発展の中で新しく編成されるようになり、農民、中小企業というような従来のもの他に、公害に対抗する住民・市民、あるいは社会福祉の獲得を共通の利益とする市民というような次元でのグループの存在もますます重要になっている。

これらの階級・階層・あるいはグループは国民経済運営の過程での、いわばアクター（行為者）である。かつてティンバーゲンが大企業や労働組合を経済政策運営のアクターと規定したとき、これを批判して政府だけを経済政策運営のアクターであるという表面的な議論を主張した学者があったが、私はこの点ではティンバーゲンの理解の側に立つ。何故なら最終的に合意を得ることが出来なければ、いかなる政策も計画も履行を妨害されて机上プランに終らざるを得ない。資本の側に立つ政策も労働者側の全面的拒否にあえば、その実効性を失う。また逆に私企業の存在する経済体制の中で行われる限り、イタリアの構造的諸階級のヘゲモニーによる経済計画も、資本の側の全面的拒否にあえば、その実効性を失うから、資本の反応

これに対し、わが国には官庁の任命した学識経験者（労組代表も組織代表としてでなく学識経験者として参加している）によって構成される諮問機関は存在するけれども、ヨーロッパ型の三者機関は存在せず、計画作成当局から出された計画が閣議の承認を得ると、そのまま国民の前に公表されるだけである。従って閣議だけが政策選好システムとして最後に機能する。

ヨーロッパにおける経済計画選好システムとしての三者機関（あるいは労・使の二者機関）の形成は第二次大戦中における労働者階級の国民の中でのヘゲモニーの増大と密接な関係があり、オランダの三者機関である経済社会協議会や労働協議会（Labour Foundation）は直接・間接戦時中のレジスタンスの際の労・使の協力組織から由来している。しかしそれは戦後次第に労使協力機関の方向へ性格変貌している。それと対照的なのはイタリアにおける「批判的参加」の方向である。

経済計画ないし経済政策選好システムとしての三者機関（ないし二者機関）の直接的由来は、それぞれの国の民主主義の性格によって条件づけられているが、このような機関の発生理由は、もっと根本的には現代における生産諸関係の変化や生産諸力の性格の変化に由来している。従ってその歴史の意味は西ヨーロッパだけに存在するのではなく、日本もアメリカも含んだ世界的範囲に存在す

と思われる。次にその理由を考察する。

四、参加の諸形態と必要性

三者機関発生の客観的根拠は、現代経済政策ないし経済計画の選好メカニズムとしての近代代議制の役割が低下していることから起っている。近代代議制が歴史上成立した当時は、近代国家が行使した経済政策の内容は今日ほど質的に重要でもなく量的に複雑でもなく、せいぜい保護貿易か自由貿易かといったような程度であった。しかし一九三〇年代を一つの契機として経済政策の内容は画期的に複雑になり、一定地域の人口に対し一定数の代議士を選出する近代代議制が、資本家、労働者、農民という階級区分ならびに小階級区分などの利害を反映するには不十分な面が出て来た。しかし国民の各層は次第に経済政策にかかわる自己の利害関係を生産諸関係の中での自己の地位の中に見出すようになり、やがて近代代議制の中に普通選挙制が導入され、さらに労働者の代表ないし労働者の政党が一定の勢力を確立し、さらに比例代表制が導入されるようになる。政党とはまさにこれら諸階級、あるいは「利益集団の連合」(ドーフマン)であり、政府とは「勝利した連合」である。

このようにして近代代議制議会がまさに経済政策の選好にも適合した役割を果そうとするとき、経済政策は意識的に議会を避けて決定されるようになる。口実として挙げられるのは、地域割りの定数に応じて選出された代議士には、ますます複雑化し専門的となった経済政策(まして経済計画)は理解されないのの官庁がビジネスとのコミュニケーションから得た情報によって経済政策を処理した方

が能率的である、ということが挙げられる。確かにこれは事実の一面に当てはまっている。比例代表制の導入などによって近代代議制を補強してこの問題を解決しようという方向は、古い「連合」から足を引っぱられ、むしろ経済政策ないし経済計画の選好システムにおける「議会の凋落」(カーシュン)の現象が現われる。もともと近代代議制の成立が遅く、しかも普通選挙制を導入して間もない後進性と「議会の凋落」の早期性の二重の性格を持った日本において、未曾有の重要性を持った経済政策である「金解禁」が全く議会の審議を経ずに実行された歴史的事実は、上述の傾向の典型である。今日近代代議制の果すべき役割がますます重要になりつつあるときに、この傾向は一層強まり、議会は予算承認の儀式を行う場所になりつつある。

しかし「勝利した利益集団の連合」にしても、他の連合を無視し続けることは経済政策の円滑な運営のために不適切になって来たので何らかのシステムを必要とするようになって来る。これが三者機関の出現の一つの契機である。この客観的契機は日本にも生まれている。経済政策全般にかかわる三者機関は日本には存在しないが、すでに個々の問題について三者機関に似た形式の審議会や諮問機関が中央レベルにおいても地方レベルにおいても多数存在している事実がそれである。

この契機、つまり個人としてでなく階級や階層が全体として政策決定に参加しなくてはならない契機は、近代代議制という制度的、上部的条件に生まれているだけでなく、生産力の社会的性格の変化にも条件づけられている。個々の労働者とかれが生産性に寄与した

度合を明示的に結びつけることが出来たような生産のメカニズムの段階では、出来高払い制が生産性の上昇に役立った。しかし今日では生産性は企業の中で全体として結合した労働者全体の不可分の成果であり、生産の成果からの分配は生産に参加したものが全体として協議し評価するのが適切になってきている。労働者が自分の利益を、個人としてでなく労働者全体で主張せざるをえない客観的条件は、ますます拡大している。この傾向はオートメーションの導入によって飛躍的に強まり、企業レベルだけでなく国全体の経済政策や経済計画の決定方式に関しても影響を及ぼすであろう。なぜならすべての国の経済計画は明示的にか暗黙的にか、必ず生産性と分配にかかわっており、その意味ではすべての経済計画は広い意味での「所得政策」を含んでいるからである。

先進資本主義国における長期経済計画の必要性の契機は、技術進歩の結果企業、特に大企業の資本構成における固定資本の比重の飛躍的増大に由来する。第一に企業にとっては固定設備に対する投資の巨大化は、生産と販売の継続的安全性の保証を必要とし、そこに長期経営計画の必要性が生れる。特に国民経済の中に大きなシェアを持つ大企業にとっては国民経済全体の巨視的長期経済計画と自己の長期経営計画との結びつきは直接的である。このようにして長期経済計画の必要性の増大と計画決定への「参加」の社会的要請の結びつきは先進資本主義国にとって一般的な傾向であって、二者機関あるいは三者機関の存在理由は西欧に特殊なものでなく、日本を含む先進資本主義国に共通である。特に日本は戦後世界的に見ても目立った技術進歩を経験して急速な生産力発展を実現したために、前

述の傾向は今後重要なものになるであろう。以上、計画決定への「参加」の問題を企業の内部に発生させる契機と長期経済計画の必要性とは生産の大規模化とその社会的性格の増大から生まれるのであり、高度成長期に大規模な設備投資とオートメーション化を行ってきた日本においては経済計画決定への「参加」の問題の拡大する客観的基盤が西欧以上に存在するにもかかわらず、その基盤に立った意識化は西欧に遅れている。

生産力の社会的性格の増大の一層強い影響は特に日本では企業のもたらす社会的費用の問題、環境問題に集中的に現われている。生産の特定プロジェクトに関する重要問題と直接かわる者が、そのプロジェクトに関する「委員会」での決定に参加すべきであるとするれば、影響を受ける住民やその生産物を買う市民は当然さきの労働者の参加に並んで加わるべきであるにもかかわらず、生産に関する決定はいわば「秘密の委員会」(中井正一)によって行われるのが常である。このことは国民経済的マクロ経済計画のレベルについても言えるのであって、経済計画が狭い経済次元だけでなく外部性を含めた総合性の公準に従わなくてはならないと同時に、この面でも参加の問題が一層必要となってくる。

私は小稿で西欧型の三者機関を理想として、その導入を推奨しているのではない。二〇年も三〇年も前の西欧において、すでに何らかの参加問題が起っている事実を、これらの「参加」の短所や不十分さにもかかわらず、一つの客観的契機の発展の結果として認識しなければならぬと考えるのである。この客観的契機は、近年の日本において一層成熟している。

五 制度的諸改革との連動の必要性

今日までの日本の経済計画の全体を通じて見られる、もう一つの特徴は制度的諸改革と量的モデルとの結びつきが全くないことである。もちろん計画の内容となる現実の経済政策そのものが、「通常の経済政策」(ランゲ)ないし「量的経済的政策」(ティンバーゲン)と呼ばれるべきものであって、敗戦直後の三大改革以来今日に到るまで、およそ「社会経済的構造政策」(ランゲ)ないし「質的経済政策」⁽¹⁴⁾、中でも「基盤を変える改革」(ティンバーゲン)に相当するようなものをほとんど持たなかった我国においては、官庁の策定する経済計画だけが大きな制度改革と連動するわけには行かないであろう。

ところが計量経済モデルの原点として私が入り上げた前述の「一九三六年のための経済政策」のモデルが、実は制度改革と連動したものであったことは興味深い。このモデルには六つの代替的ケースのシミュレーションが示されていて最後にそのうちのひとつが一番よいものとして推奨されているのであるが、ティンバーゲンがこのモデルの中から選り出して推奨した代替的経済政策こそは彼自身⁽¹⁵⁾がその作成に参加した「労働計画」(Labor Plan)であった。この「労働計画」というのは、一見労働の資源配分計画のように見えるが実は一九三〇年代にヨーロッパの社会民主主義的な諸政党の間に流行したもので、労働者の側からの国民的経済政策の提案を体系化したものである。ティンバーゲンはよく知られているようにオランダ労働党に属し、その青年時代にこの労働計画作成の任に当たった

である。この「労働計画」は一部産業の国有化や社会保障制度の改正などの制度改革を含むものであった。⁽¹⁶⁾制度改革そのものは量的モデルに書き込むことはできないが、それに伴って起こる量的な経済現象の変化は量的モデルに表示出来、またしなければならぬ。そのような計画手法の次元のほかに、日本の現実の経済政策の課題達成のために制度改革を含む質的経済政策への要請が次第に大きくなって来ている事実は一層重要であり、独禁法の改正や税制の改革などがその一例である。

※なお同じく「労働計画」の名を冠する進歩的経済計画の問題を一九三七年オスカー・ランゲは有名な論文『社会主義的経済理論について』⁽¹⁷⁾の後半で論じたが、これは前述の改良主義的のものとして「移行の政策」(Policy Transition)として書かれたものであり、第二次大戦後イタリアの構造的諸改革の運動の、ある時点での体系化である「労働計画」(Il Piano di Lavoro)もむしろ後者の線に沿っている。⁽¹⁸⁾

かつてブレイブルックとリンドプロムは量的経済政策選好の場をインクリメントリズムのレベルでの政策選好として扱った。⁽¹⁹⁾図の縦軸は理解の強さを示し、理解度は上に向う程強く下に向う程弱い。横軸は政策のもたらす変化の強弱を表わし、右に向う程強い変化、左に向う程弱い変化を示す。この図式の中にティンバーゲンの政策モデルの世界を求めるとすると、それは第2象限に位置づけられるであろう。⁽²⁰⁾そこでは弱い政策的変化(わずかな量的変化)が、近代的な社会的合意や契約の下で行われる。それでは私が今述べた社会経済

1	4
2	3

的構造政策Ⅱ制度的改革はどこに位置するかといえ、一応それは第1象限に属する。

しかしながら、これはいちがいにはない。⁽²¹⁾もともと社会経済的構造政策は、既存の利益集団から「強い抵抗を受ける政策」(ティンバーゲン)であり、保守的な側から絶えず「強過ぎる」(ランゲ)と反対される。何故ならそれは所有と結びつく社会的基盤の変化を伴いがちであり、その意味で「制度的硬直性」(ドレフノフスキー)に逆らうものであるから、この政策推進は第2象限から突如第3象限に問題を移すかも知れない。⁽²²⁾

およそ図式を示すときは、図式主義を警戒しなければならぬ。ある特定社会の政策決定の場合、例えばティンバーゲンの経済政策の世界、あるいは逆にチリのアジエンデ政権の改革が、この図式の特徴の象限、例えば第2象限と第4象限に位置するとしても、それは固定したものでなく、何らかの諸条件の展開によって第1象限から第2象限に、あるいは第4象限から第1象限に移ることも大いにありうる。量的経済政策といえども、その変化の幅が大きくなれば質的政策以上の抵抗を受けることもあることは、ティンバーゲンの指摘の通りである。

日本において制度改革が長い間経済政策に取り入れられなかった原因は、政策主体である特定の「利益集団の連合」(ドーフマン)がこれを好まなかったためである。しかしながら日本においても他の諸「連合」が政策主体になりうる可能性が大きくなれば、西欧型の政策変化の基盤は拡がる。⁽²³⁾

以上、一―五の各節を通じて考察してきた「計画の再検討」の問題は、結局次のような抽象的な課題を日本の経済計画の将来の在り方に対して提示することになる。すなわち第一に明示性(国民の前への関連情報と策定過程の公開)などの公準を伴った実効性の達成、第二に単なる予測モデルから政治的責任の所在を明らかにした政策モデルへの発展、第三に諸階層の決定参加を拡充するような社会的選好システムの構築、第四に量的モデルと制度的改革を連動させるような経済計画への志向、これら四つの課題の提示をもって小稿を終る。

注

(1) 尾上久雄「新経済計画の日本の特徴」『エコノミスト』一九七〇年四月二二日、二六頁。

尾上久雄「日本の経済計画の基本性格」『経済セミナー』臨時増刊、一九七三年三月、一一一頁。

(2) Jozef Pajestka: 'The State and Approaches to Future Studies in the Socialist Countries', in "The World in 2000," The Japan Economic Research Center, 1967, Pp. 1959—61.

(3) Jan Tinbergen: 'An Economic Policy for 1936', in "Selected Papers", 1959, Amsterdam, pp. 37—84.

(4) John M. Keynes: 'Comment on Prof. Tinbergen's Reply', "Economic Journal", March 1940, p. 154.

(5) Stephen S. Cohen: 'From Causation to Decision', The American Economic Review, Vol. 60, No. 2, May 1970.

- (6) 尾上久雄『経済計画と構造的諸改革』岩波新書、一九六八年、一九四—二〇五頁。
- (7) Robert Dorfman: 'Social Decisions without Social Preferences', in M. Kaser (ed.), 'Planning and Market Relations', 1971, p. 120.
- (8) E. S. Kirschen (ed.): 'Economic Policy in our Time', 1964, p. 159.
- (9) 中井正一「委員会の論理」久野収編『美と集団の論理』中央公論社、一九六二年所収。
- 尾上久雄「予かゝの経済性」『世界』一九七六年五月。
- (10) Oskar Lange and F. M. Taylor: 'On the Economic Theory of Socialism', 1938, p. 121.
- (11) 『経済計画と構造的諸改革』九四—一〇八頁。
- (12) David Braybrooke and Charles E. Lindblom: 'A Strategy of Decision', 1963, pp. 66-71.
- (13) Arthur Lerner: 'Social-Economic Councils and Economic Planning in the Welfare State', 'Co-existence', Vol. 6, pp. 29-38, 1969.
- (14) Hisao Onoe: 'On the Types of Decision-Making in Economic Planning', in 'Economic Planning and Macroeconomic Policy', Vol. II, The Japan Economic Research Center, 1971, pp. 503-518.
- (15) 尾上久雄「経済計画と国民的選択の条件」『経済評論』一九七〇年五月、六一—四頁。

(16) 尾上久雄「経済計画の将来—西欧的方向と日本の特殊性」『ESP』, no. 51, 1976.

経済計画の再検討

—日本における経験の要約—

中村隆英

〈東京大学〉

一 年代記的回想

戦後日本は、第1表にとりまとめたように、一九五五年以来の二年間に、閣議決定をへた公式のものだけでも八つの経済計画をもった。そのほかに、公式決定をみずに終った戦後十年間の諸計画——経済復興計画、自立経済経画、「昭和三二年度経済表」、「岡野構想」、「総合開発の構想」などを合わせれば約三一年の間に、十三の計画がたてられてきたことになる。これらの計画はいずれも五ヶ年、六ヶ年ないし一〇年計画として構想されたが、その平均寿命は二年半にも達しなかったのである。

これら多くの計画が走馬燈のように変遷した理由は、基本的には二つを数えることができる。ひとつは経済情勢の変化であり、いまひとつは内閣の交替にもなう新しい政策路線の提示であった。そして経済情勢の大きな変化を的確につかんで大胆に方向を提示した「経済復興計画」や、「所得倍増計画」はそのような意味で著名であり、成功した計画であったといえるであろう。

ところでこれらの計画は発展のたびごとにその独自性を主張してきたとはいえ、三〇年を総合して考えれば、その時代的背景に対応していくつかの時期を分つことができそうに思われる。

第一の時期は敗戦後のほぼ一〇年間であり、「経済復興計画」から「総合開発の構想」までの期間であった。この時期の計画の特徴は、手法の上では戦時以来の「物資動員計画(物動)」をうけついで積み上げ方式をとってはいたものの、その目標が緊急かつ単純明快で、何人にも疑問の余地のないものであったことである。すなわち、戦前の経済水準の回復、そのための国際収支の均衡の達成であった。そこではおよそ次のような論理が設定される。最低生活水準の確保と生産増加のためには、輸入の増加が不可欠である。そして、輸入の増加は、朝鮮戦争以前にあってはアメリカの援助なしには考えられなかったし、戦争後はアメリカ軍の特需という降って湧いたようなドル収入によって支えられたのであった。だから復興と経済水準の回復を継続してゆくためには、援助や特需がなくなつた後でも国際収支が均衡しようるような「経済自立」の条件をつくる必要がある。そのためには輸出の拡大が緊急の課題であるというのがこの時期のほぼ一致した「国民的合意」であった。目標がはっきりしているだけに、政策的処方箋も「資本蓄積、輸出増強、耐乏生活(消費の抑制)」、「自立経済三ヶ年計画、一九五〇年」、「輸出増大要請」物価引下げ要請、合理化要請(たとえば「昭和三二年度経済表」一九五三年)という方向に集約されざるをえなかったのである。

第1表 経 済 計 画

名称 策定時期 内閣 計画期間 方法 目的	経済自立5ヵ年計画 昭和30年12月 鳩山内閣 30~35年度 5ヵ年 コラム方式 経済の自立 完全雇用	新長期経済計画 昭和32年12月 岸内閣 33~37年度 5ヵ年 想定成長率法 極大成長 生活水準向上 完全雇用	国民所得倍增計画 昭和35年12月 池田内閣 36~45年度 10ヵ年 左に同じ 左に同じ	中期経済計画 昭和40年1月 佐藤内閣 39~43年度 5ヵ年 計量経済モデル I-0モデル ひずみ是正
実質GN(計画) P成長率(実績) 鉱工業生(計画) 産伸び率(実績) 消費者物(計画) 価上昇率(実績)	5.0% 9.1% (30~35年度) 7.4% (") 15.6% ナシ 2.0%	6.5% 10.1% (32~37年度) 8.2% (") 13.5% ナシ 3.5%	7.2% 10.9% 10.5% 13.8% ナシ 5.7%	8.1% 10.8% 9.9% 13.6% 2.5% 5.0%
目標ないし目的	安定経済を基調として、経済の自立と完全雇用の達成を図る	経済の安定を維持しつつできるだけ高い経済成長率を持続的に達成することによって、国民生活水準の着実な向上を図りつつ完全雇用の状態に接近する	国民生活水準の顕著な向上と完全雇用に向っての前進。そのために経済の安定的成長の極大化を図る	ひずみの是正即ち生産面、生活面の後進的部門を経済社会発展のテンポに同調させ、経済社会の調和ある発展を図る
課 題	①産業基盤の強化 ②貿易の振興 ③国内自給度の向上と外貨負担の軽減 ④国土開発の促進 ⑤科学技術の振興 ⑥中小企業の育成 ⑦雇用の増大と社会保障の充実 ⑧健全財政の堅持と金融正常化 ⑨物価安定 ⑩国民生活安定と消費節約	①輸出の拡大 ②資本蓄積の増強 ③経済発展の基礎部門の充実 ④産業構造の高度化 ⑤農業生産構造の近代化 ⑥雇用と国民生活の改善	①社会資本の充実 ②産業構造の高度化 ③貿易と国際経済協力の推進 ④人的能力の向上と科学技術の振興 ⑤二重構造の緩和と社会的安定の確保	社会開発を推進する ①貿易の振興と産業構造の高度化 ②人的能力の向上と科学技術の振興 ③低生産性部門の近代化 ④労働力の流動化と有効活用 ⑤国民生活の質的向上、生活環境の整備、社会保障の充実、公害の排除

の 変 遷

経済社会発展計画 昭和42年3月 佐藤内閣 42~46年度 5ヵ年 左に同じ 均衡がとれ充実した経済社会への発展	新経済社会発展計画 昭和45年5月 佐藤内閣 45~50年度 6ヵ年 左に同じ 均衡がとれた経済発展を通じて住みよい日本の建設	経済社会基本計画 昭和48年2月 田中内閣 48~52年度 5ヵ年 左に同じ(総合システムモデル-コスモ) 国民福祉の充実と国際協調の推進の同時達成をはかり活力ある福祉社会の実現	昭和50年代前期経済計画 昭和51年5月 三木内閣 51~55年度 5ヵ年 左に同じ(潜在成長力の検討を付加) 不況から脱却と新成長路線への移行と、成長率低下に伴う諸問題への対応
8.2% 10.3% 10.2~10.4% 11.0% 計画期間末までに3%程度 6.1%	10.6% 5.1% 12.4% 2.2% 年平均4.4% 計画期間末までに11.7%	9%程度 10% 4%台	6%程度 約9% 平均6.8% 計画期間末までに卸売物価4% 失業率1.3%
変貌する国際社会の中にあつて日本経済の地位を確立し国民がそれにふさわしい充実した生活を享受するための基礎条件をつくりあげ均衡がとれ充実した経済社会への発展を図る	国際化を積極的に進める中で均衡がとれた経済発展を通じて経済力にふさわしい住みよい日本を建設する(人間性豊かな経済社会をめざして)	豊かな環境の創造、ゆとりある安定した生活の確保、物価の安定、国際協調推進の四目標を総合的に達成すること	物価安定と完全雇用の確保、安定した生活の確保と住みよい環境の協調と貢献、経済的安全の確保と長期発展基盤の培養
①物価の安定 ②経済の効率化 ③社会開発の推進(以上三大重点施策) ④長期的経済成長条件の整備 ⑤社会資本の充実	①国際的視点に立つ経済の効率化 ②物価の安定 ③社会開発の推進 ④適正な経済成長の維持と発展基盤の培養	①公害防除 ②地価高騰の防止 ③社会保障の充実 ④対外均衡の達成(計画前半期の重点施策) ⑤社会資本の拡充 ⑥世界的規模における貧困の追放と発展途上国の経済自立への貢献 ⑦教育充実と科学技術振興 ⑧財政の弾力的機動的運営 ⑨インフレーション防止	①物価(5年後6%台)と雇用(失業率1.3%台)の両立 ②赤字財政からの脱却 ③基礎収支の均衡回復 ④企業体質の改善 ⑤食糧自給率75%(60年度)をめざす、エネルギー自給度(輸入石油比率、77.4%(48年度)から68.9%(55年度)に

(宮崎勇「戦後経済計画の系譜とその背景」(林雄二郎編「日本の経済計画」東洋経済新報社、一二九、一三三、一三五、一五七)。

一九五四年の金融引締め成功の後、「特需なき均衡」がほぼ達成され、「もはや戦後ではない」と「技術革新」時代の到来がうたわれるにいたった。五年の「経済自立五ヶ年計画」から「所得倍増計画」へへて「中期経済計画」までの諸計画はこの新しい時代の産物である。計画の手法としても国民経済計算をフレームとし、「コルム方式」といわれる簡単な方式からはじめて、「中期計画」のさいには大型計量経済学モデルを採用するという変化がみられた。

また目標の点でも「経済自立五ヶ年計画」はなお前期の痕跡を強く残しながらも、ようやく「雇用の増大と社会保障の充実」をかかげ、欧米なみに「完全雇用」を意識するようになった。ついで五七年の「新長期経済計画」は、「経済自立」への願望を一擲して、高成長と完全雇用とを目標に資本蓄積、産業構造の高度化、農業近代化、雇用と国民生活の改善を高らかにうたい上げた。そして池田首相の下での「所得倍増計画」は、もっとはつきりと高度成長を軸にした経済発展の姿を描き、十年間にGNP倍増という成長のイメージを作り上げたのである。この計画は物価についてはほとんど配慮するところがなく、GNP成長率と鉱工業生産の成長率の整合性を欠くなど、技術的欠陥を内包していたが、それにもかかわらず、その「所得倍増」というスローガンによって成長の前途に対する期待を全国民に浸透させたのであった。この計画の意味はおそらく、当時すでに達成されつつあった高度成長が一時的な僥幸ではなく、日本経済にとって必然的なものであることを政府自らが認識し、それを国民

ことであった。

しかし一九七〇年代に入ると日本をとりまく国際環境は、日本の予想以上にきびしくなった。ニクソン・ショック、円切り上げ、石油危機……。さらに国内的には公害反対をはじめとする反成長、産業化の風潮の激化が進む。田中首相の列島改造論は、この雰囲気に対していま一度高度成長の正統性を復位させ、その成果を全国にバラまこうとする考え方であった。この計画も基本的にはこの線にそうものであった。しかし、石油危機のなかで、その夢は画餅に帰し、内閣も更迭する。

三木内閣の「昭和五〇年代前期経済計画」(一九七六年)は、石油危機と狂乱物価の時機を強い引締め政策によって乗りこえたものの不況下に作成された。目標として物価安定と完全雇用の確保など、ふたたび現実的な課題がかかげられ、長期的には「新成長路線」で六〇程度の成長の方向をとめようというのである。危機に際して計画はふたたび明確な目標をとりもどした観がある。この計画の将来についての予測はいまは避けたいが、少くともこの計画が以上の三つの時期の諸計画とは別の状況のもとでつくられた点で、新しい時代を劃するものであるとだけはいってもよいであろう。これは計画の重要性の「復位」を意味するのであるか。それはかつてこのような「国民的合意」の上でつくられた計画の権威を回復するのであるか。

本稿は、以上の簡単な年代記的回想を前提としつつ、現代の経済計画の性格について一般的な分析を行うことを主題とする。

的な合意にとりまとめた点にあったといえよう。

しかし、その後物価の上昇、農業人口の流出、労働力不足、公害などの諸問題があいついであらわれ、いわゆる高度成長の「ひずみ」が顕在化する。「中期経済計画」(一九六五年)は、「倍増計画」の後期をカバーするために、技術的には大幅に計量経済学モデルをとり入れて諸変数の整合性の確保をはかるとともに、物価や労働力の流動化をとり入れた計画をつくり上げようとした。しかし、内閣も更迭しその寿命は短いままに終る。

第三期と考えるべき一九六〇年後半から七〇年代初頭にかけての計画は佐藤内閣時代の「経済社会発展計画」(一九六七年、同新計画一九七〇年)および田中内閣の「経済社会基本計画」であった。これらの計画は、技術的フレーム・ワークの上では「中期経済計画」の延長線上にありながら、その時どきの内閣の方針を織り込んで新鮮味をうち出そうとしたものといえるであろう。しかしながら、この時期に入ってから計画は、日本の世界経済の中での地位の上昇を反映して国際関係を重視するが、その反面、国内問題についてのスローガンは、たとえば「経済の効率化」「社会開発の推進」「人間性豊かな経済社会」というように、抽象的で迫力に乏しいものになっていったことも否定できない。それは経済の成長、産業の発展、生活水準の向上などが現実には達成されてしまったあと、いわゆる「価値観の多元化」が進展し、また政府側も単一明快な政策目標を見出すことが困難であったために、「人間性」や「住みよい日本」を強調しなくてはならなくなったかと思われる。ジョンソン大統領時代のアメリカが「偉大な社会」を強調したこともこれとほぼ同じ時期の

二 計画の公的性格

現代の日本には資本主義の経済体制のもとにある。したがって、経済計画はその制約のもとに設定されざるをえない。たとえば最近の「昭和五〇年代前期経済計画」(以下「現行計画」と略称)は、自らを「市場経済体制下の計画」と呼び、その性格を次のように要約する。「我が国の経済計画は①内外諸条件の長期的展望の下に、望ましい経済社会発展の方向を明らかにし、②これを実現するために政府のとるべき政策の基本的方向を示すとともに、③国民や企業の活動の指針としようとするものである」。したがって計画に含まれている数値は、「相互に整合性を保って」はいるものの、「物価、雇用、国際收支等の指標は、政策運営に当たって達成を期すべき基本的方向」(傍点筆者、以下同じ)、「公共投資や社会保障の指標は、計画の想定に大幅な変化が生じない限り、政府としてその実現に努めるべきもの」。また「民間設備投資や個人消費支出をはじめとして民間部門に関する指標の多くは、民間活動の一つの目安としての予測的な性格が強い」。「また経済成長率は、これら諸指標の実現と整合性を保った経済発展の大まかな姿を示すもの」である。いいかえれば、物価、雇用、国際收支等は目標として、公共投資、社会保障等は政府の公的性格をもつ政策変数として、民間投資や個人消費は予測された内生変数として、成長率も内生変数として理解してほしいということになる。以上の性格規定は計画作成者の立場をよく示して興味深い。数年の将来までを見通して、政府の施策の展望を示す、いわば公的の部分と、民間の自主性を尊重しつつ政府の考

える方向への誘導をはかる部分、さらにはそこで達成される諸条件を加味した予測の部分とが混在しているのである。それは資本主義経済のもとにあっては、当然の性格であって異とするに足りないであらう。が、計画実現の可能性について、自ら限定を行っているのである。

またそこに盛り込まれている各種の政策は、その主務官庁の長期ビジョンの陳列場の観を呈する。各省庁の立場においては、その抱懐する計画が、国の計画に書き込まれることによって公式のものになることを望み、以後の実現—予算獲得の足がかりにしたいと考えるからである。それは各省庁の立場からは自然な要求であらうけれども、それらを一つの計画に盛り込んだ結果は、単なる羅列に終り、必ずしも計画の政策的整合性を保証しえないおそれが大きい。企画庁としては、諸政策のリンクをつけることによって、計画の体系を整え、その性格を明示すべきなのであるが、各省庁のメンツを立てつつ、それを微妙な表現のアヤで果たさざるをえない。たとえば、「老齢年金については、厚生年金においては、昭和四八年度改正に際して設定された水準を維持するものとし、他の諸制度においても厚生年金との均衡を考慮した水準を維持すること、基本とする。」——「維持するものとし」と「維持すること」を基本とする」の書き分けに注意。以下、「図る」、「設ける」、「着実な整備を期する」、「実現されるよう努める」、「検討を進める」などの表現のうち、リンクを付けようとする努力が秘められているのである。

いっぽう、財政等については、大蔵省は財政政策のフリーハンドを守るために、意図的に具体的政策を明示しない。そのために財政

第二に、経済についての通説——しばしば俗論——や政策的願望が計画の考え方に大きな影響を及ぼすことがある。たとえば、「安定成長」論とよばれる成長率引き下げ論はその代表的な事例である。「倍增計画」の期間に消費者物価が上昇しはじめたことは、高い成長率が物価上昇の直接の原因であるという誤解をうみ、高い潜在成長力が存在するにもかかわらず、計画成長率を低くおさえようとする無理な努力が重ねられるにいたった。「中期経済計画」、「経済社会発展計画」が計画成長率を八・一%、八・二%に引き下げ、実績をはるかに下まわる計画をたてた結果、実情にそぐわなくなつて改訂を余儀なくされたことは記憶に新しい。この当時は計量経済学モデルが計画のフレームとして採用されるようになっており、過去の成長の現実をふまえたモデルを使用する以上、過去のトレンドから大きくはずれていない外生変数ないし政策変数を挿入する限り、成長率は当然一〇%前後に達してしまう。それを引き下げたためには、非現実的な政策変数をひそかにとり入れるほかはなかったのである。それは計画期間の平均成長率を引き下げることはできても、期間中の年々のGNPの動きは非現実的なものになってしまうという欠陥を生じた。またモデルは物価の決定にさいし、フィリップス・モデルを採用していたが、消費者物価上昇率を二・五—三%におさえるには、雇用指標の悪化を甘受せねばならぬというディレンマが生ずる。

また、今次の「五〇年代前期計画」についてはいえば、リアルな見通しの中に、若干の強い主観的判断が混在していることを否定しえない。たとえば食糧の自給率について、計画は昭和六〇年度におけ

について数字は、計画期間における伸び率(五〇—五五年度間一四%)、GNPに対する比率(三〇%)、国民所得に対する税負担率(五〇年度の二二・七%と比しおおむね三%の上昇)等を示すのみであつたと表現を抽象的に抑制していることが特徴である。このようにとりまると、計画の性格は、現在の政府機構の制度のワタに規制され、各省庁の力関係を反映するという性格をもつことがはつきりとよみとられる。

三 計画の実質的性格

a 策定時点の政策的関心の投影

計画は、数年後を見通して作られるべきであり、策定時の政策的関心を過度に投影するならば、それは計画の寿命をむしろちぢめる結果を招くであらう。しかしながら、日本の経済計画は、そのいづれもがこの欠点を免れることができなかったことを指摘しなくてはならない。

それは計画が作成されるさいの事情によってかなりの程度説明されるであらう。第一に、内閣が交代したあと、新内閣はその独自性を計画に托して謳いあげようと試みる場合が多い。そのさい、前内閣との差異が強調されねばならない。池田内閣の「所得倍增」、佐藤内閣の「社会開発」、田中内閣の「列島改造」などのスローガンは、倍增計画、経済社会発展計画、経済社会基本計画にとり入れられた。それらのスローガンは、いずれもキャッチ・フレーズにすぎない場合が多いが、計画はそれにひきつけてえがかれ、政治的效果を期待してとりまめられることになる。

る食用農産物自給率を七五% (四九年度七二%) に引き上げることを目標としている。大量のエサの輸入を行っている畜産の問題を考へるとき、この目標には相当の難点が感じられる。こうしたリアルな見通しと、希望的観測の交錯が計画の中の不協和音をつくり出していることは否定できない。

第三に、策定時点における政策的論点についての配慮が支配的な影響力を及ぼして、将来についての政策を、現状との関連で設定・強弁するという例がみられる。たとえば昭和三九年の「中期経済計画」策定の時点において、租税収入の伸びが悪くなり、放置すれば財政支出の削減が必至であった当時、計画はとくに計画期間中の「公債不発行」を明記した。当時、早晚公債発行が必至となることが予想されていたし、論壇でも問題にされていた。だからこそ、ことさらに「不発行」を明記しなければならぬと政策当局が考えたことは理解できなくはないにせよ、短期的な論点を中期の計画に持ちこんだために、計画の現実性は公表後一年にならぬうちに失われてしまったのである。同じことは、四五年の「新経済社会発展計画」においてもくり返された。この計画には為替レートについての言及が全くなされていなかったのは印象的である。当時国際収支の黒字が定着し、海外からは残存輸入制限の撤廃や、投資増加の要請などがくり返されていたが、すでに公然と「円切り上げ」が要請されつつあった。計画はそれを知るがゆえに、輸入の増加を大きく見つもり、延払信用の増加や海外投資について語りはしたが、当時財界の強い要請もあって、三六〇円レートの問題については沈黙を守ったのである。翌年の「円切り上げ」によって計画が崩れ去ったのもゆ

えなきことではない。

以上に指摘した問題点は、虚心に考えればやむをえない制約なのかもしれない。政策が政治をはなれて存在しないことも、政策がときに思い切った大胆な希望をもち出すことも、時の政策的論点に計画が支配されることも、それぞれ否定できない現実だからである。ただそうしたひずみを少くして計画の現実性を確保することができるといえる。計画当局の任務であることもまた否定しえない。

b 計画の効果

しかし、計画にはもちろんその独自の意義があり、成功した計画と失敗した計画のちがいがあろう。最上の計画は——そのような計画はまだ存在しなかったとしても——、その見通しが数年間に亘ってほぼ適中し、しかもその目標とするところが国民の同意をえられるというものである。この二つの条件のうち、後者の条件はかつての諸計画、たとえば「経済復興五ヶ年計画」から「所得倍増計画」にいたる戦後の前半期の諸計画においては、程度の差こそあれはほぼ充たされたところであった。荒廃からの復興にせよ、特需に依存せずに国際収支を均衡させかつ完全雇用を達成することにせよ、経済の成長率の上昇——月給二倍論にせよ、いずれもその時点における国民大多数の願望を集約したものであったといえよう。経済の復興・成長に代る目標はこの時期においては見出しがたかつたのである。

ところがこの時期をすぎたあと、具体的には「中期計画」が「ひずみ是正」を目標にかかげて以後、このような単純明快な目標による達成すべき政策の輪廓をまとめて示す——たとえコンシステンシーの問題はあるにしても——という役割が、次第に大きくなりつつあるかに見える。計画は政府の公約として、将来の制度や重点政策を提示し、実現の責任をもつという面に重点が移行してきたかと思われる。皮肉な言い方をすれば、計画という形式自体が慣習化して新鮮さを失い、とりまとめ役の経済企画庁の権限も大きくはないけれども、あるいは権限が大きくないがゆえに、それは各行政官庁の抱くビジョンの提示、公約という意味が強まっているのである。「五〇年代前期計画」において、毎年、経済審議会がアフターケアを行うむねをとくに定めていることも、考えようによれば公約の実施を見守るという意味がこめられているとも見られよう。

以上にみたような現代の経済計画の性格変化は、先進資本主義諸国の経済や社会の実態から切りはなしては考えられない。経済の「成長」という目標をもっと広範な「福祉」に切りかえざるをえなくなった現在、その性格は複雑化したのである。それを認めたらうで、あえて一言だけ計画に対する希望をつけ加えれば、計画自体の整合性の確保という点につきる。計画が計画の名に値するか否かはこの点にかかっているからである。

る同意の獲得は望み難くなった。成長のもとで国民の生活水準が向上し、完全雇用がほぼ達成されたとき、国民の志向は拡散し、いわゆる「多元的価値観」が支配するようになったからである。目標は抽象化（社会開発、国際協調等）するか、成長を前提しつつ反成長的な「ひずみ是正」（公害防除、物価安定等）をうたうかのほかはなくなった。これは成長以外の状況を知らず、成長と完全雇用を当然の前提として、反成長的な「価値」を追求する若い世代の登場に結びついていたのである。（あえて個人的感慨をいえばこれを「甘え」と呼びたいが、それは戦中派のくり言であるうか。）ともあれ目標の設定は困難となり、迫力を欠くことになったのである。

「列島改造」論は太平洋岸ベルト地帯の外側にある日の当たらない地帯に成長をもちこもうとした点で、一つのユニークな発想であったことは事実である。しかし、それはすでに国際的にも国内的にも高度成長の条件が失われたのちに打ち出され、インフレーションと石油危機の中に埋没してしまった。「五〇年代前期計画」は、石油危機以後の「高度成長路線を離れて新たな目標を模索する過渡期」の計画であり、その意味では新しい意味で国民的同意を見出す可能性が存在する時点であつた。しかし、今次の計画は、この集約に必ずしも成功したとはいえないようである。それは昭和四〇年代に発生した「多元的」目標をひきつぎつつ、成長率の低下に対処するという問題に対処することに目標を設定している。失われた同意をとりもどすことは困難なのであろうか。

しかし、「中期計画」以後の諸計画は別の意味での役割がはっきりしてきたように見受けられる。それは、中期的な政策の宣言とい

専門部会議長総括

清水嘉治

〈関東学院大学〉

専門部会では、「計画の再検討」というテーマで、尾上久雄氏（京大）と中村隆英氏（東大）が報告した。

尾上氏は、とくに「計画の決定経路」をマクロ・政策モデルの原点に求めて追求し、さらに計画の現代的特点と将来の展望について報告し、中村氏は、「日本における経済計画の公的性格と計画において期待される効果の問題」を中心に報告した。つまり「計画の再検討」の問題を、尾上氏は政策理論を中心に、中村氏は日本経済計画の実態の評価を中心に報告された。

まず尾上氏の所論は、Policy model が causation model より次の点で優れた政策的性格を持っているという。つまり後者においては、経済現象は外生的に与えられる原因と、モデルの中から内生的に生まれる結果との関係で説明される。ところが逆に前者においては、目的変数は外生変数であり、手段変数は内生変数であるという。この考え方は、基本的には、一九三七年のティンバーゲンモデルに依拠しているといつてよいであろう。この日本で、戦後採用された経済計画は、すべて「計画」の名のもとにとられた causation model であるという。つぎに本来の政策をモデルとその「転倒」した型を紹介する。本来の政策モデルは、国民あるいは企業集団の要求が政治的な選好過程を経て目標変数を選び、計画決定過程（中央計画局

各省庁等の調整）を経て手段変数の種類と値を決定し、制度的その他の境界条件に突き当たると境界条件そのものを変更するという。ところが「転倒」した型では、大企業集団が、既存の条件内で、政策手段の種類と値を決め、計画決定過程では、この政策を採用すれば、どのような国民的目標が実現するかをしめすモデルであるという。政策モデルは、因果関係モデルより強い政策であるが、国民的見地からすると、前者には参加と変更の余地があり、後者にはその余地が少なくという。日本でも、将来は本来の政策モデルを採用するであろうと結んでいる。

中村氏は、日本における経済計画の公的性格として政府による指導ないし誘導と予測の関係を明らかにし、それは政策体系として一貫性をもっていないという。とりわけ「五〇年代前期計画の性格規定、従来の政府の計画の問題点」を究明しながら計画の限界性をしめた。さらに「計画において期待される効果」について報告された。「個人や企業の国民的合意が得られるならば、計画は成功したといえるであろう」と述べ、その意味で、終戦直後の流産に終わった「経済復興五カ年計画」の目標は経済復興と生活水準の回復をうたって明快だったといい、また「倍増計画」に至る諸計画も極大成長と完全雇用という国民の大多数をひきつけるに足りる目標をもっ

ていたが、「ひずみ是正」（中期計画）以後、同意はえられにくくなった。それは「多元的価値観」が支配するようになったからであるという。公害防止、社会開発、国際協調など、いずれも問題にはなつたが、巨大な争点にはなりにくかつたといひ、「わずかに考えうるのは物価安定のみであった」といふ。

現在では、計画はむしろ政策の宣言としての意味を次第に強くしているようである。「個々の社会保障なり、雇用対策なりの長期政策は別に示されるにしても、五—一〇年後にこの種の制度が総合的に『実現』の方向に向かうというヴィジョンを示しうれば、今後の計画はこれまでとは別の意味をもちうる」といふ。そして計画の効果についてこう述べるのである。「計画が日本の将来をえがくというよりも、むしろ国民生活はこうなるというガイドになりうれば、それは現状にふさわしい効果といえるであろう」と。そのためには、計画は一貫性をもつべきであろうというのである。さらに「むずび」として、計画作成のさいの政策調整のためにもつと強力な制度が必要であろうというのである。

こうして尾上・中村両氏の報告にたいして加藤氏が総括的な質問と意見を提出した。まず、従来の日本経済政策学会の専門部会で検討した問題を整理した。経済政策の方法論、目的論、体制論、計画論、市場論について広範囲にわたって理論的に解明した。さらに尾上・中村報告に対しても詳細なコメントをした。第一に両氏が日本の経済計画を対象にしている点では基本的に一致していること、第二に、政策の目的の性格についてみると、三つのことが考えられる。

a 目的は善である、b 正しい、c 適切であると考えた場合、

両氏は「適切である」という点で一致している。さらに計画に一貫性が多いという点では一致している。さらに問題は、尾上氏の場合の政策モデルとその「転倒」したモデルは相互に関連して把握すべきであるといひ、中村氏に対しては、国民的コンセンサスのプロセスの問題、「政策調整のための強い制度」とはなにかを質問した。さらに、加藤氏の独自の「政策体系」論の立場から、総合的意見が提出された。（紙数の関係で省略）また藤井隆氏（名古屋大学）から、計画の主体の問題、市場と計画の関係について意見が提示された。

尾上・中村両氏から、それぞれの立場から、加藤氏の総括に同意をしめしながら、みずからの問題点を指摘した。

専門部会の「計画の再検討」は、きわめて重要な課題であり、改めて資本主義体制下における市場と計画の関連性を多元的に究明すべきであろうし、さらに政策主体の重層構造にメスを入れ、国民参加の経済計画とはなにかについても活発な意見が提出されるべきであった。それは政策の技術論の展開では不可能であるからである。

ともあれ、専門部会は、会員の協力により成功裡に終った。報告者、総括質問者に心からお礼を申し上げたい。

異時的な最適化メカニズムについて

夏 目 隆

〈神戸大学〉

厚生経済学において、それが純粋理論と称せられるためには、分析モデルの前提、特に、事実的前提において、私的財、内部効果、収穫不変、完全知識、分割可能性、静学次元、が想定されることが多い。当然、その拡張的理論のために、公共財、外部効果、収穫増、不完全知識、非分割性、動学次元、への前提の逐次的拡張が試みられるが、ここで、とりあげようとするのは、そのうちの、静学次元より動学次元への拡張である。しかも、動学的拡張といっても、静学理論の異時的次元への拡大であって、その他の動学的拡張としての、完全予見より不確実性の導入による予想の役割、人口成長、技術進歩、貨幣の動学的役割、に対する考慮はここではなされない。いわば、厚生経済学の動学化を、なお、抽象的な純理論的な立場にとどめながら、動学化における一課題として、資源配分と所得分配に関する異時的な最適諸条件を実現するという意味での異時的な最適化メカニズムについてここで検討するのである。

一 異時的な最適諸条件

初めに、資源ならびに生産物の配分と所得の分配とに関する異時

存在によって示される。

(1) $T^i(C^i + S^{i+1}, S^i) = 0 \quad (i = 1, \dots, n)$

ここで C^i は n 財からなる第 i 期の消費総量のベクトル、 S^i は第 i 期首に存在する資本ストック量のベクトルである。

こうした静学的な効率の成立を前提として、動学的な生産効率は、ホライズンの初期点に存在する資本ストック S^1 を出発点とする効率的な資本蓄積 $S^1 = (s_1^1, \dots, s_n^1)$ によって実現可能となる。効率的な蓄積とは、各期の消費総量ベクトル $C^i \quad (i = 1, \dots, n)$ ならびにホライズン終期の資本ストック量ベクトル S^{n+1} を「最大」ならしめる蓄積をいう。それは次のような動学的な効率条件を満足している。

(2) $\frac{\partial T^{i-1}}{\partial S_1^{i-1}} / \frac{\partial T^{i-1}}{\partial S_1^i} = \frac{\partial T^i / \partial T^i}{\partial S_1^i / \partial S_1^i} \quad (i = 2, \dots, n)$

(2)式は、前期に形成された資本ストックが今期の生産に投入される場合、生産物としての社会的限界交換率が投入物としての社会的限界代替率に等しくなるように各期の資本ストックが決定されていることを意味している。なお、(1)式と(2)式とから異時的な社会的変換関数

(3) $E(S^1, C^1, \dots, C^n + S^{n+1}) = 0$

が導出され、その性質として次の式が成立する。

(4) $\frac{\partial E}{\partial C_1^i} / \frac{\partial E}{\partial C_1^i} = \frac{\partial T^i / \partial T^i}{\partial C_1^i / \partial C_1^i} \quad (i = 1, \dots, n)$

(5) $\frac{\partial E}{\partial C_1^i} / \frac{\partial E}{\partial C_1^i} = \frac{\partial T^i / \partial T^i}{\partial C_1^i / \partial C_1^i} \cdot \frac{\partial T^{i+1} / \partial T^{i+1}}{\partial S_1^{i+1} / \partial S_1^{i+1}} \cdot \dots$

$\dots \frac{\partial T^{i-1} / \partial T^{i-1}}{\partial S_1^{i-1} / \partial S_1^{i-1}} \cdot \frac{\partial T^i / \partial T^i}{\partial S_1^i / \partial S_1^i} \quad (i = 1, \dots, n)$

的な最適諸条件を検討しよう。⁽¹⁾ 検討に用いられる分析モデルは基本的には新古典派的な生産関数を基礎とする E・マランポーとドッソー Mainvaud = DOSSO の生産資本蓄積モデルである。これを土台として、そこで導入された異時間的視野(タイム・ホライズン)にわたる消費に関する個人選好の存在が仮定され消費・節約モデルが設定される。これら個人選好において満足される個人厚生⁽²⁾の社会的分配状況に対して社会的評価が形成されると異時的分配モデルが決定される。紙幅の都合上、モデルについての詳細な検討はすべて省略されねばならないが以下において、これらのモデルにもとづいて、異時的な最適諸条件を、まず、生産・蓄積に関する動学的効率条件、次いで、消費、節約に関する異時的最適条件、最後に、分配に関する異時的公正条件の順でとりあげてみよう。

(1) 動学的な生産効率の条件

動学的な生産効率の実現は、まず、問題とされるタイム・ホライズンに属する各期間における静学的な生産効率の成立を前提とする。⁽³⁾ それは次のような各期 $(i = 1, \dots, n)$ における社会的変換関数の

(4) は同一期間に属する消費総量の変換が静学的効率条件をみたすべきことを意味し、(5) は第 i 期の第 i 財消費総量が第 i 期の同種の消費総量に変換されるためには i 期より i 期に至る同種類の効率的に蓄積された資本ストックの間の変換を経過しその限界生産力の i 期より i 期までの積が消費総量の異時的変換率に等しくならなければならないことを示している。

(2) 異時的なパレート最適条件

パレート最適の異期間にわたる成立は、ホライズン初期ならびに終期の資本ストックを所与とする動学的な生産効率の達成を前提とする。先の(3)式がそれである。(3)式によって異時的に生産可能となる消費総量を社会成員の各人がその個人厚生を可能な限り「最大」ならしめるべく異時的に消費することによって、パレート最適はホライズン全体にわたって成立する。⁽⁴⁾ そこで次のような最適条件が満足される。

(6) $E(C^1, \dots, C^n) = 0$

(7) $C^i = \sum_{j=1}^n C^j \quad (i = 1, \dots, n)$

(8) $\frac{\partial U^i / \partial U^i}{\partial C_1^i / \partial C_1^i} = \frac{\partial E / \partial E}{\partial C_1^i / \partial C_1^i} \quad (i = 1, \dots, n)$

$\frac{\partial U^i / \partial U^i}{\partial C_1^i / \partial C_1^i} = \frac{\partial E / \partial E}{\partial C_1^i / \partial C_1^i} \cdot \frac{\partial U^{i+1} / \partial U^{i+1}}{\partial S_1^{i+1} / \partial S_1^{i+1}} \cdot \dots$

ここで C^i は第 i 期における個人 i の第 i 財消費量であり、 π^i は個

人*i*の効用関数

$$(9) U^i = U^i(C_1^i, \dots, C_n^i, C_{n+1}^i, C_{n+2}^i, \dots, C_{n+T}^i, \dots) \quad (i = 1, \dots, \theta)$$

であり、その性質は smooth 且 well-behaved な微分可能な単調増加、凹関数である。

(7)式はホライズンに属する任意の期間において任意の二財の消費財の限界代替率がすべての個人の間において等しく、かつ、それが社会的変換率にも等しくなっていることを意味し、また、(8)式は任意の二期間に属する消費財について、その異時的限界代替率によって示される時差選好率がいかなる個人間においても等しく、かつ、先の(5)式で示された限界生産力の積に等しいことを意味している。

(3)異時的な分配公正の条件

異時的なパレート最適の成立を示す異時的効用可能性フロンティア

$$(10) P(U^1, \dots, U^{\theta}, S^1, S^{n+1}) = 0$$

が先の(3)、(6)、(7)、(8)の諸条件より導出されると、これを前提として分配の異時的な公正が最後に求められる。なお、(10)式の性質として、

$$(11) \frac{\partial P}{\partial U^i} / \frac{\partial P}{\partial U^j} = \frac{\partial U^i / \partial C_1^i}{\partial C_1^i / \partial C_1^j} \quad (i = 2, \dots, \theta)$$

が成立している。

ホライズン初期の資本投入*S*¹を所与とすれば、ホライズン全期にわたる個人厚生*W*の分配状態と終期の資本ストックの形成状況が社会

的評価の対象となり、こうした社会的評価を示す社会的厚生関数の

$$(12) W = W(U^1, \dots, U^{\theta}, S^{n+1})$$

の存在を想定すれば、評価指標としての社会的厚生*W*を最大ならしめる個人厚生*U*ⁱの分配と期末ストック*S*ⁿ⁺¹の形成が先の(10)式を制約条件として求められるのである。

分配の公正条件は

$$(13) \frac{\partial W / \partial U^i}{\partial U^i} = \frac{\partial P}{\partial U^i} / \frac{\partial P}{\partial U^j} \quad (i = 2, \dots, \theta)$$

$$(14) \frac{\partial W}{\partial S^{n+1}} / \frac{\partial W}{\partial S^1} = \frac{\partial E}{\partial S^{n+1}} / \frac{\partial E}{\partial S^1} \quad (r = 2, \dots, n)$$

であり、そこで、(13)式は社会成員の任意の二個人に対する社会的評価指標(社会的重要度)⁽⁶⁾の比が(14)式で示されたように当該二個人それぞれの限界効用(任意の財に関して示す)の比の逆数に等しいこと、あるいは、同種の財については社会的評価によって加重された二個人の限界効用が均等であるように個人厚生*U*の分配が決定されていることを意味している。また、期末資本ストックが問題とされているタイム・ホライズン以後の世代の個人厚生*U*の分配を決定せしめる出発点となることを考慮すれば、(14)式は、ホライズン以後の世代に対する社会的評価を含蓄する期末ストックに対する社会的評価が動学的生産効率の条件(3)をみたして可能な限り高められていることを物語っている。次に、以上の最適諸条件を実現せしめる経済主体の行動とその相互調整のメカニズムを検討してみよう。

二 最適化メカニズム

生産主体としての企業は、所与な価格と生産技術のもとで、各期の短期利潤を最大ならしめるストック投入とフロー投入とを決定することにより、⁽⁷⁾ 静学的な生産効率の条件を社会全体に実現する。

$$\text{Max. } \pi_t^i = P_t^i X_t^i - \sum_{s=1}^n P_s^i S_{s,t}^i - \sum_{s=1}^n P_s^i X_{s,t}^i - w_t^i L_t^i$$

$$\text{s.t. } X_t^i = f_t^i(S_{1,t}^i, \dots, S_{n,t}^i, X_{1,t}^i, \dots, X_{n,t}^i, L_t^i)$$

$$(i = 1, \dots, h)$$

$$(i = 2, \dots, n)$$

$$(15) \frac{r_t^i}{P_t^i} = \frac{\partial f_t^i}{\partial S_{s,t}^i} \frac{w_t^i}{P_t^i} = \frac{\partial f_t^i}{\partial L_t^i} \frac{P_t^i}{P_t^i} = \frac{\partial f_t^i}{\partial X_{s,t}^i} \frac{P_t^i}{P_t^i} = \frac{\partial f_t^i}{\partial X_{s,t}^i} \quad (i = 1, \dots, h)$$

$$(i = 2, \dots, n)$$

の周知の利潤極大の条件が求められる。 π_t^i は*t*期における*i*財生産の企業の利潤、 X_t^i は総生産量、 P_t^i はその価格、 $S_{s,t}^i$ は*i*財生産への*s*財資本投入量で、 r_t^i はその賃料、 $X_{s,t}^i$ は同様なフロー投入量、 L_t^i は労働投入量で、 w_t^i は賃銀率。利潤極大の制約条件となった*f*_tⁱ関数は新古典派的な生産関数である。

資本用役市場、労働用役市場、中間生産物・最終生産物市場において完全競争が支配的であれば、価格メカニズムのはたらきによって各市場において次の需給均衡が成立する。

$$(16) \sum_{i=1}^h S_{s,t}^i = S_s^i \quad (i = 1, \dots, h)$$

$$(17) \sum_{i=1}^h L_t^i = \sum_{i=1}^h L_t^i \quad (i = 1, \dots, h)$$

$$(18) X_t^i = \sum_{s=1}^n X_{s,t}^i + \sum_{s=1}^n C_{s,t}^i + S_{s,t+1}^i - S_s^i \quad (i = 1, \dots, h)$$

なお、ここで、 $S_{s,t+1}^i$ (第*i*個人の提供する労働供給量)、 $C_{s,t}^i$ は企業以外の経済主体によって決定されるので所与とする。

(16)―(18)より静学的生産効率を含蓄する即時の変換関数(1)が導出される。

$$(19) C^i + S^{n+1} = \sum_{i=1}^h C^i + S^{n+1} = Y^i \quad (i = 1, \dots, h)$$

とすれば

$$(20) 1 + \frac{r_t^i}{P_t^i} = \frac{\partial T^i}{\partial S_s^i} / \frac{\partial T^i}{\partial Y^i} \quad (i = 1, \dots, h)$$

$$(21) \frac{P_t^i + r_t^i}{P_t^i + r_t^i} = \frac{\partial T^i}{\partial S_s^i} / \frac{\partial T^i}{\partial S_s^i} \quad (i = 1, \dots, h)$$

である。

次に、個人は、消費ならびに労働を決定する家計としての資格と、分配に関する個人評価を示す市民としての資格とをもって登場する。すなわち、個人は家計として、異時期間にわたる個人所得の総計*Y*ⁱと価格とを所与として効用極大化の異時的消費計画*C*ⁱを決定し、それにもなう債券貯蓄*B*ⁱをおこなう。すなわち

$$\text{Max. } U^i = U^i(C^1, \dots, C^h), \text{ s.t. } y^i = \sum_{j=1}^h p_j y_j^i$$

$$y^i + (1+i_{i-1})B^{i-1} = w^i L^i + m^i + (1+i_{i-1})B^{i-1} = P^i \cdot C^i + B^i$$

より、周知の効用極大の条件

$$(2) \quad \frac{\partial U^i}{\partial C^i} / \frac{\partial U^i}{\partial C^i} = \frac{P^i}{P^i} \quad (i=1, \dots, \theta)$$

$$(3) \quad \frac{\partial U^i}{\partial C^i} / \frac{\partial U^i}{\partial C^i} = \frac{P^i}{P^i} (1+i) \quad (i=2, \dots, m)$$

が求められる。ここで C^i は第 i 個人の第 i 期における消費量ベクトル、 $P^i \cdot C^i$ はベクトルの内積としての消費支出、 m^i は第 i 個人の第 i 期の所得で労働所得 $w^i L^i$ と社会的分配分 w^i とより成る。 β^i は第 i 期の経常価格の割引率で、第 i 期の利子率を i_i とすれば

$$\beta^i = \frac{1}{(1+i_1)(1+i_2)\dots(1+i_{i-1})}$$

となる。ただし $\beta^1 \equiv 1$

個人の労働提供量 L^i を所与とすれば、各期の社会的分配分が外部より決定されると家計は最終生産物についての現物、先物市場を媒介として (2)、(3) を満たす異時的な最適消費計画を決定し、同時にこれと関連して、現、先物の債券市場を通じて最適貯蓄を決定するのである。ただし β^i 、 B^i は零とする。

以上の企業と家計の分権的行為によって、動学的生産効率と両立する各期のペレート最適の条件 (4)、(7) が、現物、先物市場の価格メカニズムのはたらきを媒介として成立する。

最後に、分配決定を行う主体として、中央計画当局が登場する。分配決定は何らかの社会的評価にもとづいてなされるが、それは、

個人が市民として当該ホライズンとそれ以後の社会成員の個人厚生

の分配状況に対して示した個人的評価が民主主義的政治プロセスを

経て集計されたものとする。先にあげた社会的厚生関数 (2) がそれで

ある。この分配に関する社会的評価の最も大なる状況を実現すべく

当該ホライズンに属する個人に対しては社会的分配分が、ホライズン

以後の世代に対してはホライズン終期点に残存する資本ストック

量 S_{t+1}^0 の水準が、それぞれ当局によって決定される。そのために必要

な財源は資本ストックの公有化による賃料収入と企業利潤、ならび

に家計よりの借入に求められる。その場合、賃料収入は期間内の投

資に依存しているので、分配決定に先立って投資収益を極大化せし

める投資決定がやはり計画当局によってなされねばならない。すな

わち、初期ストック S_1^0 を所与として

$$\text{Max. } W = W(U^1(m^1), U^2(m^2), \dots, U^\theta(m^\theta), S_{t+1}^0) + (P^1 + r) \cdot S_1^0$$

(8) 社会的厚生

$$(9) \quad \frac{\partial W}{\partial U^i} / \frac{\partial W}{\partial U^i} = \frac{\partial U^i}{\partial m^i} / \frac{\partial U^i}{\partial m^i} \quad (i=2, \dots, \theta)$$

$$(10) \quad \frac{\partial W}{\partial S_{t+1}^0} / \frac{\partial W}{\partial S_{t+1}^0} = \frac{P^i}{P^i} \quad (r=2, \dots, n)$$

が求められる。ここで $U^i(m^i)$ はホライズン全期にわたる分配分 $m^i = (m^{i1}, \dots, m^{in})$ を所与として第 i 個人が極大化せしめた効用指標である。 β^i は企業によって極大化された i 期の利潤の社

会的総和、 $\sum_{i=1}^{\theta} S_t$ は t 期首資本のもたらす純収益で、 $\sum_{i=1}^{\theta} S_t$ はその極大値である。なお、 S_t 財資本一単位あたりの純収益は

$$S_{t+1} = \beta^i (P^i + r) S_t - \beta^{i-1} P^{i-1} = \beta^i P^i [d_{t+1} - i_{t-1}]$$

として示され、そこで $d_{t+1} = (P^i - P^{i-1} + r) S_t$ は投資財の限界効率である。

(2) 式は任意の二個人に対する社会的分配の加重限界効用 (各個人に対する社会的重要度により加重) が等しくなるように分配分の決定が個人間においてなされていることを示し、また、(2) 式は期末ストックに対する社会的重要度の比がその価格比に等しくなるよう期末ストック量の水準が決定されていることを意味している。前者は、個人の所得制約に対して (2) 式を考慮すれば、先の分配公正条件 (3) の成立を意味し、後者はまた、価格比を媒介として公正条件 (4) の成立していることを物語っている。

ここで、注目すべきは、投資財、資本用役、債券の各市場にわたってなされる現物と先物取引における異時的な市場裁定の役割である。それは、資本用役、債券市場において価格、特に、利子率のパラメーター機能を媒介として需給均衡、 $S_t^i = \sum_{j=1}^n S_{t+1}^j$ 、 $\sum_{i=1}^m B_t^i = B_t^i$ ($i=1, \dots, h, r=1, \dots, n$) を成立せしめると共に投資財市場において投資財の需給価格の均等を意味する。

$$(11) \quad d_t^i = d_t^i = \dots = d_t^i = i \quad (i=1, \dots, h-1)$$

$$(12) \quad \hat{S}_t^i = \hat{S}_t^i = \dots = \hat{S}_t^i = 0 \quad (i=2, \dots, h-1)$$

を成立せしめ、先の (2) 式を考慮すれば、結局、それは動学的効率条件 (2) と異時的ペレート最適条件 (9)、(10) を成立せしめることが役割を演ずることになるのである。

以上において、われわれは、完全知識を前提として、現物、先物市場における異時的な一般均衡の成立がいかなる意味において異時的最適化を実現せしめているかを明らかにした。特に、そこで異時的な市場裁定の役割に注目し、同時に、市場の役割のみならず、当局にとっての固有な計画化の問題として投資ならびに分配決定の存在することを指摘した。いわば、それは異時的な最適化メカニズムとしての「市場と計画」の役割を明確にしたといえよう。今後の課題としては、モデルの仮定を現実化することはいまでもなく、特に、(1) 最適状態への調整過程を政策諸手段を含めて明らかにすること、(2) この最適化メカニズムに依拠してパロネーランゲラの社会主義経済について的一般均衡分析に動学的視点を導入すること、(3) 完全知識の仮定を緩めて不確実性を導入し、先物市場に代るに J・E・ミードの指摘するような指示的計画の役割を検討すること等が問題となる。

註

(1) 異時的な最適諸条件の詳細な展開については別稿、田村泰夫、夏目隆「厚生経済学の展開——異時的最適条件をめぐって——」『日本政策学会専門部会三島ロンマン・レムス』(昭和三十五年)を参照。

(2) Malinvaud, E., "Capital Accumulation and Efficient Allocation of Resources," *Econometrica*, April, 1953
Dorfman, R., Samuelson, P. A., and Solow, R. M., *Linear*

Programming and Economic Analysis, 1958. chap 11, chap

12. (以後「後者」DOSSOと略称する)

(3) 静学的な生産効率の分析については拙稿「生産効率の分析(一)」『神戸商船大紀要文科論集』二十号(昭和四十七年三月)を参照。

(4) U^0 は「最大」とは、 n 次元空間における U^0 の最大化をいう。Max. ($C^1, \dots, C^n + S^{n+1}$) により示される。

(5) U^0 は「最大」とは、 n 次元空間における U^0 の最大化を意味する。 U^0 は最適性の定義として用いられる。Lange, O., "Foundation of Welfare Economics," *Econometrica*, July-Oct., 1942, pp. 215-18. Samuelson, P. A., *Foundations of Economic Analysis*, 1947. chap III. p. 237 を参照。

(6) Lange, O., "Foundation of Welfare Economics." *op. cit.*, p. 221.

(7) (a)式は(b)式の導出は次の式により示される。

$$\frac{\partial T}{\partial S} / \frac{\partial T}{\partial Y} = \frac{\partial Y}{\partial f_s} \frac{\partial f_s}{\partial S_s} \frac{\partial S_s}{\partial S} + \frac{\partial Y}{\partial Y_r} \frac{\partial Y_r}{\partial S_r}$$

$$U^0 \text{ について } \frac{\partial Y_s}{\partial f_s} = 1, \frac{\partial S_s}{\partial S_r} = 1, \frac{\partial f_s}{\partial S_s} = \frac{r_s}{P_s}, \frac{\partial Y_r}{\partial Y_r} = \frac{P_r}{P_s}$$

$$\frac{\partial Y_r}{\partial S_r} = 1$$

である。

(8) 当局の家計よりの借入 B^1 は B^0 、 B^1 を共に零と仮定すれば、

政策モデルの動学的構造と安定性

一 序

現代のいわゆる「量的経済計画・政策理論体系」の中心的話題は、目標・手段(Tinbergen「I」)の提示する analytical framework に依拠することと大きい。量的な側面から考えれば、Tinbergen の意図する一つの基本的構想は、static models の「decision rules」を定式化することにより、目標・手段間の関連を明らかにし、理論と政策との整合性を確立するところに大きな貢献がみられる。Tinbergen 体系は、その後 Theil「2」等によつて、さまざまな方向に拡充・展開され、今日にいたつては、大別して次の三つの方向にあったと思われる：(i)異時間にあつた動学的政策モデルへの一般化、(ii)選好指標の形式化と programming 問題への拡充、(iii)確実性等価原理(certainty equivalence principle) による政策決定。これら三つの業績は、ほとんど「2」の中で提案され、動学的「linear decision rules」 approach が確立された感がある。このうち、当該分野の多くの論文は、この approach の拡充・修正とその応用を論議を湧かせ、現在にいたつては、こゝから Tinbergen-Theil approach の基本的問題に大きな改良をもたらすような analytical framework は提示されなかつたように考えられる。他方、筆者は、Tinbergen-Theil を含め

開発の両面を登場して比較をしよう。

(9) 投資財市場に於ける均衡を DOSSO (*op. cit.*) (12-7) 4 (p. 318) によって、また Samuelson, P. A., "Efficient paths of Capital Accumulation in Terms of the Calculus of Variations," *Mathematical Methods in the Social Science* 1959 ed. by Arrow, K. J., Karlin, S., and Suppes, P., chap 6 を参照。この重要な動学条件を参照。

(10) Meade, J. E., *The Controlled Economy*, 1971, Part 3, pp. 147-224 4. 5. 6. Meade, J. E., *The Theory of Indicative Planning*, 1970.

妙 見 孟
〈名古屋市立大学〉

政策モデルの dynamic generalization は未解決であり、究明すべき重要な基本的問題群が伏在することを主張してきた(例えば「3」参照)。前述のように、Theil の業績を大別して(i)〜(iii)の三つ指摘したが、いずれもいくつかの重要な問題が残されていて、そういう意味において不満足である。本稿では、(i)と(ii)に関連する問題を扱う。

動学的政策モデルにおける基本問題として、まず、政策形成における目標と手段間の関係——「Tinbergen 定理」における動学的「政策の存在(policy existence)」問題を明らかにする必要があるが、この点については他の「4」で述べられているので、本稿では省略する。以下では、未解決問題の一つとして、政策モデルの安定性分析を試み、その過程で政策モデルのもつ動学的構造を明らかにする。そのために、まず、Tinbergen approach の固定目標政策の動学化とその安定性について、三つの定義を与え、従来ほとんど解明されていなかった動学的安定性について述べる。ついで、Theil approach の linear decision rules に基づく安定性分析を検討する。この研究に関連して、van de Panne「5」が linear decision rules を feedback 形に展開し、政策の安定性を展開しているが、その安定性は、本稿で定義する一つの安定性にすぎず、十分の解明にいたっていない。

本稿では、こうした問題を、システム制御論的接近に基づく分析装置に依拠し、どのようなかたちで説明されるかを提示する。最後に若干の extension すべき問題群を指摘しておく。

II 「固定目標接近」の安定性

計量経済モデルを用いた policy decision を想定し、国民経済が次の構造形で推定されているとする。

$$M\bar{y}(t) + Lz(t) = e(t) \quad (2.1)$$

$y(t)$ は内生変数ベクトル、 $z(t)$ は先決変数ベクトル、 $e(t)$ は誤差ベクトルである。導線形は (2.1) の両辺に M を左乗して得られる。

$$y(t) = \Pi z(t) + u(t) \quad (2.2)$$

ただし、

$$\Pi = -M^{-1}L, v = (I) = M^{-1}e(t)$$

Timbergen に従って、政策的変数分類を行うと、内生変数は目標変数と局外変数に、先決変数は先決内生変数と外生変数に、さらに外生変数は手段変数と与件変数(定数項を含む)に分類される。すなわち次のように分類されているとする。

$$y(t) = \begin{bmatrix} y_1(t) \\ y_2(t) \end{bmatrix} : \text{目標変数} \quad z(t) = \begin{bmatrix} z_1(t) \\ z_2(t) \end{bmatrix} : \text{先決内生変数}$$

$$u(t) = \begin{bmatrix} u_1(t) \\ u_2(t) \end{bmatrix} : \text{手段変数}$$

$$a_1(t) = \begin{bmatrix} a_{11}(t) \\ a_{21}(t) \end{bmatrix} : \text{与件変数}$$

以上の分類に従って、(2.2) は次式のように分類される。

$$\begin{bmatrix} y_1(t) \\ y_2(t) \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \Pi_{11} & \Pi_{12} \\ \Pi_{21} & \Pi_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} z_1(t) \\ z_2(t) \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} a_1(t) \\ a_2(t) \end{bmatrix} \quad (2.3)$$

ここで、 $z_1(t)$ は与件変数と誤差変数からなりたっている。すなわ

偶然にすぎない。手段変数外入力に政策当局が直接に制御できない変数であるから、外部不安定は直接に操作できない。したがって、政策当局の目的は目標変数が希望する値をとることと、政策実行後にシステムが内部安定になることの二点である。固定目標政策は希望値は必ず達成されるので、政策実行後に内部安定になるかどうかが残された重要な問題となる。

さて安定性の定義に従って、固定目標政策の安定性について考察する。(2.5) のモデルの固有値は $\Pi^* = \Pi_{22} - \Pi_{21}\Pi_{11}^{-1}\Pi_{12}$ の固有値である。したがって、 Π^* の固有値がすべて複素平面上で単位円内であれば、固定目標政策は内部安定であり、固有値が単位円外に一つでもあれば、内部不安定となる。内部安定か内部不安定かは、 Π^* の構成から理解できるように、すべて目標変数と局外変数の分類方法によって決定される。このことは固定目標政策による安定化問題の最大の欠点である。政策実行以前のものモデルが内部安定(すなわち $\Pi_{11}^{-1}\Pi_{12}$ の固有値がすべて単位円内にあること)であっても、固定目標政策実行後は不安定(すなわち Π^* は複素平面の単位円外に固有値をもつこと)になる場合がある。このことは、例えば、周知の Klein's Model [7] は、構造的(理論モデル)としては内部安定なモデルであるが、目標変数として消費と雇用が、手段変数として政府支出と租税、あるいは政府雇用が選択されたとき、政策モデルとして政策実行後は内部不安定になる。

III 「Linear Decision Rule 接近」の安定性

Theil を中心として展開されていた linear decision rules 接近法

を

$$\begin{bmatrix} a_1(t) \\ a_2(t) \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \Pi_{11}^{-1} & 0 \\ 0 & I \end{bmatrix} \begin{bmatrix} z_1(t) \\ z_2(t) \end{bmatrix} + v(t)$$

目標変数の希望値が $y^*(t)$ と示されるとすると、Timbergen の固定目標政策より、手段変数の値は以下のように与えられる。

$$z_1(t) = \Pi_{11}^{-1} [y_1^*(t) - \Pi_{12} y_2^*(t) - 1] - a_1(t) \quad (2.4)$$

$z_2(t)$ を (2.3) に代入すると、

$$\begin{bmatrix} y_1(t) \\ y_2(t) \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 0 & 0 \\ \Pi_{21} - \Pi_{22}\Pi_{11}^{-1}\Pi_{12} & \Pi_{22} - \Pi_{21}\Pi_{11}^{-1}\Pi_{12} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} y_1^*(t) \\ y_2^*(t) \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} a_1(t) - \Pi_{21}\Pi_{11}^{-1}a_1(t) + \Pi_{22}\Pi_{11}^{-1}y_1^*(t) \\ a_2(t) \end{bmatrix} \quad (2.5)$$

動学的政策モデルの安定性に入る前に、次の三つの安定性の定義を与えておく。

【定義 I - I】(内部安定性)：与件変数と誤差変数、および目標希望値の手段変数外入力、すなわち $a_1(t)$ と $a_2(t)$ が 0 のとき $y(t)$ が 0 に収束するとき、システムは内部安定 (internally stable) であるという。

【定義 I - II】(外部安定性)：手段変数外入力値が安定な系列で与えられるとき、システムは外部安定 (externally stable) であるという。

【定義 I - III】(全体安定性)：外部安定でかつ $y(t)$ がある定値に収束するとき、システムは全体安定 (totally stable) あるいは簡単に安定であるという。

以上の安定性の定義の打消しが不安定性の定義を与える。内部不安定であっても、手段変数外入力に内部不安定を打消すような値であれば、システムは安定になる。しかし、このようなことは全くの

は、二次形式の評価関数を線形モデルの制約のもとに最小化するこである。(2.3) の $z_1(t)$ に関する式から次式を得る。

$$y_1(t) = \Pi_{11} a_1(t) + (\Pi_{11}^{-1} \Pi_{12}) [y_2^*(t) - 1] + a_1(t) \quad (3.1)$$

(3.1) は簡単に次式で表わす。

$$y = Ru + s \quad (3.2)$$

本節ではことわらない限り、time period を示すは省略し、 $y(t)$ に y で、 $u(t)$ を u で表わすことにする。(2.2) の局外変数に関する式は制約式 (3.2) から除去されており、与件変数等とともに目標と手段変数以外に関するものは一括して、 s の中に含まれているとする。したがって、評価関数も目標と手段変数に関する次の二次形式で与えられるものとする。

$$\alpha'u + \beta'y + \frac{1}{2} (\alpha'Au + y'By + u'Cu + y'Cu) \quad (3.3)$$

optimal decision rule は (3.2) の制約式のもとに (3.3) の最大化によって次のように与えられる。

$$\alpha = -K^{-1}r \quad (3.4)$$

ただし、極大化の第 2 階の条件が成立していると仮定し、 K と r は

$$K = A + R'BR + CR + R'C \quad (3.5)$$

$$r = \alpha + R'\beta + (C + R'\beta)s \quad (3.6)$$

として与えられる。

計画期間が N 期までの dynamic optimal decision rule に基づくは、 y と u のベクトルが

$$y = \begin{bmatrix} y(1) \\ \vdots \\ y(N) \end{bmatrix}, u = \begin{bmatrix} u(1) \\ \vdots \\ u(N) \end{bmatrix} \quad (3.7)$$

として定式化され、さらに (3.2) と (3.3) の係数ベクトルと行列が (3.7) に対応した方法で定義されているとする。動学的場合においては、未来の希望値や与件変数は不確定であるから、 α と β および γ は確率変数になる。このときに、最適な第一期の決定は、 α 、 β および γ をすべて期待値で置換することによって求められる。このことは、第一期の certainty equivalence theorem と同じ周知のことである。

van de Panne [5] では、線形決定ルールを過去の期における決定誤差のタームによるフィードバック形に展開している。すなわち、 $z_t(i)$ は、 t 期までの情報と過去の決定誤差が与えられたときの t 期に対する最適決定であり、 $z_t(i)$ は $t-1$ 期までの決定が最適であった、 t 期までの情報が与えられたときの t 期に対する最適決定であるとする。このとき、第 t 期に実行される政策は、次式によって与えられる。

$$u_t(i) = z_t(i) + \sum_{j=1}^{t-1} F_{tj} (u_j(i) - z_j(i)) \quad (3.8)$$

ただし、

$$F_{tj} = [K_{t1} \dots K_{tj}] \begin{bmatrix} K_{t1} \dots K_{tj} \\ \vdots \\ K_{t1} \dots K_{tj} \\ 0 \\ \vdots \\ 0 \end{bmatrix} \quad (3.9)$$

K_{tj} は K の i 、 j プロロックの小行列である。(3.8) で $u_t(i) - z_t(i)$ は t 期の情報が正しいとき、 t 期に実行された政策の決定誤差を、そしてフィードバック係数行列の F_{tj} はその過去の決定誤差に対する最適決定の reaction を与える。ヤコビ van de Panne [5] は、 $(t-1) \rightarrow \infty$ のとき、 F_{tj} がゼロ行列に収束するならば、モデルは安定である

制御論接近法で考察し、Timbergen-Theil approach に対する拡充と一般化を試みる。構造形 (2.1) から Myoken [6, 4] によって展開されたのと同様の手法でヤコビ・ランロン・ランマター表現による最終形を求める (4.4) を参照せよ。

$$y(i) = \sum_{j=1}^n G_{ij}(i) \begin{bmatrix} u(i-j) \\ e(i-j) \end{bmatrix} \quad (4.1)$$

(2.1), (4.1) と等価な入出力関係を持つ状態空間形が、

$$x(i) = Ax(i-1) + B \begin{bmatrix} u(i) \\ e(i) \end{bmatrix} \quad (4.2)$$

$$y(i) = Cx(i)$$

と n 次元状態空間。 (4.1) と (4.2) の間には

$$G(i) = CA^i B \quad i = 0, 1, \dots \quad (4.3)$$

が成立している (4.4) を参照せよ。入力 $\begin{bmatrix} u(i) \\ e(i) \end{bmatrix}$ を手段変数 $u_t(i)$ と手段変数外入力 $\begin{bmatrix} u_t(i) \\ e_t(i) \end{bmatrix}$ に分割して、同様の分類を G と B について行う。その結果 (4.3) は

$$\begin{bmatrix} G_{11}(i) & G_{12}(i) \\ G_{21}(i) & G_{22}(i) \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} C_1 A^i B_1 & C_1 A^i B_2 \\ C_2 A^i B_1 & C_2 A^i B_2 \end{bmatrix} \quad (4.4)$$

の n 次元分割である。

状態空間形 (4.2) より $[A, B]$ が可制御 pair、 $[A, C]$ が可観測 pair であることが実現 $[A, B, C]$ を求めるのに必要である。

$G_{11}(i) = C_1 A^i B_1$, $i = 0, 1, \dots$ による最小実現 $[A, B, C]$ が与えられて、最小次元が n であるとしたとき、(4.4) の $n \times n$ プロロックの等式から

$$\begin{bmatrix} C_1 A & \\ \vdots & \\ C_1 A^{n-1} & \end{bmatrix} B_2 = \begin{bmatrix} G_{12}(0) \\ \vdots \\ G_{12}(n-1) \end{bmatrix} \quad (4.5)$$

と定義している。しかしながら、 F_{tj} は i に依存するので、 i 期のパラメータ値や希望値の関数である。そこで $n \rightarrow \infty$ のときパラメータ値や希望値等はそれぞれの期において同じ値であるような regularもしくは time-invariant なモデルを仮定する。このとき、(3.9) の F_{tj} は

$$F_{tj} \rightarrow K^{t-j+1} (K^{n-1})^{-1} \quad (3.10)$$

となり、 i でなく期間差 $i-j$ に依存する。したがって、 $n \rightarrow \infty$ のとき、 F_{tj} が大きくなるに連れて、(3.10) の行列がゼロ行列に収束していくならば安定であると云える。

ところで、(3.8) の feedback 形をみれば、最適決定は過去の決定誤差についての積分政策であるといえる。このような積分政策は、決定誤差についての定常偏差を持たないから、 $n \rightarrow \infty$ のとき情報が正確で豊富になり、その結果 $n \rightarrow \infty$ のとき、 $z_t(i)$ は最適決定となるといえる。しかし、van de Panne [6] の安定性分析では最適決定のとき手段変数が安定 (instrument stable in optimal linear decision) であるかどうかを判別するにすぎず、最適決定が、すなわち内部安定であるとは断言できない。したがって、現段階においては instrument stable になるかどうかについては政策当局は全く受身の立場であり、言うすれば必ず instrument stable になるという能動的な方法は持ち合せていないといえる。

四 動学的政策モデルの一般的構造問題と安定性

本節では、政策モデルの動学的構造と安定性について、システム

となる。 $[A, C]$ は可観測 pair であるから、(4.5) の左辺右側の行列には full column 行列がある。ゆえに

$$\text{rank} \begin{bmatrix} G_{12}(0) \\ \vdots \\ G_{12}(n-1) \end{bmatrix} = n \quad (4.6)$$

が成立する必要がある。

$$B_2 = (T^* T^*)^{-1} T^* \begin{bmatrix} G_{12}(0) \\ \vdots \\ G_{12}(n-1) \end{bmatrix} \quad (4.7)$$

と n 次元 B_2 を得る。同様の方法で $[A, B]$ の可制御 pair を T^* と B_1 とする。

$$\text{rank} \begin{bmatrix} G_{21}(0) & \dots & G_{21}(n-1) \\ \vdots & & \vdots \end{bmatrix} = n \quad (4.8)$$

の必要

$$C_2 = [G_{21}(0), \dots, G_{21}(n-1)] T^* (T^* T^*)^{-1} \quad (4.9)$$

となる。(4.6) と (4.8) を n 次元最小実現 $[A, B, C]$ が存在するに必要十分条件は

$$\text{rank} \begin{bmatrix} G_{11}(0) \dots G_{11}(r+j-1) \\ \vdots \\ G_{11}(r+i-1) \dots G_{11}(r+i+j-2) \end{bmatrix} = \text{rank} \begin{bmatrix} G_{12}(0) \dots G_{12}(r+j-1) \\ \vdots \\ G_{12}(r+i-1) \dots G_{12}(r+i+j-2) \end{bmatrix} = n \quad (4.10)$$

for $i, j = 0, 1, 2, \dots$

となる r が存在することである。したがって (4.10) が成立すれば、(4.7), (4.9) より、希望の実現 $[A, B, C]$ を得る。

目標変数と手段変数の希望値をそれぞれ $u_t(i)$ と $z_t(i)$ と表わすとき、評価関数が次式で与えられるとする。

$$J = \sum_{t=0}^{\infty} \{ (y_t(z) - \bar{y}_t(z)) Q + (y_t(z) - \bar{y}_t(z)) + (u_t(z) - \bar{u}_t(z)) R \} R(u_t(z) - \bar{u}_t(z)) \quad (4.11)$$

(4.2)の制約のもとに J の期待値を最小化する最適制御は certainty equivalence が成立して、次の状態フィードバック形を与えられる。

$$u_t(z) = H(z)x_t(z-1) + h(z) \quad (4.12)$$

具体的な $H(z)$ と $h(z)$ の導出展開はここでは省略する。(Myoken [6])を参照せよ。)最適制御政策(4.12)を実行したとき、モデルは

$$x_t(z) = [A + B_1 H(z)]x_t(z-1) + B_1 h(z) + B_2 [e_t(z)] \\ y_t(z) = Cx_t(z) \quad (4.13)$$

となる。 $u_t(z)$ と $[A, B_1]$ が完全可制御で $[A, C]$ が完全可観測ならば、(4.13)は漸近的一様内部安定である。すなわち、 $u_t(z)$ と $y_t(z)$ および $\bar{u}_t(z)$ がすべて0に収束し、 $\lim_{N \rightarrow \infty} x_t(N) = 0$ 、 $\lim_{N \rightarrow \infty} y_t(N) = 0$ となる。

上記のことが成立する前提条件は $[A, B_1]$ が可制御 pair で $[A, C]$ が可観測 pair となる実現 (A, B, C) が存在するということである。しかし、この存在の必要・十分条件は(4.10)と(4.11)で与えられる。 $[A, B_1, C]$ が完全可制御・完全可観測であることは(4.13)が漸近的一様内部安定になる十分条件であって必要条件ではない。内部安定化させるだけならば、 A の不安定モード(絶対値においても1より大きい固有値)を制御して、安定モードにすることが可能であればよいのであって、安定モードは制御できなくてもよい。このようにシステムの不安定モードは必ず可制御であることを安定化可能(stabilizable)とよび、内部安定化可能な必要・十分条件がこの stabilizable

性方法によって決定される。しかし、tracking問題でなくして stabilization問題においては、一様安定でない弱不安定になる必要十分条件は stabilizability である。他との比較に言及し、van de Panne [5]・[6]は、手段変数が安定になれば、システム(モデル)全体としても安定になると定義し、その instrument stable になる条件を与え、regular 構造における分析を提案しているが、instrument stable が、すなわち内部安定や全体安定になるかは不明確である。本研究との大きなちがいは、動学的政策の存在については何ら言及せず、政策形式の動学的一般化にいたりず、部分的な安定特性に制約されている。ちなみに、linear decision rules のアプローチの安定性については、この存在問題に有用であるかどうかはまったく不明のままである。一方、システム制御理論的アプローチは、安定および存在の問題をほぼ完全に処理している。内部安定化される必要・十分条件が導出され、かつ当該条件は、linear decision approach と異なり、最適制御解の計算以前に確認できる。また政策の存在については、出力可制御性の概念により、政策問題の設定に応じてその条件が与えられる。しかし、本稿で検討されていない問題は、tracking問題において内部安定は達成できるが、手段変数外入力との関連および誤差項(外乱)の常常性とモデルの推定との関連において、全体安定についてどのように考慮されるかということである。

第四節でみたように、本稿では、政策モデルの状態空間表現形が与えられている。しかも、状態の次数が最小となる、いわゆる最小次元実現が考慮されている。(この論議は、また、「3・4」を参照せよ。)最小次元であることの長所(または短所)はいくつか考えら

れる。すなわち、stabilizability は $[A, B_1]$ と(4.11)で決定され、可制御性は stabilizability の1つの十分条件である。目標変数を希望値にする tracking 問題においては、状態変数を任意の値に持つていくことが可能であることが望ましい。したがって、tracking 問題で、stabilizability よりも強い条件である可制御性が要求されることになる。

状態の可制御性は、実現 (A, B, C) の選択によって決定されるから、可制御可観測が成立するような実現を求めればよい。ところが目標変数が希望値を達成するかどうかの問題は、入出力関係によって定義される出力可制御性の概念によって解明される。しかも入出力関係は実現の求め方にはまったくかわりなく決定されている。出力可制御性は政策問題の設定方法により、さまざまな形で与えられる。例えば、目標変数が任意の値を達成できる時期が存在する条件、ある時期に目標変数が任意の値をとる条件、一定の期間目標変数が任意の値を追値していく条件等が与えられる。かようにして、出力可制御性と安定性は二節の理論の完全な動学的一般化を示すものである。

五 結論と若干の問題

本稿で提示された主要な結果について若干の評価を与えておく。第二節の動学的 Tinbergen approach の安定性は、すべて目標と手段の選択方法に依存している。第四節の二つの最適制御政策の安定性は、所望の実現が存在し得るならば必ず安定化される。しかも本稿ではその実現が存在する必要・十分条件が与えられ、この条件の成立はシステム(モデル)のダイナミクスおよび目標と手段の選

ばれる。当面の政策モデルの安定性については、現在かなり論議されている「Instrument instability」の問題(Holbrook [6])・Chow [6]・Turnovsky [10]を参照せよ)がある。ところが、例えばしばしば用いられる Chow 型の状態空間表現形[9・12]は、その表現形にもとづく最適制御では、instrument instability となる。すなわち Chow 型表現形は、最小次元実現でないので可制御性が満足しない。一方、最小次元実現は、必ず可制御性を満すので instrument instability が回避できることとなる。こうした論点については別の paper を必要とするのでここでは深く立入らない。

最後に、本稿で提示された analytical framework で解明可能な若干の重要な問題群を指摘しておく。本稿では、システムのパラメター構造は正確に与えられたもの(certain)として動学的構造と安定性を論じてきた。むしろ、推定されたモデルのパラメターと構造は不確定であるから、安定問題への stochastic アプローチを行わなければならない。こうした問題は、deterministic なケースについては Brainard [11]、その一般化は Chow [12]によって部分的に解明されている。しかし、特にパラメターが不確実であるだけでなく、ラグおよび状態の次数や可制御・可観測指数などを示すクロネッカー指数などのシステムの構造(またはダイナミクス)が変化する場合もありうる。この安定性分析は、きわめて一般的な問題であり、Turnovsky の analytical framework からは解明され得ない。また Turnovsky においてはシステムの実現問題、さらに政策の存在と、安定性および最適政策解の関連が不明確であり、分析範囲の制約をうける。一方、不確実性に加えて、現実の政策では学習過程を考慮

した推定と制御（適応双対制御）の問題が考慮されよう。かかると現
実的狀況の下りの本稿で提示された諸問題の完全な解答は未だな
れていない。将来の重要な課題の一つである。

参考文献

- [1] Timbergen, J.: *On the Theory of Economic Policy*, (1952), North-Holland publishing Co.
[2] Theil, H.: *Optimal Decision Rules for Government and Industry*, (1964), North-Holland Publishing Co.
[3] Myoken, H.: "Controllability and Observability in Optimal Control of Linear Econometric Model," Presented at the 3rd World Congress of Econometric Society, Toronto, August, 1975. : *Kybernetes, International Journal of Cybernetics and General Systems* 7 (1977)
[4] Myoken, H.: "A Dynamical Existence Problem of Macroeconomic Policy Model," *International Journal of Systems and Science*, 7 (1976), 1227—1237
[5] van de Panne, C.: "Optimal Strategy Decisions for Dynamic Linear Decision Rules in Feedback Form," *Econometrica*, 33 (1965), 307—320.
[6] van de Panne, C.: "Stability in Economic Policy Models," Presented at the 3rd World Congress of Econometric Society, Toronto, August, 1975.
[7] Klein, L. R.: *Economic Fluctuations in the United States*,

1921—1941, John Wiley, (1950).

- [8] Holbrook, R. S.: "Optimal Economic Policy and the problem of Instrument Instability," *American Economic Review*, 62 (1972), 57—65.
[9] Chow, G. C.: "The Problems of Economic Policy from the Viewpoint of Optimal Control," *American Economic Review*, 14 (1973), 632—645.
[10] Turnovsky, S. J.: "The Stability Properties of Optimal Economic Policies," *American Economic Review*, 64 (1974), 136—148.
[11] Brainard, W.: "Uncertainty and the Effectiveness of Policy," *American Economic Review*, Papers and Proceedings, May, (1967).
[12] Chow, G. C.: *Analysis and Control of Dynamic Economic Systems*, Wiley, (1976).

フランスの中小企業と準統合

中小企業は大企業の形成・発展を主動因として遊離される「相対」概念であり、なんらかの「問題性」概念であって、問題のおこりに方に差異があっても、また中小企業問題としての認識主観の働きに差異があっても、中小企業は資本制社会の共通の現象たるべき本質をもっており、さらに中小企業問題の認識には共通条件として経済変動が基礎となっている以上、中小企業問題は国民経済構造概念との関連で理解されなければならない。またその意で各国の国民経済構造の特殊性が中小企業問題に反映されることの結果として、その国の特殊性が強調されることはあっても、それだけですべてを言い尽くしてしまうのではなく、「国際性」のある理論が要請される、という指摘を本報告では前提としている[1]。わが国の中小企業問題の分析において特殊日本的とみなされてきた問題を、戦後フランスの経済構造の変動過程において強調された「準統合としての下請制」問題の把握を通じて、問い直してみることにこの報告の主旨がある。

わが国と同様に、フランスにおいても中小企業は多数存在しており、しかも歴史的にいつてその相対的な割合は余り変化していない

長谷川秀男
〈高崎経済大学〉

し、またこの現象はフランス資本主義の特殊性な性格と内面的に関連している。すなわち、農業人口の相対的に高い割合、農業における小土地所有の広汎な存在、中小工業の散在とそれを基底にしようとする巨大企業の隔絶した存在などが、フランス産業革命の特殊性(①産業革命が原始的蓄積の十分な進行のうえに開始したというわけではなく、いわば資本蓄積が原始的蓄積には併行しながら進展したこと、②イギリス産業革命の側圧という外的条件のもとで、政府主導の産業化が微弱ながらもみられたこと、③綿工業部門と製鉄部門とがほとんど同時に進行したこと)と深い内面的関連をもって表われている[2]。

先進国の技術・生産力の側圧とそれへの拮抗という歴史的條件、並びにこの条件のもとで進められた産業革命に規定されて、中小零細企業が広範に存在していることは、その限りでわが国とかなり類似した構造であり、したがってそこにひとつの共通の基礎があると見える。

二

戦後フランスにおいて、マージナル・プランを基礎に、一次近代設備投資計画(一九四七—五三年)を通じて、其

復興、戦後再建の基礎を確立し、ついで第二次計画（一九五四年）において経済全体の均衡ある成長が問題とされ、国民経済の近代化が進められたのであるが、こうした過程を経て形成されてきた産業構造の高度化・重化学工業化は、ド・ゴール政権のもとで一層徹底させることが要請されている。それは、特にE.E.C.の発足、アメリカ資本の進出といった対外競争を背景として、市場の再編成、経済構造の近代化によって国際競争力を強化することを基調としていた。その後もこの路線は踏襲され、産業構造の高度化・重化学工業化の徹底的な推進、その随伴現象としての経済の集中化が強力に進められてきた。

ちなみに、戦後の集中合併の動行をみると、一九六一年以前では企業集中は余り活発でなく、外国技術に依存する度合の高い中小企業において主にみられた程度であったし、また一九六一―六五年には合併件数や件数当り資産額が大幅に増加し、集中化は進行してはいるけれども、合併吸収されたのはほとんど小企業であったために、合併企業の資本増加額のすう勢はほぼ横ばい状態しかみせていない。それに対して、一九六六―六九年になると、合併に対する優遇措置の影響もあってその規模は急激に拡大している。一九七〇―七三年は「Saint-Gobain-Pont-a-Mousson (1970年)及びPechiney-Ugine Kuhlmann (1972年)の二つの超大型合併がみられる」[6]。

対外競争に基づくこのような経済の集中化、国民経済の近代化を通じて、比較的固定的であった産業の構造、企業の集中変動において、従来と異なった様相がみられ、主要産業の分布に大きな変化があらわれるようになった。だが反面において、「多くの家内工業や

請は統合化と市場競争作用との中間的な性格をもったものであり、またその両者の利点を有利に展開させると同時に、不利益な面を最少限に抑えるものであって、さらにたとえその利点としては、大企業の生産に適合する下請企業には経営の安定が保証されるとか、大企業からの下請企業の独立性・自治性が保たれることなど、いわば下請企業に有利な側面が強調されている」[6]。

結局、彼らは「準統合としての下請制」の主張を通じて、「大企業と中小下請企業との効果的な協働関係」確立の必要性を前述のフランス的特質を踏まえながら手ぎわよく説いているのであるが、このような見解はその後「全国下請センター」(Centre National de la Sous-Traitance)によつて一九七一年九月に公表された「下請憲章」(Charte de la sous-traitance)という形で結実し、ここでは下請制が経済発展のひとつの要因であること、調和のとれた効果的な下請関係を可能ならしめる条件は何か、等々についてふれているが、「より永続的より効果的な企業間協力」の可能性を明示したものと高く評価されているように「7」、大企業と下請中小企業との効果的な協働関係の有用性が一層強調されてきている。さらに、一九七三年三月経済社会審議会 (Conseil Economique et Social) にて「下請問題」に関する答申をまとめているが、そこでも「協働関係」が強調され、また下請制を経済政策の一要因として国家的レベルだけでなく、地域的レベルにおいても、公権力は下請を進展させる行為を奨励し、調整しなければならぬこと、さらに精神的、慣行的及び構造的な変化の必要性などが説かれていく[7]。

ところで、大企業の独占的支配力の拡大による影響については、

小規模企業の残存、並びに一九四五年前の重工業における合理化の欠如」は、「産業革命の特質、保護主義の影響、手工業的小規模な生産方法の残存及び個人主義的な気風の根強さ」に由来していること[4]、換言すれば経済の集中化において伝統的な個人主義思想の影響を無視し得なかったし、また成長至上主義、利潤極大主義よりは生産物の品質の優劣を希求する、いわゆる職人気質が手工業的企業において支配的であったことも見逃すことはできなかった。それゆえに、近代化された部分に前近代的部分の有機的な相互補完関係を確立するために、企業の独立性・自治性を形式的に保持させながらそれを下請関係に組みこみ、いわゆる「準統合としての下請制」を通じて経済の近代化を一層高めようとする動きがでてきたのである。

三

ジャック・ウーシオ (Jacques Housiaux) によれば、「準統合」は一方においてあたかも「統合化された企業」のように、親企業への規則正しい供給を保証し、他方にてあたかも下請企業が親企業の自己工場であるかのように、下請企業への発注を安定させるのであって、その両者の一心同体的関係はあたかも統合化された工場内での変更であるかのように、需要の変動に応じて下請業者の変更を容易にさせ、またひとたび親企業と下請企業の関係が確立すれば、両者の継続的な関係は統合化そのものを意味し、したがって準統合は統合化のひとつの方法・形態にすぎない」[6]。A・サレー/J・シュレーゲル (A. Salley/J. Schlegel) によつて「準統合としての下

J・ウーシオも大企業が吸収合併あるいは直接的管理によって下請企業の独立性を失なわせたり、契約更改の際に力関係をあらわにしたりすると述べ、いわゆる支配隷属形態の可能性を認識しているのではあるが、他面において下請制を通じて極大利潤を追求する大企業の力関係はフランスの過去においてはほとんどみられないこと、また大企業の支配的な国々で準統合が各々の経済に適合していることなどを理由に、準統合としての下請を奨励している「7」。つまり、支配隷属形態についての認識はあるが、フランス企業の国際競争力を高め、産業構造の高度化を図るために、むしろ下請制の奨励に力点をおいている。

四

J・ウーシオは一九五七年の段階で今後十年間に、下請制がフランスにて一般化するであろうことを示唆しているが、これは一時的競合下請よりも補完的専門下請の割合が相対的に高まっていくこと、並びに下請制が産業組織全般にわたって浸透し、普遍化することを指している。アンリー・クロード (Henri Claude) は①下請は国境の枠を越える傾向にあり、②大企業はもはや下請利用を応急処理的なものともみなさなくなったので、臨時的下請は恒常的下請にとつて代る傾向にあるし、また③電気機器産業、機械工業、冶金業において、特に下請は発達していたが、現在他産業にもひろがっており、④商業では準統合の特殊形態、つまり金融によるコントロール、金融グループが組織化した共同購買・販売組織への加盟によるコントロールがみられ、さらに⑤耕作契約という形態で農業にも準統合が

拡大されていることを明らかにしており〔8〕、また一九六七〇年頃から補完的専門下請が顕著に発展しはじめたという見解からいっても〔9〕、J・ウーシオの展望はだいたい当を得たものであったと思われる。

一九六五年の「欧州経済共同体産業同盟」(U・N・I・C・E・E)の調査によると、下請外注率は自動車六〇%、航空機五五%、家具五五%、電気・エレクトロニクス四〇%、機械設備三三%、精密機械・粗鋼三〇%及び造船三〇%である。また機械産業がフランス全体の下請の八四%を占めていたのが、一九七一年には五五%に低下している〔7〕。これから下請利用の各産業への拡散傾向をうかがうことができる。

ゲラル・プリソニエ(Gérard Palissonnier)のおこなった「ブルフォル・モンベリアール・ルール地方の下請」(La sous-traitance dans la région Belfort-Montbéliard-Lure)調査(一九七〇年二〜四月実施)によると、下請企業の売上高(税引き)八〇%以上相当分をひとつの元方に依存しているものは、三七・五%もいるが〔10〕、この点からも補完的専門下請の割合が結構高く、いわゆる系列下請の色彩が濃厚である。

一九六四年現在、オートノミーな下請紹介所(B.S.T. autonomies)は全国で六カ所あったが〔7〕、一九七五年にはわずかなナンシー(Nancy)とトゥール(Tours)の二カ所しか存在しない。担当者の話によると、従来下請紹介所を通じて仕事を手にいれていた下請企業が、ひとたび大企業と補完的専門下請関係が確立されると、それらの企業にとって下請紹介所の必要性がなくなり、脱退するた

由もなく業者を変えることはしないこと、稼働能力に応じた発注をすること、親企業と下請企業との相互信頼関係を確立すること、等の指摘がなされているが、これによって力関係の实在、つまり支配隷属、不平等交換の存在を読みとることができよう。

前述の「経済社会審議会」におけるマルセル・ダソル・エレクトロニクス会社の社長、セルジュ・ダソル(Serge Dassault)の「下請制のもとではより安い価格で財貨を製造しうる。つまり、より低い原価で生産しうる。……低賃金を基盤としている下請企業の順応性に富んだ単純な組織を利用すれば、そこから多くの利益を得ることができよう」という見解は〔7〕、まさに親企業の立場を代弁したものであって、「下請企業の低賃金を利用して、そこで実現された剰余価値を大企業に転移しよう」とする〔9〕、いわば「利潤率と大企業による独占利潤の追求および獲得とに関連」〔8〕した下請制、そこから派生する下請問題の基本的性格を示唆していると思われる。

ジャン・エチエンヌ(Jean Etienne)も、零細下請の側から支払遅延の問題、受注が継続的でないこと、及び契約の際の合意事項である利益配分が守られていないことなどを指摘している〔11〕。

六

フランスにおいて、下請制は「独占資本に雇用、投資、価格の驚異的な支配者としての地位を与えながら、多くの分野で一般化する」傾向があり、そして、「下請憲章」の策定のような新しい事実は、「独占資本が景気変動調整的な性格を下請に押しつけ」ようと

めに、オートノミーな紹介所はなりたたなくなつたのだという。この点も前述の理解を証左しているといえよう。

以上のことから、戦後とくにJ・ウーシオによって「準統合としての下請制」が強調され、下請制が浸透した頃から、フランスの下請制は大きく発展し、臨時的競合下請に代って、補完的専門下請が徐々に主流を占め、下請制の一般化がみられるようになったといえる。

五

下請問題については、A・サレー/J・シュレーゲルによってすでに一九六〇年代前半からかなり箱烈に問題が投げかけられているが〔9〕、下請問題の一般的性格づけを比較的早くおこなつたものとしては、アンリー・クロードの見解がある。すなわち、「下請ではたんなる納品よりも従属関係がはるかに強い。下請業者は大企業が提供する販路に依存するばかりでなく、技術面でも、また往々にして金融面でも大企業に従属している」し、また進統合は生産の集中を強め、独占体の力を強化し、「準統合された」グループ内部で従属関係を強めるという〔8〕。

他方、下請当事者からも問題は投げかけられている。金属機械加工産業連合会(Fédération des Industries Mécaniques et Transformatrices des Métaux)の下請委員会の要望事項において、原価を割るような発注をしたり、価格を値切ったりしないで、安定した価格で発注すること、親企業の一方的な事情で支払いの延期をしないこと、製造途中で納品期限を短縮しないこと、予告なくまた正当な理

し、また「日本的な方法にフランスの下請を制度化しようとする」ものであり、さらに独占的利益に従属した中小企業の形成は、「既存の中小工業を安定化させようとする意向よりも、むしろ独占的資本蓄積に応じて中小工業の継起的な再生産の条件を生み出す」ものだ」と認識されている〔9〕。

戦後の経済構造の変動、特に対外競争を背景として産業構造の高度化・重化学工業化が強力に推進される過程において、「準統合としての下請制」の啓蒙をひとつの契機にして、フランスの下請制は発展し、一般化してきているが、その過程において支配隷属、不平等交換の性格を帯びてきており、いわゆる下請問題が表面化し、「問題性」概念としての中小企業問題の認識が高まってきている。

その限りでは、フランスの下請制はわが国と共通の条件にあると同時に、大企業は中小零細企業を基礎に、またその両者の相互補完関係を通じて一層発展し、その発展過程において中小零細企業を絶えず再生産するというメカニズムのなかで、両国の経済社会的特質に応じて問題の態様と度合の差異が現われているにすぎないと思われる。

参考文献

- [1] 山中篤太郎他『産業高度化と中小企業』一九六八年。
- [2] 吉田静一『近代フランスの社会と経済』一九七五年。
- [3] J. N. S. E. E., *Economie & Statistique*, n° 58 juillet-août 1974, n° 60 octobre 1974.
- [4] J. B. Thompson, *Modern France*, 1970.

- [5] Jacques Houssiaux, Le concept de quasi-intégration et le rôle des sous-traitants dans l'industrie, Revue économique, n° 2 mars 1957.
- [6] A. Salley/J. Schlegel, La sous-traitance dans l'industrie, 1963.
- [7] Rapport présenté au nom du Conseil économique et social par M. Jean-Jacques Stefanelly, 1973.
- [8] Henri Claude, La concentration capitaliste, 1965. 邦訳『トランスの独占資本』一九七〇年。
- [9] Jean Chatain/Roger Gaudon, Petites et moyennes entreprises, 1975.
- [10] La sous-traitance dans la région Belfort-Montbéliard-Lure, 1973.
- [11] Jean Etienne, L'artisan et l'entreprise artisanale, 1973.

(まごがき)

本報告について、佐藤芳雄氏(慶応義塾大学)より予定討論者としてコメントを頂き、また伊東佑吉氏(千葉商科大学)、丹野平三郎氏(金沢工業大学)及び座長の加藤誠一氏(立教大学)より有益な質疑並びにコメントを頂いた。記して感謝するしだいで。

経済政策とサイバネティクス

今日では、サイバネティクス(cybernetics)やシステム論(system theory)的な考え方は、すでに工学や生物学、生理学などの分野ではかなりの成功を取めていることは、一つの客観的事実である。このごろでは、さらにそれらの考え方は、社会科学の中にとり入れられるようになってきた。わが国においてもいくつかの研究がみられる。「1」「5」「6」「10」「14」。ここでは、そのサイバネティクスの思考が、経済政策論の方法にたいしてどのような関わりあいを持ち得るかということについて考えてみたい。

通例、情報、制御、システム等の概念をあつかう一般理論が、理論サイバネティクスとか一般システム理論とよばれたりする。定義というようなものではないが、記述的な説明としては、「工学的装置、生物体、また社会システムなどにおける情報処理・伝達・貯蔵と制御のプロセスに関する研究をおこない、それらさまざまな領域における、さまざまな特性をもつ制御システムの構造と機能に関する一般的な法則について研究する科学」とでもいい得よう。これにも種々の流れとアプローチがあるが、それらに共通した一つの特徴は、無機的世界(機械など)——有機的世界(生物)——人間世界

飯尾 要

〈和歌山大学〉

(社会)の各領域において共通の構造的な法則と機能連関をみつけ、これのできる限り一般的な形で定式化し、それを各分野における研究に役立てることが内容となる。もちろん、ここでは各領域におけるシステムが簡単に同一視されるのではない。構造と発展の概念を基礎にして、より簡単なシステムの領域からより複雑なシステムの領域への発展という考え方を軸にしなから、そこにおける構造的共通性が注目されるのである。

このような観点から考えるとき、重要なポイントの一つとなるのが、工学的システム、生物学的システムにおける全体と部分の関係と、社会システムにおける全体と部分の相違である。機械や生物体においては、部分(part)だけではその機能を真に発揮することはできない。それは全体(a whole)の一部として働くことによりその機能を発揮する。いいかえると、「部分」の目的は「全体」の一部として機能することにある。ところが、社会システムについて上述のような見方を採用することはできない。社会システムにあつては、その部分としてのそれぞれの個人(individual)がそれ自体として一つの目的をもった存在として現存している。もちろん、人間はもともと社会的存在であるといわれるように、個人をそれだけで完全な自己完結的システムと見ることがもむづかしい。こ

たところに、社会と個人の関係、「全体主義」と個人主義等々の問題も現われる。このような問題は工学的システム、生物学的システムには存在しない。ひとことという、機械や生物個体における部分は主体 (subject) ではない。社会における部分としての個人は主体である。このようなポイントの重要性は、N・ウィーナーが、社会の内部における情報組織のあり方と個人の内部における情報組織のあり方の違いとして指摘したこと、またチェコスロバキアのP・ペリカンが「構成要素(部分)のもつ自由度」という形で論じたものである。〔8〕〔12〕

このようにみると、社会をサイバネティックに見るとき、その「部分」に「主体」というカテゴリーをあたえて考えることがいかに重要であるかがわかる。われわれは、「主体」を、評価関数 (performance criterion) を内生的にもつ、すなわち評価関数の変更を自分と環境との相互作用の中で自分で行なうところの意思決定システムであると規定することができる。したがって、社会的システムとしての意思決定システムは厳密には、評価関数そのものを決定する目標選好 (target preference) システムと、その目標選好にしたがい行動を策定する行動決定システムに分けてみる事ができる。それは、別のいい方でいうと、意思決定システムにおける動機選好 (Motivation) システムともいえる。〔7〕〔8〕〔9〕〔14〕。ウィーナーが、サイバネティクスを社会科学に適用する際に、研究課題として重要なのは、「know-how」に「いかにして目的を達するか」の研究だけなのではなくて、むしろ「know-what」に「われわれはなにを目的とすべきかを決定すること」の研究が大切なのであるとい

ったものここにつながる。〔13〕

二

そこで、「主体」という観点からみたときの、経済政策のシステムについて一つの側面を考えてみよう。まず、一般的にいうと、経済政策にかかわる社会的主体は次の二つのカテゴリーでみられる。(図1参照)。

G……政府。

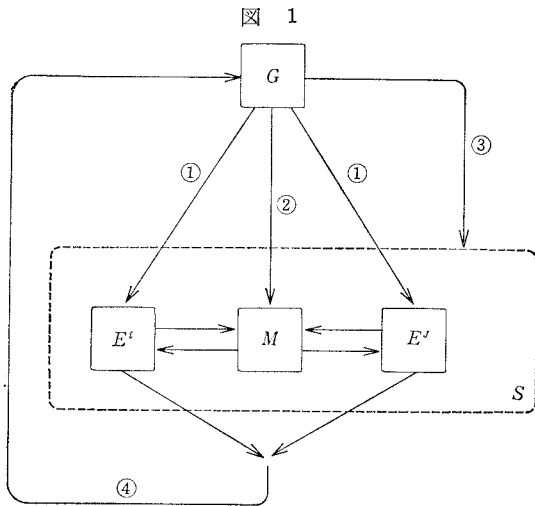


図 1

Eⁱ……いわゆる個別主体(消費者、生産者)。

政府は社会の他のメンバーに影響し、すべてのメンバーを拘束するような決定をおこなう権限をあたえられている機関であるが、それ自体としては一つの個別主体である。〔2〕〔3〕。また、Eⁱ、E^jの相互作用プロセスが市場プロセスであり、Mでしめす。各主体間の作用において、経済政策にかかわる作用プロセスは、G(政府)にかかわる作用プロセスである。これは次の4つのレベルで現われる。

① $\langle G \downarrow E^i \rangle$ 、 $\langle G \downarrow E^j \rangle$ 。これは、個別主体Eⁱ、E^jが市場プロセスにおいてしめす作用能力や、また市場プロセスからうけとる結果について修正的な影響をあたえることを目的とするところの、政府からの作用である。具体例としては、税金とか補助金である。

② $\langle G \downarrow M \rangle$ 。市場プロセスにおける相互作用のルールなど、相互作用プロセスへの修正的な影響をあたえることを目的とするところの、政府からの作用である。具体例としては、不当取引への規制、誇大宣伝の禁止、また公正取引促進への政策の一部等である。

③ $\langle G \downarrow S \rangle$ 。前述の政策よりさらに一步すすんで、個別主体間の関係、市場プロセスのメカニズムそのもの、すなわち主体間の経済作用の基盤的構造(図ではSでしめした)への影響を目的としたところの、政府からの作用である。具体例としては、農地改革、カルテル禁止などである。

上述の①②③は、ほぼ、ティンバーゲンのいう「量的政策」「質的政策」「改革」にあたると思われる。〔7〕〔11〕。

④ $\langle E^i \downarrow G \rangle$ 、 $\langle E^j \downarrow G \rangle$ 。これは上述の①②③にたいするフィード

バック的作用である。すなわち、各個別主体が政府の政策①②③についてしめす要求である。

ところで、②③のルートにより行われる政策も結果としてEⁱ、E^jに作用をおよぼすことになるわけであるから、その関係は、図2の左側のようになる。これを、以下、図2の右側のような形で、 $\langle G \downarrow E^i \rangle$ 、 $\langle E^j \downarrow G \rangle$ として概括してしめそう。したがって、各個別主体は、政府にたいして、この $\langle G \downarrow E^i \rangle$ 、 $\langle E^j \downarrow G \rangle$ についての要求をしめすわけで、④がこれにあたる。

したがって、各個別主体Eⁱは、お互いが市場プロセスにおいて相互作用する際にしめすところの選好——これを $\langle E^i \downarrow M \rangle$ の形でしめし得る——と、前述の経済政策にたいする選好 $\langle E^i \downarrow G \rangle$ とをもつこととなる。この $\langle E^i \downarrow M \rangle$ と $\langle E^i \downarrow G \rangle$ は本質的に

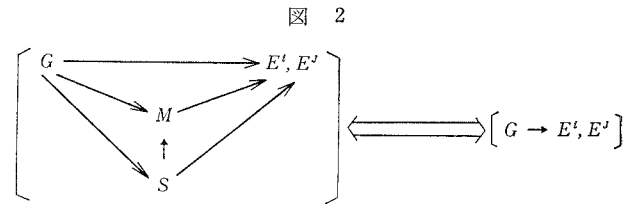


図 2

には同じタイプ(類型)のものと考えてよいであろうか。それとも異なるタイプのものと考えてよいであろうか。これらは、本質的にかなり異なるタイプのものとしてとらえた方がよいように思われる。一般的にいうと、ある主体のもつ選好はその主体の行動において実現されることにより有効な選好となる。いいかえると、選好は行動により顕示され、実現されたり実現されなかったりするわけであ

る。〔15〕〔16〕。このような観点から考えるとき、 $E \rightarrow G$ は、一般に、市場行動においてではなく、請願、陳情、「ロビー」活動、献金、集会、デモ、選挙といった政治的大衆行動や政治折衝において顕示されるものが多い。たとえば、「ある個人が『大砲よりバター』を望んでいるとしても、かれはこのことをバターにより多く支出することによってではなく、軍備を推進する政府を倒すことによってのみ達成しうる。」(ドレフノフスキー)〔4〕。したがってまた、 $E \rightarrow G$ はそのような政治的行動の結果、その要求が政府の選好関数に反映され、政府の政策決定プロセスを通じて $G \rightarrow E$ 、 $E \rightarrow G$ となることにより実現される。ところで、 $G \rightarrow E$ 、 $E \rightarrow G$ を対象として決定されるというよりは、ある社会集団——利益集団 (interest groups) とか社会経済的集団 (socio-economic groups) などとすべき得るもの——を対象として決定されると考えてよいだろう。たとえば、所得減税はある一定の所得階層に向けられ、また老人健保は老人という社会集団に、また農地改革は特定の地主階層という集団に向けられるといったわけである。したがってまた、 $E \rightarrow G$ の顕示形態も、一般の市場行動におけるように個々の主体が個別的に行動するのではなく、ある共通した選好の上に立って集团的に行動することになるのである。社会は多くの利益集団に分けられ、そして政府デシジョンは政府とこれら諸集団との関係に依存している」という R・ドーフマンの指摘も上述のことと同じながっている。〔2〕〔3〕〔14〕。

このように見比べると、市場的關係において顕示される選好関数

と、経済政策にかかわって顕示される選好関数との定義域の違いが示唆されるのである。また、後者においては、その領域における主体は、個別主体というよりも、よりすぐれた、社会経済的集団であるということも示唆される。サイバネティクスの思考による研究方向の一つは、このような方向に向くのである。

参考文献

- 〔1〕青井和夫編『社会学講座・1・理論社会学』富永健一編『同上・8・経済社会学』東大出版会、一九七四年。
- 〔2〕Dorfman, R., "Social Decisions Without Social Preferences", M. Kaser et al. (eds.), *Planning and Market Relations*, Macmillan, 1971, 117~133.
- 〔3〕——, "General Equilibrium with Public Goods", J. Margolis et al. (eds.): *Public Economics*, Macmillan, 1969, 247-275.
- 〔4〕Drewnowski, J., "The Economic Theory of Socialism, A Suggestion for Reconsideration," *Journal of Political Economy*, August, 1961, 341~354.
- 〔5〕川島武宣編『法社会学講座・3・4』岩波書店、一九七六年。
- 〔6〕村上泰亮・熊谷尚夫・公文俊平『経済体制』岩波書店、一九七三年。
- 〔7〕尾上久雄。『経済政策の決定過程』中村秀一郎・新野幸次郎・加藤寛編『経済政策(1)』有斐閣、一九七一年。

〔20〕Pelikan, P. et al., "Cybernetics in the Economy," *Czechoslovak Economic Papers*, 5, 1966, 119-128.

〔21〕Stachowiak, H., *Denken und Erkennen im kybernetischen Modell*, Springer, 1969.

〔10〕杉田元宜『社会とサイバネティクス』みすず書房、一九七二年。

〔11〕Tinbergen, J., "Optimization——of What?", *Coexistence*, 5 (1), 1968, 1~5.

〔12〕Wiener, N., *Cybernetics*, M. I. T. Press, (1961), (池原ほか訳『サイバネティクス』岩波書店)

〔13〕——, *The Human Use of Human Beings*, Houghton Mifflin, 1950. (池原訳『人間機械論』みすず書房)。

〔14〕飯尾要『経済サイバネティクス』日本評論社、一九七二年。

〔15〕——, "選好関数について", 『経済理論』一四五号、和歌山大学経済学会、一九七五年五月。

〔16〕——, "選好関係について", 再論"同上、一四七号、一九七五年九月。

〔17〕——, "選好の共同化について", 同上、一五三号、一九七六年九月。

質問 一 (東海大学 島 和 俊)

(一) 社会経済システムは、生物あるいは工学的システムと異なり、コンポーネントのもつ自由度が大きいために予測そしてコントロールが困難といわれるが、選好のレベルや内容によ

っては、かなりの程度までコントロールの可能な分野が考えられるのではないか。

(一) "主体"のモティベーションあるいは評価関数というものも他から全く独立的ではなく、ポジティブな形であれ、ネガティブな形であれ、他から何らかの影響を受けると考えられるが、そこにおいて個人のそれらはどの程度の独立性をもつと考えられるのか、また、それらは社会経済システムのあり方によって異なるとは考えられないか。

(二) 第二との関連で、個人の消費選好関数と、先生のいわれる個人の政策選好関数との関係はどのようになっているのか。御報告では前半では個人が主体となっており、後半では集団が主体となっている。そこで、政策が公共財として集団を単位に供給される場合に、モティベーションあるいは評価関数を本来、内生的にもつといわれる個人の意思決定と集団の意思決定との関連はどのように処理されるのか。

(三) 経済サイバネティクスという方法による類型化、単純化の進展は説明の助けとして有効であるが、それだけ、現実との乖離をもたらしやすいとも考えられる。そういう意味で、経済サイバネティクスは、どこまで——原理、具体的政策、数量化等——説明しようと考えられるのか。

(四) ポールディング等の主張する一般システム理論と経済サイバネティクスとの共通性・異質性についてどのように考えられるのか。とくに、分析の範囲、具体化の程度、現段階におけるアプローチの差異等をどのように考えておられるか。

答 的確な御質問であり大いに示唆をうけました。紙数の都合で、簡単にお答えすることをお許し下さい。第一、第二の点については、まったく質問者の御指摘の通りであると思います。とくに、第二の点は今後の非常に重要なテーマだと思います。第三の点について簡単に補足しますと、政策選好関数はどちらかというと、ある社会経済的な構造的條件、制度的條件、環境的條件といったタイプのものにより多くかわり、市場的な選好関数は前述の構造、制度、環境條件があたえられたもとで発動されるものともいえると思っています。第四の点については文献〔17〕などで研究しておりますが、第三の点ともども、今後の課題です。第五の点については、一般的にいいますと、かなりの有効な展望をもつものであると私は考えております。『経済評論』一九七六年、三月号、十一月号にそのようなことを書いておりますので参照頂ければ幸いです。第六の点は文献〔14〕を参照下さい。

質問 二 (近畿大学 桜井等 至)

- (1) 「サイバネティックスは、一般システム理論のサブ・システムである」というL・フォン・ベルタランフィの主張をどう考えるべきか？
- ①物質・エネルギー・情報の3点共についてオープン・システムである。
- ②非機械的・有機体論的であるという点において
- ③循環的因果性より一般的な多数個の「動的相互作用」を分析しようとする点において
- ④単純な組織から複雑な組織に進化してゆく「自己組織

系」であるという点において
以上4点において一般システム理論の方がより一般的であるというわけです。

- (2) 「生物や機械システム」と「社会システム」の違いを構成要素のもつ「主体性」によって峻別されたが、サイバネティクスや一般システム理論の目的からすると、むしろそうしたいろいろなシステムに共通する側面(法則)を追究してゆく方に主眼を置くべきではなからうか。
- (3) 「オープン・システム」を基本概念とすべき「一般システム理論」の立場から見て、フローチャートで示された政策システム図は、政府(G)について「クローズド・システム」になっているのは、政策決定プロセスにおける本質的要素(環境要因(国際関係、自然環境、文化・社会環境等))を捨象してしまっている点に疑問を感じますが？

また、逆に個人の「主体性」について、その評価関数の形成過程への心理的メカニズムが欠落している点に疑問を感じますが？

答 紙数の都合で簡単にお答えします。第一の点については、文献〔14〕、また『経済評論』一九七六年三月号所収の小論を参照下さい。ただ一言申し上げますと、御指摘の点にかかわるベルタランフィの意見は国際的には少数意見になりつつあります。第二、第三の点は文献〔14〕を参照下さい。

廃棄物処理計画の再検討

一 廃棄物処理法に示された廃棄物処理策の本質

日本の廃棄物処理政策は、昭和四十五年処理法制定までは専ら一般廃棄物対象で、処理主体は地方自治体であった。経済成長は一般廃棄物の排出量も増加しますが、重化学工業化に基づく経済成長は産業廃棄物、特に有害なその発生を急テンポで増大させた。ところが、わが国の処理法は一般廃棄物を対象とした旧清掃法の延長上にあり、産業廃棄物については、後述のように形式的な排出者処理原則を適用し、実質的には環境汚染の基因をつくり出している。

二 環境と廃棄物の関係の正確な認識欠如

今回改正された廃棄物処理法を含めて、わが国の一連の公害諸法は、環境価値、特に経済学的価値認識の欠如がある。

これに関しては筆者の論文(日本廃棄物対策協会発行、『廃棄物処理研究』第五号、その他)で指摘しているが、要は環境資源についての公共財意識の欠如、環境使用に関する不明確性等々、種々の考え直さねばならぬ面がある。また、産業廃棄物を有害な結合生産

石井金之助 (桜美林大学)

物(Bads)とする考え方と、環境を資源としてインプットする考え方の統一性を欠くことから、社会的コストについての概念も極めて不明確である。

それゆえ、経済学的理論究明の基礎の上に立った経済政策としての廃棄物、特に産業廃棄物処理対策が制度化されなかった点が指摘されよう。

三 PPP導入の問題点

①処理法に示された処理費用負担責任は非常にあいまいで、形式的である。それは真の処理責任が明確化されていないため、罰則は軽く、また地方自治体などの監視体制も脆弱なため、結局余り効果があがらず、不法投棄による環境汚染を強めている有様である。

②廃棄物処理業者への委託を認めた点も、処理業者の構造的脆弱性(零細、低いモラリティ、科学知識のなさ等)を改善しない限り、不法投棄による環境破壊はさけられないものである。

③OECD理事会は、一九七二年加盟国政府に対しPPPのGuiding principleをまもることを勧告した。

これは環境資源の質と量に依存している商品の価格を、環境資源の相対的な稀少性をより適切に反映させた市場メカニズム活用の下

で汚染をへらし、資源配分を適正にするような公的措置を勧告したものである。これと同時に国際貿易並びに投資におけるゆがみをなくすことを目的とした原則である。

④しかし、前記のように単純に、産業廃棄物は発生者責任において処理を行うという形式的な原則のみが固執されていたのが国においては、OECD勧告はかえって国や自治体の責任として行われねばならない総合的な行政課題への真剣な取り組み方を欠くことをむしろ合理化するように理解され、作用した観がある。

それは⑤汚染防止の価格メカニズムによる誘導……と、⑥終末処分に対する適切なガイダンスと環境アセスメント実施、その管理並びに監視体制という二点において特に重要である。

④に関しては、発生者である企業、または生産者が生産過程に投入する環境以外の必要物を節約しようとする Incentive と同様の誘導要素を環境について持たせることである。この Incentive の一つとして、環境汚染に伴う社会コストを発生者に負担させるところに、PPPの政策活用手段としての意義があるのである。

⑥については、廃棄物処理システムの中で最終処分こそ最も大切な問題として把握し、最終処分地の確保や管理を公的介入において行うことと、この最終処分という観点から処理システムを改めて見直し、真に有効な処理・処分のトータルシステムをつくり上げてゆくことであろう。

四 廃棄物処理政策転換の動機となる諸条件

高度工業化に伴う公害多発傾向に対する内外世論の高まりから昭

和四十五年一連の公害諸法の一つとして制定された廃棄物処理法は、以上指摘したようなさまざまな不備をもつので、これを是正するため五十二年法改正が行われた。

しかし、その間、日本経済は高度成長から低成長への大きな転換をよぎなくされ、この転換は次のような二つの問題を廃棄物処理政策の上にも投影せざるをえなかった。

それは④自然資源の有限性確認が世界的になり、廃棄物の再資源化、有効利用が政策として取上げられざるをえなくなった点が、処理政策転換の主要な条件である。

⑥これとともに、日本経済の低成長化は、政府並びに地方自治体の財政状態を極度に悪化させたのみならず、廃棄物排出者たる企業の財務内容をも悪化させるに至った。

このような状態では財政事情を理由に廃棄物処理対策の後退さえ生じがちである。しかし、ときあたかも日本化学工業株式会社による六価クロム問題が起り、再び有害廃棄物が社会的にクローズアップされた。そして、ここで在来廃棄物処理に関してとかく軽視されてきた経済性という問題がようやく考えられざるをえなくなってきたのである。

特にわが国産業構造の中で大きな比重を占めている中小企業の産業廃棄物処理に関しては、形式的なPPPの適用では実効があらぬ点への反省が起っていった。

そこで求められてきたのは、地方自治体を主体とした公的関与の強化であり、さらに共同処理施設建設、共同処理事業推進などの問題である。また、ようやく終末処理、処分の問題も政府として取上

げざるをえなくなったものの、処分地確保の点について大きな困難に直面しているのが現状である。(財政上、住民の反対などから適地選定が困難なため……)

五 改正処理法にみられる限界点

以上のような諸条件へ対応するため、廃棄物処理法は改正された。しかしながら上記の諸条件を解決できる十分な内容に改正されたとはいえないことも事実であろう。

それは要するに、本稿(一)から(三)までのべたような問題意識に立った改正ではないからである。また、たとえ問題意識に立ったとしても、現行の他の無数の法律との関係を顧慮しなければならぬ点、さらに廃棄物行政においても所管の行政機関がたぐさんあり、割拠主義的傾向が強い点等の条件からであろう。

日本経済が低成長時代に入ったからこそ廃棄物処理政策にも経済性をもっと積極的に取入れられ、いわゆる経済政策的見方が必要であるにもかかわらず、今日わが国の廃棄物処理政策で論議されているのは、どのように価格メカニズムをいじるかの問題でなく、いざんとして、価格メカニズム方式と直接規制の選択を行政機関の権限争いの妥協の産物として行うという水準にあるといえよう。

六 資源化再利用問題

廃棄物の資源化、再利用問題についても次のような制約条件があり、いまのところ具体的実効はほとんど期待できない。

①高度経済成長を支えた「つかい捨て型消費」からの脱却が国民

各層において極めて個人的、利己的に行われていること。

②再生利用可能な廃棄物が混合排出されること。

③廃棄物排出者の実態や排出量ないし、処理業者の操業実態など必要な情報整備が行われていないこと。

④回収体制の不備、発生源分布のばらつき、廃棄物種類の多様化、ロットの多様性などから収集、輸送費の増加と過大な経済的ロスが発生。

⑤回収した廃棄物を再生原料とする際、価格、品質において、パーシオン原料に比し市場競争力が著しく劣る点、並びに廃棄物再生製品に対して需要者が強い偏見をもっている点。

⑥廃棄物処理業者の構造の脆弱性(特に無許可業者の横行)最も問題となる点は、廃棄物再生利用を目的とした経済政策が確立されていないことである。したがって、既存の各種の行政法や法令などが具体的には再生利用を抑える作用をしている例がたぐさんある。改正処理法では一応法の弾力的活用をうたっているが、それだけでは実効は期し難い。

いま一つ、わが国の産業体制、財やサービスの供給体制はことごとく Forward System になっているため、廃棄物処理体系も同じ概念に基づいてつくられていきつつある。このため、前述したような終末処分の段階で大きなネックがあらわれてくるわけである。

廃棄物の再資源化、有効利用をはかる際には、予め、どのような形で再資源化するか、すなわち再資源化製品は、どのように価値づけられるかをきめて、これを可能とするような Backward のシステムを計画的につくってゆくことが大切である。このシステムは単に

技術システムだけではなく、社会・経済システムをも加えて考えられるべきである。したがって、システムのどのステージに公的介入や助成が投入され、どのステージで私的資本のインセンティブが発揮されるかを厳密に計算し、計画化されることが必要である。そして、全体としては市場原理に立つべきであろう。

つぎに廃棄物処理・処分業者の利用は積極的に考え、その点でこの業界の構造改善政策はぜひ実施されねばならぬと考える。

質問一 (東洋大学 鈴木 守)

(1) 産業廃棄物が生産活動に付随する Bats であり、放置すれば大きい社会的費用を生むことは御指摘の通りであるが、しかしらばその収集——輸送——保管——処理等への公共関与はいかにあるべきか。

(2) Bats をひきれば goods に、せめて Neutral に変えられれば望ましいのであるが、現在の技術水準とそれに要する費用からすると、多くの廃棄物は Bats のまま、周囲に実害を与えないような形で処理していかざるをえないのではないか。

(3) 今後、廃棄物が多量かつ継続的に排出されていくとなると、最終処分地の確保が決定的に重要である。特に Bats もそこで処理していかざるをえないとなると、定期的な漏出チェックと、万一漏出した場合にも被害を最少限にとどめるといふ配慮が不可欠であるが、そうした点を含めて最終処分地の確保はいかにあるべきか。

答 (1) 公共関与をする場合、私が報告したような基本的な考え方の上に立って公共関与の性格、効果を十分考えてみるべきであろう。

そして関与の具体的な方法を発見するため、モデルによる効果測定を行うことが必要である。

関与のあり方としては、特別の場合を除いては直接規制とくに直営方式はできる限り避け、価格メカニズムを活用すべきであろう。もちろん、このためには自治体その他第三者機関による監視チェックシステムの整備、情報システムの強化などは大切であり、特に不法投機などへの罰則の思い切った強化が必要であろう。

いままでの公的関与は余りにも処理の技術的規制や助成に傾き過ぎていた観がある。(もちろん相対的なことで、絶対的にはこれすら不十分だが……) これからは収集、輸送、終末処理、処分に最も力点を移す必要がある。

(2) 確かに現状はその通りだが、一番基本的な点は環境を含めて資源に対する価値認識が政府を含めて国民一般に欠け過ぎていることであり、また技術至上主義的考え方が強過ぎることであろう。社会経済システムを加味したトータルシステムの考えてみれば、再資源化利用も相当可能になるのではあるまいか、廃棄物処理の主な目的には廃棄物のカサを減少させることと、毒性をなくすことの二つがあるが、Bats のままで格納するとしても、この処置が必要である。

(3) 貴説の通り最大の困難な問題である。国が思い切って国有地開放や広大な地域を買上げて処分地にあてる態度がまずのぞましい。住民に対する教育も、もし処分地がなければ不法投機がさげられず、その結果がどうなるかを具体的に説明し、協力を求める方法を考えるべきである。

質問二 (南山大学 藤井 茂)

今までの産業廃棄物の処理について全力をつくすことはもとより、今後の発生源を抑制することに力を注ぐ必要があると思う。新技術の適用に当たってはその毒性除去の技術を併せ提供するだけでなく、その適用を禁ずるとき対策が必要であると考えるがいかがであろうか。

答 全くその通りで、テクノロジイアセスメントと環境アセスメントの連結と強化のためのシステムをつくる必要が痛感される。技術開発段階→市場経済へ入った段階→市場メカニズムから離れた廃棄物段階では順次有害性も大きくなり、これに対応した社会コストの投入量も大きくなるわけであるから第一段階での措置は必要である。

ユーゴの市場社会主義経済システムの 制御可能性をめぐって

— 財政・金融および所得政策を中心に —

香川 敏幸

(京都大学)

労働者自主管理 (Radničko samoupravljanje) の制度を基軸とするユーゴスラビアのいわゆる市場社会主義の経済システムは、「新経済システム(1)」(Novi Privredni Sistem, 1952) を採用して以来の約二十間に、農業・工業生産高や輸出入量などのマクロ経済指標のいずれも大きな変動を伴ってきた。図1はベオグラード経済研究所 (Institut Ekonomskih Nauka, Beograd) の B・ホルバート (Brako Horvat) による最近の論文から引用したものであるが、そのような変動を表わしている。

社会主義の公式の見解では、国民経済の諸主要部門への資源配分の決定は計画的に行われるので、再生産の正常な進歩の条件がつくりだされ、したがって社会主義経済には、過剰生産による経済的危機を条件づけたり、また再生産の循環的な変動を生起せしめるような要因は存在しないはずである。しかもユーゴスラビアでも、一九六四年までは一九五二―五六年の年次経済計画の時期を含め、一九五七―六一年および一九六一―六五年の第二次および第三次五カ年計画が実施されており、市場の導入は部分的であった。市場経済へ

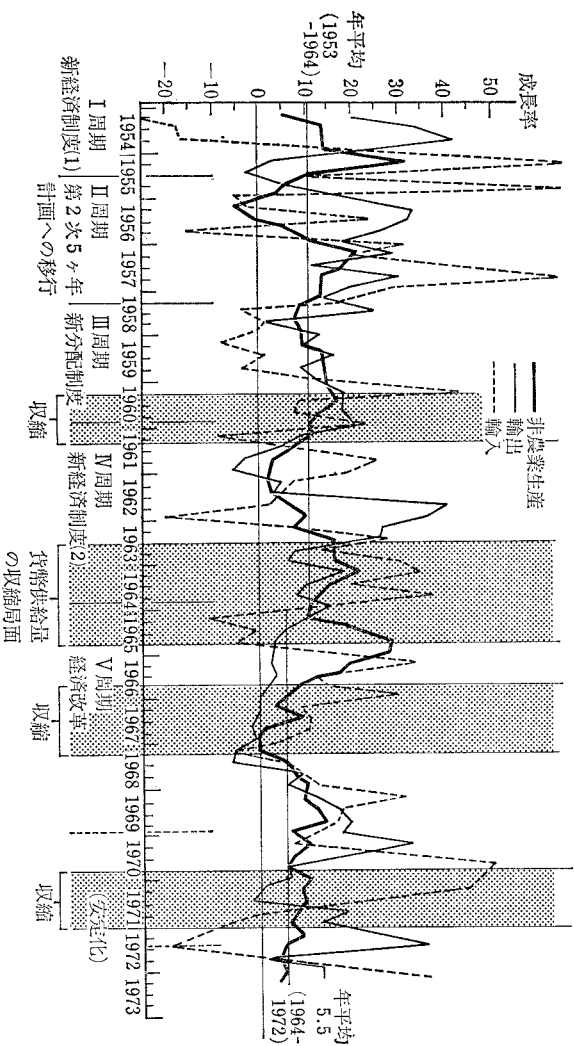
の完全な移行は一九六五年の「経済改革」(Privredna reforma) ないし一九六四年の投資の自由化以後のことである。

図1に見られるような循環的変動の原因としては、先のホルバートは行政介入や立法措置などの制度改革の周期性を重視しているが、リュブリナ大学のアレクサンダー・バイト (Aleksander Bajt) は、ユーゴスラビアをはじめ社会主義諸国に見られる経済活動の短期循環は消費者需要あるいは「消費性向」の変化に起因するのではないかという仮説を提起している。

さてユーゴスラビアの経済循環の傾向は、前半の一〇年間は年平均成長率が一〇%を超える高いものであり、前述した投資の決定を含めて分権化をいっそう進めた「経済改革」の導入以後の約一〇年間は成長率が五・五%へ低下している。つまり最近の約二〇年間について、前半は大きな変動を伴いながら高成長を果したが、後半はむしろ低位安定化の傾向にあるといえる。同時に近年は二九万人から三五万人にもおよぶ失業、年率一五%以上の生計費の上昇、一〇億ドル前後に達する貿易収支の赤字など、内外不均衡にも直面している。

一方、一九六〇年代前半以降、企業の投資意欲の減退、産業の集

図1 非農業生産・輸出・輸入の循環 (1953~73) と貨幣供給の収縮局面



出所：B. Horvat, Dugoročne Tendencije Razvoja (The Long-term Tendency of Development) EKONOMIST, BROJ 1-2, 1974, str. 63.

D. Cassel u. H. J. Thieme, "Makroökonomische Stabilitätsprobleme in der sozialistischen Marktwirtschaft Jugoslawiens", H. Hamel (Hrsg.), Arbeiterselbstverwaltung in Jugoslawien, C. H. Beck, München, 1974, S. 157.

中化など自主管理企業の行動に転換が見られるが、これは労働者自主管理型社会主義という理念の先行とそれに伴う制度上の変革の間の関係あるいはさらに現実との間の対応が必ずしも整合せず、一種の摩擦的な結果と考えることができる。換言すれば、市場関係の急速な導入が、分権化、自由化、民主化という面をいっそう推し進めると同時に、自主管理企業に試練を与えているといえる。

一九六五年の経済改革から一九七四年二月二日の「新憲法」の発布など、今日までの制度的・政策的諸措置の展開は、理念と現実のギャップを埋めようとするものであると同時に、経済システム全体の斉合性と制御可能性を求めようとするものであると理解できる。本稿では、以上の視点に立ってユーゴスラビアの財政・金融制度およびその経済安定化政策措置としての有効性を検討し、さらに一九七一年から各共和国毎に導入された所得政策（正式には「収入・個人所得に関する社会協定および自主管理協定」(Društveni Dogovori i Samoupravni Sporazumi o Raspodeli Doholka i Licnih Dohodaka i Licnim Dohocima)）にも触れた。

二

市場メカニズムによる全面的な資源配分の効率化を図るべく採用された一九六五年の経済改革は、インフレーションと経済の不安定性を除去し国際収支の赤字を解消し、価格メカニズムを機能させ、企業の自律性を増大し、世界市場に適応させるなどを目的とするものであったが、ここにおいて総需要を管理するという短期的経済政策の課題が生じた。しかも一九五〇年代以来の一貫した分権化プロ

セスにおいて、とくに連邦政府の経済的権限は縮小しており、しかも直接的な手段によってではなく、間接的な手段によらなくてはならないという点で、主要なマクロ経済変数に対する政策による制御可能性は厳しい制約を受けているといえる。

一九六三―六六年の景気過熱と貿易収支の赤字につづいて、一九六七年の金融引締めと投資の減退による短い景気後退の後、再びインフレーションと国際収支の赤字に直面している。このようなインフレ圧力の主な原因としては、個人消費圧力、低い資本財価格による投資需要、資本ストックの近代化のための投資政策などが挙げられる。

このような経済情勢に対して、まず財政制度は、連邦政府の権限を縮小して共和国・地方・コミュニティへと機能の垂直的分権化が、いっそう進められ、同時に通常の一般予算と特別会計予算とへの水平的な機能分散も図られた。財政規模自体対GNP比率で一九五二年以前の約三分の二以上から、今日同じく約三分の一程度に縮小し、西欧でも低水準に属するベルギーとほぼ同水準である。しかもさらに連邦政府の財政支出全体に占める割合は約三分の一であり、低開発地域振興基金(FAD)、輸出金融基金(FFFE)、連邦投資基金(FFFI)の特別会計を除く一般予算(ほとんどが国防と行政の支出)は財政支出全体の約二〇%にすぎず、しかもその割合はなお低下する傾向にある。したがって連邦政府が財政支出を通じて総需要管理を行なう余地は限られている。一九七〇年代になって取引高税と個人所得掘出金による財政収入について一定の計画水準を設定し、これを超える部分を凍結して国立銀行に預託する財政余剰政

策と、財政支出の増加率に上限を設定する政策を導入して総需要抑制を企図したが、効果は明瞭に表われず、逆に国立銀行の貨幣政策にマイナスの影響を与えた。

一方、財政収入は社会保険料を含めた租税収入が八五%前後を占め、そのうち企業や個人に対する直接税は財政収入全体の五〇%以上から次第に五〇%以下に低下し、代って取引高税や関税などの間接税の比重が三〇%から四〇%へと高まっている。ここでもやはり連邦政府の租税政策は全般的な税負担の軽減という傾向にあり、安定化政策の手段としては有効といえない。

このような財政政策の限界から、結局短期的な景気調整は金融政策に大きく依存することになったし、事実、経済改革によって国立銀行を中心にして民間投資銀行と民間商業銀行が統合され、銀行制度が簡素化されるとともに市場メカニズムに対応するよう再編成され、金融政策手段の体系化によって有効性も強化されたといえる。

金融政策の決定プロセスはまず連邦議会が年次経済政策決議の中で枠組を示し、国立銀行の用意した提議にもとづいて連邦執行評議会がマネー・サプライの目標について決定し、国立銀行が実施について責任を負う。一九六七年には、国立銀行のマネー・フロー表を基礎にして通貨計画が導入され、これによってマネー・サプライの増加を経済政策の目標に合致させようとするものであった。これに付随して短期の銀行信用の拡張が決まると必然的に中央銀行のいわゆる高圧通貨の供給量も決まることになる。

具体的な政策手段として主に有効なもの、ユーゴのようにインフレ圧力の下で企業の投資資金需要が旺盛でしかも流動性が不足し

ているようなところでは、中央銀行の信用依存度が高いので、公定歩合操作は信用の超過需要を調整する手段としては有効ではなく、民間銀行に対する信用のアヴェイラビリティの操作が有効である。

また十分に機能する金融市場の欠如を補うためにやはり信用政策の一つとして選別的な再割引メカニズムが有効であり、実際輸出産業や投資財産業には優遇制度が採用され効果を上げていくようである。他方、一九六六年の第四半期から始まった金融引締りが景気の後退を招いたことと、引締りが投資に強い調整圧力を加えながら消費需要にほとんど影響を与えなかったという経験と、さらに一九七二年の実際のマネー・サプライの増加率が四二%となり、年初の計画目標一二%を大幅に超過し食い違うというような経験から、安定政策としての金融政策に微調整を導入するという改善が行なわれたし、政策の実施の弾力性、機動性の必要が指摘されるようになった。

最後に所得政策について簡単に触れておくと、短期的な総需要抑制の目的に加えて、企業間および部門間さらに高度熟練労働者と未熟練労働者の間の賃金格差を是正するという目的と、共和国ごとに標準労働者一人当りの企業所得と標準労働者が受け取ることのできる最高所得とをリンクさせることによって、企業の中期の貯蓄率を改善する目的をもって実施されたが、その有効性については未だ評価の段階に至っていないようである。

参考文献

Horvat, Branko, "Yugoslav Economic Policy in the Post-war Period: Problems, Ideas, Institutional Developments," *American Economic Review*, Vol. 61, No. 3, Part 2, Supplement, June

1971.

Dubey, Vinod, et al., *Yugoslavia: Development with Decentralization*, World Bank Country Economic Report, The Johns Hopkins University Press, Baltimore & London, 1975.

OECD Economic Surveys: Yugoslavia, June 1973.

Statistički Godišnjak Jugoslavije 1975, Savezni Zavod za Statistiku, SFRJ, Beograd, Jul 1975.

Dimitrijević, D. and Matković G., *Money and Finance in Contemporary Yugoslavia*, Praeger, New York, 1973.

Zbirka propisa o Društveni Dogovor i Samoupravni Sporazumi o Raspodeli Dohotka i Ličnih Dohotaka i Ličnim Dohocima, Pravno Ekonomski Centar, Beograd, 1973.

松平忠晃『ユーゴスラビア経済の自由化と成長』埼玉銀行調査部、昭和四九年。

香川敏晃「現代のユーゴ社会主義」(玉野井芳郎編『経済体制』日本評論社、昭和五〇年)。

同「ユーゴスラビア経済体制の展開」(五井一雄編『現代社会主義制度論』アジア経済出版会、一九七五年)。

質問 一 (神戸大学 大野喜久之輔)

報告者が、豊富な原資料を駆使して、ユーゴの社会主義経済システムのワーキング、パフォーマンスについて地道に検討しておられることに敬意を表したい。制御がむづかしいことについて、いろいろ示唆に富むご報告であって、感謝しているが、時間の関係もあつてご用意頂いている分を全部お聞きする

ことができないようであったのが残念である。質問を通じて更に意見を承るといふ意味で、以下五つの点についてお聞きしたい。

(1)ご報告のニュアンスからすると、ユーゴではマクロ的な制御についての観念がないかのように開かれたのであるが、果たしてユーゴには経済政策目標が欠如しているものであろうか。

(2)政策の対象であるユーゴで経済は一応市場社会主義経済と規定することができるものであるようであるが、ユーゴ経済はどの程度まで市場経済的であり(例えば、価格に対する統制がどの程度はずれてきているか)、また西側の市場経済とどのような点で相異するものであるのか。ユーゴの市場経済の特徴と制御可能性との関連はどうであろうか。

(3)ユーゴで安定政策が十分な効果をあげているとはみられないのは、政策手段に制約がかけられている(例えば、連邦政府の財政政策)からであろうか。この制約は労働者自主管理経済に固有の制約であるか、またはユーゴという特殊な地理的、歴史的背景をもつ国であることから生じる制約であるのか。

(4)制御が十分な効果をあげていないのは、いくつかの政策目標間のコンフリクトの存在(またはその認識の欠如による政策の唐突な運営)によるものであるか。

(5)仮りに総需要政策をとったとして、これが所期の効果をあげないのは、労働者自主管理企業の行動様式が資本主義企業のとそれと異なるからであろうか。

答 拙い報告と資料の未整理にもかかわらず温かいコメントを戴き難うございます。紙幅の制約上簡単に回答いたします。

(1)一九六五年の経済改革以前は、年次計画や第二次・第三次五年計画を通じて主に中期的ないし長期的目標が追求されたが、改革以後は総需要管理あるいは経済安定化という短期目標へ移った。同時に直接的・ミクロ的手段から間接的・マクロ的手段へと変化しなければならなかったが、政策当局者にはそもそも景気循環の存在についての認識に欠け、したがって政策手段の体系も十分整備されていないように思う。

(2)お手許の資料の表9にある通り、一九六五年には農業、林業、建設業で一〇〇%価格は自由化され、全体で六九%が統制から外されている。しかし原材料部門では未だ統制されており、自由化部門の生産増大に対して原材料供給がボトルネックとなっている。輸入の増大はこのためであり、物価政策が斉合的でないようである。

(3)報告中にも指摘した通り財政規模自体の制約もあり、短期的な景気調整手段としてのいわゆるフィスカル・ポリシーも効果を上げ得ない。しかし一九七四年の新憲法で規定された「利益共同体」(Interesne Zajednice)が公共財を含めた資源の有効配分の機能を担うようになったので、今後金融政策と連動して財政政策を安定化政策へ振り向けることは可能のように思う。したがって(労働者)自主管理制度からの制約とはいえないと思う。

(4)政策目標間のコンフリクトというよりは、制度改革を含めてJ・ティンバーゲンの意味で「質的政策」と呼ばれる政策運営がかえって変動を大きくしたようである。しかも「量的政策」のタイミ

ングも適切でなかった。

(5)確かにご指摘の点は認められる。たとえば一九六六年の金融引締は投資の減少を通じ工業生産の成長率を低下させ、総需要と総供給を調整し、インフレを抑制したかに見えるが、投資の減退はむしろ一九六五年の経済改革のインパクトと考えられるし、逆に貿易収支の赤字を減少させることなく、しかも個人消費を増大させてしまった。これは労働者自主管理企業が容易に価格や賃金を上げられるためといえよう。

質問 二 (桃山学院大学 津田直則)

経済改革導入以降の経済成長率の低下はなぜ生じたのか。初期の高度成長は異常なもの(ソ連流の重工業政策やアメリカの援助等による)で、分権化に伴い高度成長にわたるメリットは消失していったとみる考え方と、高度成長は市場メカニズムに基づく労働者管理のシステムの優秀性から実現されたもので成長率の低下は政府の財政・金融政策の誤りや、改革による一時的ショックが原因であるとする考え方があると思われるがこのような見方をどう評価されるか。

答 一九五二―六五年までは計画の主要な目標が経済成長にあり、六五年以降は経済安定に転換したといえる。したがって前半はいわゆる「外延的成長」の時期といえるし、成長のための投資基金の源泉はコミューンを含む政府が大きな比重を占めていた。後半は資源の効率的配分や生産性の上昇などによる「集約的成長」の時期であつて、確かに安定化政策が成長率を低下させたともいえるが、これが長期趨勢であろう。

なお、小樽商科大学の望月喜市先生からも前記と同様の質問を含めて、マナー・サプライ資料の不明確さなどご指摘戴いたことについて記してお礼申し上げます。

東独型経済改革の特質と問題点

— 計画と市場の問題 —

一 はじめに

東独の経済改革は、ソ連型計画経済のテクノクラットの合理化を指向したという意味で、ハンガリーの市場指向型経済改革と並んで注目すべき経済改革である。

本報告は、この東独型経済改革の経過と内容を紹介し、その意義を市場と計画の問題に関連させて明らかにしようとするものである。まず、この改革の経済的・政治的背景と展開過程を簡略に見ることから始めよう。

二 経済改革の展開過程

六〇年代に開始された東独の経済改革は、他の東欧諸国と同様に、投資コストの増大による成長テンポの停滞、といったいわゆる外延的成長 (extensive growth) の行き詰まりに起因して決定されたものであるが、その特異性を理解するためには、東独経済の特殊な政治的環境が考慮されなければならない。

東独型経済改革では市場という用語が慎重に利用され、市場指向型改革のイメージが否定されているが、それはこの種の改革が党の政治的指導力に影響を与える危険を回避するためであった。党の指

導者にとって市場指向型改革は西側市場経済体制への収斂を意味し、その導入は党の国内経済政策の破綻と、西独とのイデオロギー的・政治的・経済的競争における敗北を国民に印象づけると理解されたからである。では成長テンポを安定させるための経済改革はどのように展開されたか。

五 井 一 雄

(中央大学)

東独の経済改革の展開は、それを三つの局面に区分できる。第一は改革の準備期(一九六二—六三年)、第二は改革導入期(一九六四—六七年)、第三は改革の調整期(一九六八年以降)である。いま改革の内容を工業に限定すると、第一期は、集権的計画経済の枠組のなかで企業の自主性を高めるために価格・利子・信用等の経済的事、利潤とリンクした物質的刺激制度を一部の国家企業およびVVB(国家企業連合)に導入・実験した期間であり、第二期は、この部分の実験の成果をふまえて、改革の基本構想を立法化し、それを全工業企業に導入した期間である。とられた措置の主なもの、企業の独立採算制の強化(生産拡大基金と物質的刺激基金の自己形成)、VVBの権限の増大(部門内企業の専門化・集中化と協業化・共同化)、産学共同による研究開発の促進、強制的計画指票の簡素化、固定資産の再評価、工業生産物卸売価格の改訂、等であった。第三期は、企業の集中化と共同化を促進してコンビナート(水平

的または垂直的企業結合)を形成させ、さらに一部の大コンビナートをVVBから自立させることによって、規模の利益と技術進歩の導入を促進する方向にむけてテクノクラート型改革の調整に入った期間である。

三 改革の主内容

——テクノクラートの合理化——

以上の経過をふまえたうえで改革の内容をみると、それは次の三つに区分できる。

(1)集権的経済管理の分散化

東独型経済改革でまず注目すべき点は、国家の経済管理システムにVVBと大コンビナートとが加えられ、それによって経営テクノクラートが直接に産業レベルの計画と管理に対し権限と責任をもつようになったことである。このことは、集権的経済管理が分散化され、経営テクノクラートが、従来の集権的計画経済におけるように、たんなる生産指導権だけでなく、産業レベルの国家計画の管理指導権をも獲得したことを意味する。こうした措置がとられたのは、東独経済がいわゆる外延的成長の行き詰まりから集約的成長(intensive growth)へ転換するために経営テクノクラートの専門的・技術的知識を借りる必要に迫られたからであった。集権的経済管理の分散(=テクノクラートの合理化)は、国家レベルの計画と産業レベルのそれとの調整をより効率的に連結させて、計画実施上の行政当局の過重な負担を軽減すると同時に、部門内生産企業の経済合理的

指導を可能にし、集約的成長を促進するものであった。

VVBと大コンビナートとに与えられた具体的な権限と責任は、①部門内企業の展望計画の作成、②国家計画課題にそくした生産物バランス表の作成、③部門内企業の労働生産性の向上を計るための生産性センターの設置等であった。これらの権限は、集権的計画経済の枠組のなかで経済管理と企業活動の調整を経済的・技術的に合理化し、研究開発を促進して労働生産性の向上を実現させるために経営テクノクラートに与えられたものである。

(2)利潤動機の導入と企業の自立性強化

次に注目すべき東独型経済改革の内容は、利潤概念が企業活動の成果指標として重要視され、それによって企業に利潤動機が導入されて企業の自立性が集権的計画経済の枠組のなかで強化されたことである。

このような措置として、①強制的計画指標の簡素化、②物質的刺

激制度の改善、③国家予算による投資支出の削減、が挙げられる。①は従来の産出量中心の強制的計画指標を販売高、輸出、賃金基金、純利潤の価額中心の強制的指標に変更し、その数を削減したものである。この強制的計画指標の簡素化によって、企業は与えられた賃金基金で計画販売高を達成すると同時に計画純利潤をも達成することが要請された。このことは、企業活動の成果が利潤指標によって測定されることを意味する。いいかえれば、企業活動の成果は、たんに計画販売高の達成だけでなく、生産性向上による利潤の実現によっても等しく判定されることになった。

②は労働者・従業員のボーナス基金、共同の消費基金および生産拡大のための基金の増加を従来の物量的計画指標の達成ではなく、簡素化された新しい計画指標の達成、とくに利潤の実現に依存させたものである。こうした物質的刺戟制度の改善によって企業は強制的計画指標の達成だけでなく、利潤の実現を計ることが企業自身の自立性を高めることになった。このことは、企業が集権的計画経済の枠組のなかで利潤動機を与えられたことを意味する。

③は、従来の企業の新投資資金がほとんど国家予算による補助金形態で支出されていたのをやめ、原則として企業自身が新投資のための資金を調達するように変更したものである。生産合理化の機会を認識し、それに必要な資金コストを評価できるのは、企業自身であるというのがその主な理由である。こうした措置の結果、一九六九年時点には新投資資金源泉で占める企業の自己資金の割合は全体の六一% (国家予算および銀行貸出の割合はそれぞれ一六%、二三%)に達した。このことは、東独の工業企業の自立性(=自力更生)が潜在的に育成強化されたことを意味する。ここで潜在的にというのは、大規模な新規投資にさいしては企業は事実上、銀行貸出資金を必要とするだろうが、それについては計画当局や省の承認を要し、国家計画にしたがってのみ利用可能だからである。

(3)経済的てこの利用

東独型経済改革で第三に注目すべき点は、価格・利子・信用といった貨幣的政策用具の導入である。これらの政策用具は、従来の集権的計画経済では物量的な計画指標が企業活動に対する規制手段で

あったために、これまで軽視されていたものである。貨幣的政策用具は経済的てこによれば、物量的計画指標の直接的規制手段に代って企業活動を間接的に規制する重要な統制手段となった。その結果、計画当局と企業との垂直的連結は、より間接的・一般的なものになり、それによって国家計画課題に対する企業の反応はより自立的・合理的になると期待された。

経済的てこの利用はまず、固定資産の再評価、資本利子率の導入、工業生産物卸売価格の改訂といった固定資産価値の合理的評価や価格・費用関係を無視した伝統的な価格構造の歪みの是正、企業の価格形成ルールの改善、信用(=銀行貸出)制度の導入となって現われた。これらの措置は、企業の保有する固定資本設備の効率的な利用を促進するとともに、企業が補助金のない正常な費用・価格関係を基礎にして利潤を実現し、生産を拡大できるように配慮されたものであった。その結果、消費財小売価格を除く多くの工業生産物卸売価格が引き上げられ、この価格の改訂権はVVBに委ねられ、VVBは新しい価格形成ルールにしたがって企業生産物価格を改訂できるといった。

四 東独型経済改革の意義

——むすびに代えて——

六〇年代を通じ実施されてきた東独型経済改革の内容は、以上の三点に集約して説明されるが、六八年のチェコ事件を契機にして七〇年代以降、こうした東独型経済改革の内容に変化の兆しが現われた。それは構造規定的とよばれる重要生産物部門を中心にして企業

集中化ドライブが一層促進されるとともに党・国家官僚の経済的指導の強調はVVBの価格形成権を拘束し、また企業に対する銀行貸出の規制を強めて経済的この利用は抑圧されている。

ところでこうした変化は六〇年代の東独型経済改革の路線を否定するものであろうか。それに答えるためには、東独型経済改革の意義を明らかにしなければならない。

東独型経済改革の特異性はなによりもまず、集権的計画経済のテクノクラートの合理化にあった。深刻な労働力不足と経済成長の停滞に直面した東独の政治指導者にとって経済の改革は、すでに指摘したように、集権的計画経済を否定する市場型改革でなくて集権的計画経済を経済的・技術的により合理化し、それによって政治的不安定にまきこまれることなしに経済成長を安定させることであった。したがって東独の経済改革の目的は、市場型改革にみられたような企業の自立性のみを強調した分権化ではなくて、経営テクノクラートの助けを借りて集権的経済管理システムを合理化し、企業の生産効率と労働生産性を向上させることであった。VVBや大コンビナートの集権的経済管理への参加と企業に対する生産指導権の容認、強制的計画指標の簡素化、利潤とリンクした物質的刺激制度の導入と企業の自立性の強化、および経済的この利用といった措置はそのための手段であった。だが、これらの手段は集権的計画経済を経済的・技術的に合理化するだけでなく、利潤動機を与えられたVVB、コンビナート、企業が相互に自立的に連結する関係、つまり市場関係をつくり出し、それを集権的計画経済の枠組みのなかで強める効果をも含んでいた。その意味で六〇年代の東独の経済改革はテ

経済体系と経済体制

現代の経済政策の一大目標が、経済体制の転換または改新とくに経済生活さらには社会生活一般の安定あるいは福祉の成立を目指す。この経済体制の再編制にあることは、いまさら異論はないであろう。

「経済体制」economic system, Wirtschaftssystemの意味内容については、さまざまな見解があげられうるが、私見によれば、諸物財調達行為としての諸経済的行為が複数人間の接触と交渉において持続的、常規的に実現されるための一定の様式または仕組が、「経済組織」economic organization, Wirtschaftsorganisation、経済組織のなかで、社会の成員によって公認され規範化されているものが、「経済制度」economic institution, Wirtschaftsinstitution、諸経済制度を含めたさまざまな経済組織（企業組織、家計組織、財政組織、労働組合組織、市場組織……など）の（国民の範囲を中心とする）一定の社会の範囲における全体としての複合的関連態が、「経済体制」と、それぞれ定義されるのである。

ここでいう経済組織は、(1)「家計組織、企業組織、財政組織……」などにみられるような、諸経済的行為が単一の主体の意識と計画のもとに求心的に統一される様式である「一元的組織」(または

テクノクラートの合理化であると同時に市場関係を集権的計画経済に適応する形で利用したものと見えよう。企業集中化ドライブや国家の経済指導権の強調といった七〇年代の再集権化の動きは明らかにこうした市場関係の進行を抑制しようとするものであった。しかし、それは集権的計画経済を経済的・技術的に合理化しようとするテクノクラート型改革そのものを否定するものではないだろう。なぜなら、企業集中化による生産の集中・集積や構造規定の生産部門に対する国家の経済的指導は規模の利益、技術進歩を通じて集約的成長を実現するテクノクラートの合理化の重要な手段を構成するからである。東独のテクノクラート型改革が直面している現在の問題は計画市場かではなく、技術の進歩に対応した社会主義大企業体制の進展に応じた両者の最適結合なのである。東独型経済改革が今後に残す問題は、おそらく社会主義大企業体制が進展するなかで大企業経営テクノクラートに対して小企業経営者、労働者、市民の地位をいかに位置づけるかということであろう。

さいごに本報告に対し野尻武敏会員(神戸大学)より有益なコメントを頂いたことを付記して謝意を表明したい。

向井利昌

(神戸大学)

「団体組織」と、(ii)市場組織を典型的な例とする。一定の社会内部の多数の諸主体の諸経済的行為が多種多様な意識と計画を通じて関連し合う様式である「多元的組織」とに区別されるとともに、(2)「(1)成文化された規約のような、明確な決意や判断に基づいた協定や契約による人為形成的なものと、(iii)自然生成的あるいは慣習的に生ずる慣行をも含めて、考えられうるのである。」

ここでいう経済体制の論究にあたって、従来ほとんど顧みられていなくて重大な意義をもっているのは、われわれの社会学の立場よりみれば、独自の社会現象である固有の「対人的」interpersonal, zwischenmenschlich 現象としての「社会」とくに階級的勢力関係および階級構造を前提としてそれに制約されて、経済体制が一定の特色を示していることの考察である。

議論の展開に必要な限りにおいて、あらかじめ、ここでいう固有の「対人的」現象に関して、「社会関係」social relationship, soziale Beziehung, 「社会形態」social form, soziales Gebilde, 「社会構造」structure of society, Struktur der Gesellschaft などの程度

われわれの観点よりすれば、社会生活を成立させている諸現象のなかで、ひととひととの関係（間柄）それ自身が、現実の事態では、経済、法、政治、道徳、宗教、芸術……などの諸現象と密接に相互に絡み合つて出現しているにしても、それらの諸現象から本質的に区別される独自の意味内容と法則性をもつていて、そのような固有の対人的現象としての「社会」こそが、専門的法則科学としての社会学の対象とみられるのであり、それについては、以下のような検討が加えられる。

(1) ひとびとの間の対人的な用意としての「社会関係」という面よりみれば、(i)対人的方向の点から、相互肯定の関係である「結合関係」と、相互拒否の関係である「分離関係」と、社会的勢力の量の相違に基づいた上位者と下位者との下向上向の関係である「上下関係」「勢力関係」または「従属関係」とに区分され、上下関係は、さらに、指導関係と(階級的)支配関係とに区別されるのであり、(ii)それぞれの社会関係は、情意的要素と理知的要素との複合態より成立しており、各社会関係を特徴づける決定的または本質的な要素が、(一)情意的要素であるか(二)理知的要素であるかによって、定型関係として、(一)非合理的関係と(二)合理的関係とに、区分される。

(2) さまざまな社会関係に要素として関与している諸個人が具体的に形成している「社会形態」について、つぎのような区分が考えられる。(i)その成員の集結性の程度からみれば、(一)ひとびとがなんらかの程度の共属の意識によって結果を示している「集団」group, Gruppe と(二)ひとびとの間になんらかの客観的類似性に基づいた相互の類似の意識が散在的に成立している可能態としての集

ら服従せられる個人の一定の能力としての「勢力」Power, Machtであり、その要素的形態は、(A)一定の個人に備っている威光または威厳に対する相手の側の盲目的で自発的な服従を可能にする「内的勢力」(威力)と、(B)一定の外的手段によるはたらきかけによって、相手の服従を能動的に可能にする「外的勢力」とに区別され、(B)の「外的勢力」は、(b₁)相手を自由選択の余地を与えずに一方的な圧力で服従せしめる「直接的・強制的勢力」(武力、権力)と、(b₂)相手を一定の目的または利益を追求するための目的手段的な自由選択によって服従させる「間接的・誘導的勢力」とに区分され、(b₂)の「間接的・誘導的勢力」は、資本主義社会の階級区分を決定する中心的勢力である、一定の財(それは、狭義の財としての有形的物質財以外に、無形の権利財および物化された労働用役をも含む)の提供によって相手を服従させる「経済的勢力」(富力)を、その典型的なものとするが、財の提供以外の要因による「非経済的勢力」をも、とくに、資本主義経済体制の変質的發展に伴ってしだいに新しく台頭してくる、大規模企業における、企業者職能を担当または分担する物化されたい個人の主体的で創造的な職能による勢力や、官僚制的管理機構の階位的地位による勢力……などをも、含めて考えられねばならない。なお、(A)の内的勢力と(B)の直接的・強制的勢力とは、ともに、相手の側の服従の態度に理知的選択の要素が欠如している意味において「非合理的勢力」として、(B)の(一)間接的・誘導的勢力は、相手の側の服従が目的手段的な選択の要素を決定的なものとして成立していることよりして「合理的勢力」として、それぞれとらえられようであろう。

団である「社会圏」social circle, sozialer Kreis と(三)純粋な個人対個人の関係の無意識的で無限の連鎖からなる「社会連結」social connection とがあげられ、(一)の集団と(二)の社会圏とは、それぞれ、複数人間の行為の接触と交渉とが持続的、常規的に行われるための一定の様式または仕組をもっているものと、それをもたないものを含んでおり、有組織集団としての団体が、あらゆる社会形態のなかでの中心的位置を占めているといえる。(ii)つぎに、(一)諸社会形態が、人間生活上の多種多様な諸欲望または諸目的のために成立している、それらの相互の関連性が、上下の序列関係ではなくて、対等の並列関係を本質的なものとしていて、それを区分する線が比喩的にみて垂直に引かれる意味での「垂直的区分」が考えられ、それについては、社会形態の中心をなす集団に関して、血縁および地縁という原始的紐帯に基づいて自然生成的に成立する「基礎社会」(家族、氏族、村落、地方自治体、国家……など)と特定の目的または利益を追求するために人為形成的に設立される「派生社会」(教会、学校、企業、組合、政党、文化団体……)との区別がみとめられ、また、(二)相互の関連性が、上下の序列関係を本質的なものとしている諸社会形態間の区分が、その区分線が比喩的にみて水平に引かれるので、「水平的区分」としてとらえられようであろう。(三)の「水平的区分」は、「勢力構造」(あるいは「社会成層」social stratification)として定義され、それは、上層の成員と下層の成員との関係が、前述した、「指導関係」であるか、「支配関係」であるかによって、「指導的勢力構造」と「階級的勢力構造」とに区別される。

ここでいう「水平的区分」を成立せしめる一般的原因は、他人か

(3) ところで、右に述べたような、さまざまな諸社会形態およびそれらに所属している諸社会形態の一定の範囲における全体としての複合的関連性が、「全体社会」the society in its totality, Gesamtgesellschaft であり、現代の段階でのその典型としては国民社会があげられるが、私見によれば、一定の全体社会を構成している諸部分社会としての諸社会形態間の、さらには、それらの諸社会形態の成員としての諸個人の諸社会関係間の、相互の関連性のあり方の一定の特色によって、全体社会の構造としての「社会構造」が考えられるのであり、それは、定型的にみて、つぎのような諸形態に区別されるのである。

(一) 非合理的社会構造においては、(A)垂直的構造では、自然生成的形態が人為形成的形態に対して優位的位置を占めており、(B)水平的構造は、出生、門閥、世襲的地位などにみられるような、自然生成的要因を中心に成立する非合理的勢力を優越的勢力とする勢力構造であり、(C)諸社会関係のなかで、非合理的関係が中心となしているが、(B)の水平的構造が、(1)純粋な形態での内的勢力を優越的勢力とする非合理的な指導的勢力構造から、(ii)純粋性が絶滅した形態の内的勢力およびとくに直接的・強制的勢力を優越的勢力とする、封鎖的で勢力集中的な非合理的な階級的勢力構造へと変動することと関連して、(1)純粋型の非合理的構造から(ii)支配型の非合理的構造へと移行することが、みとめられよう。

(二) 合理的社会構造においては、(A)垂直的構造では、人為形成的社會形態が自然生成的社會形態に対して優位性を示しており、(B)水平的構造は、業績、能力、学歴、職歴などにみられるような、人為

形成的要因を中心的要因とする合理的勢力を優越的勢力とする勢力構造であり、(C)諸社会関係のなかで、合理的関係が中心的位置にあるが、(B)の水平的構造が、(1)純粹型の形態には到達していない形態の間接的・誘導的勢力を優越的勢力とする、開放的で勢力分散的な合理的な階級的勢力構造から、(II)現段階の社会に新しい傾向がみとめられるように、純粹な形態での非経済的勢力としての間接的・誘導的勢力を優越的勢力とする合理的な指導的勢力構造へと変移するに伴って、(1)支配型の合理的構造から(II)純粹型の合理的構造へと漸次的に変動する方向にあることを、見逃しえない。

三

経済体制を構成している諸経済組織は、一定の組織をもった諸社会形態を前提として、すなわち、一元的経済組織は有組織集団を、多元的経済組織は有組織の社会圏を、それぞれ前提として、成立していることが、さらにいえば、経済体制は、無組織の諸社会形態をも含めて構成されている一定の全体社会に基づいてそれに制約されて存立しており、一定の全体社会の構造的形態によって、その独自の特色を与えられていることが、考えられるのであり、(1)非合理的社会構造には非合理的経済体制が、(2)合理的社会構造には合理的経済体制が、それぞれ本質的に対応しているといえる。

現代の経済政策の一大目標となつてゐる、「GNP」至上主義の「成長型」に代つての「NNW」を目指しての「福祉型」の経済体制は、経済優位型の体制ではなくて、社会生活一般の安定と統合という目標を実現してゆくための新しい体制である。したがって、そ

のような経済体制は、前述したわれわれの社会学的観点よりみれば、純粹型の合理的社会構造と結びついた経済体制であるが、それは、資本主義社会の変化による階級構造の変質過程を中心的事柄とする支配型の合理的社会構造の変動方向との本質的な関連性において、また、勢力構造における合理的な指導構造が合理的さらには非合理的な階級構造への「可逆的」(反動的)転向の傾向を内在せしめながら、実現してゆくのである。

四

このような新しい経済体制のあり方の社会学的論究に関して、一つの注目すべき議論が、最近の社会学的機能主義の立場からの社会体系論において展開されている「経済体系」economic systemの理論である。「economic system」という英語は、最近の日本の学界では、「この「経済体系」の意味に、あるいは「経済体制」的な事象を指す場合でも「経済体系」という訳語で、用いられている場合がしばしばであるが、用語の問題は別として、われわれのいう「経済体制」と「経済体系」とは、その意味内容において、あくまでも区別されねばならない。

「経済体系」の理論の代表的見解としてあげられるのは、パーソンズ(T. Parsons)のとくにスネルサー(N. J. Smelser)との共著に『Economy and Society: A Study of Integration of Economic and Social Theory, 1956』における議論であり、その基本的特色として、とくに「しぎのような主張がみられる。

(1) 諸単位の諸行為の「相互作用」interactionが、それらの諸結

果が変化をひき起した諸単位へ「フィード・バック」してくる意味で相互依存の状態にあるとき、「体系」systemの存立がみとめられ、

「社会」文化的次元における二人またはそれ以上の「行為者」actorsの間の相互作用から生ずる体系である。「社会体系」social systemについての一般理論の特殊なケースとして、経済理論が位置づけられている。(2) 社会体系は、一般に、その均衡的安定の持続的存立のために、潜在的維持および緊張処理(T)、目標達成(G)、適応(A)、統合(I)の四つの機能的要請をもっている。(3) 経済体系は、一方において、すべての社会体系における諸役割を包括している意味での全体社会としての「社会」(その典型は国民社会)の四つの機能を遂行するための「下位体系」sub-systemsのなかでの適応的機能(A)をいとなむ社会体系であるとともに、そのような機能を遂行するために、それみずからの内部に、A₁、A₂、A₃、A₄の諸機能を分化させており、すべての下位体系と同様に、内部で分化した諸機能をいとなむために、他の諸下位体系との間に、「体系」の諸境界をこえての投入および産出の相互交換を伴う。(4) 社会体系について、その安定的持続の状態のみではなくて、その変動過程も、同調と逸脱とからなる「体系内部の過程」と「体系の変動過程」とに区別されて考察されており、社会変動を生ぜしめる多元的な諸要因のなかで、なかんづく、文化の発展とくに科学と技術の制度的発展が重要視されていて、社会体系内の不断の緊張と均衡の破壊が生ずる傾向のあることが考慮されているが、このような均衡の破壊は、原則的にみて、再調整され、新しい均衡過程が成立するとみなされている。

五

上述のような社会体系論の立場からの経済体系論は、社会生活の安定的統合を目標としている福祉型の経済体制の確立の理論的考察に対して、少なからぬ示唆を与えるものといえるが、私見によれば、とくに、しぎの諸点に関して、修正と拡充の問題点を含んでいることが指摘されるのである。

(1) 社会体系論的考察においては、規範化され制度化された価値パターンに基づいた、均衡、統合の持続的存立に対する諸部分単位の役割と機能の效果的適合性を基本的モデルとして、経済体系論が展開されているが、われわれが問題とする福祉型の社会秩序の安定的統合のための経済体制は、諸階級間の勢力の維持および拡大と結びついた諸利害または諸目的の対立と抗争を中心的事象として生ずる、社会秩序の不安定化および不断の変動傾向との関連性において、論究されねばならない。

(2) 社会体系論の意味における全体社会としての「社会」と「経済体系」とは、「社会体系」という同一の意味内容の事柄について一般と特殊あるいは全体と部分という関係においてとらえられていて、対物的現象という意味内容をもった経済と、それとは本質的に異なる対人的現象という意味内容をもった社会すなわち前述した「社会関係」および「社会構造」との分析的区別がみられず、さらには、前者の存立および変動を基礎づけ制約し左右している後者とくに階級関係および階級構造のあり方が論究されていないことよりして、経済体制における固有の社会的基盤の考察が欠如していると、

いわざるをえないであろう。

(3) 社会体系論は、社会の安定的統合という目標に対しての目的論的あるいは規範的な観点からの論述を多分に含んでいるので、社会および経済の安定的統合を客観的法則として問題にする理論体系として再構成される必要がある。

酒井博士のコメントとそれへの応答

右の筆者の論述に対して、酒井正三郎博士より、学会当日に、そして後日書信にて、貴重で有益なコメントを頂いた。書信の主要な内容は、つぎのように要約される。

「報告者は、パーソンズの社会学に対して、(1)社会学を特殊科学と考えないで、一般社会学と規定すること、(2)この社会学が統合の社会学であって、コンフリクトの社会学ではないこと、(3)最後に、この理論は目的論的であって、客観的理論ではないことを、批判せられる。……ここに、わたし自身の見解と疑問点をあげておこう。……」

まず、構造変動の分析は、パーソンズの前掲著書 (*Economy and Society*) の主目的ではないこと。……さらに、パーソンズの社会学が一般理論を目指している、特殊科学としての社会学を考えていないという指摘は、前述の著書に関しては正しいであろう。しかし、それがパーソンズの社会学の全体ではない。……(つぎに) 統合を中心とする社会学を提唱したのは、『経済と社会』ではなくして、むしろ、『社会的行為の構造』や『社会体系論』ではなかったか。そして、後者では、むしろ特殊科

(1) 単に『経済と社会』の著書についてだけでなく、パーソンズ学説の全体系についての十分な検討が必要であることは、筆者みずからも反省しており、今後の課題としているが、『経済と社会』にみられる議論に限定しても、既述したような批判点があげられるのではないかと、筆者は考えている。

(2) パーソンズが社会成層の問題を決して無視しているのではないことは、筆者も了承しており、かれの社会成層論についての筆者の社会学の立場からの批判もすでにこころみているが(拙書『階級構造の基礎理論』昭和二十八年、日本評論社、四九―五三ページ)、私見によれば、かれの社会成層の議論も、機能主義的統合論の立場に基づいて展開されているとおもわれるのである。

(3) 社会学が社会についての統合の面と抗争の面とをともに対象にせねばならないことについては、筆者も、酒井博士と全く同意見であり、そのような観点から従来さまざまな議論を展開している。ただ、統合関係と抗争関係とは、人間関係における方向と原理を異にするものであり、パーソンズ学説では、社会の統合的安定状態を少なくとも基本的な分析対象として、それとの本質的な関連性において社会の抗争面がいわば付随的に取扱われていると解釈されるのではなからうか。

(4) 筆者は、社会の総合理論一般が必然的に目的論的性格をもつものであることを決して主張しているのではなく、パーソンズ的な機能主義的統合論において、目的論的要素が少なからずみとめられることを指摘しているのである。

学としての社会学が考えられていたのではなかったかという疑問である。たしかに『経済と社会』においては、……垂直的な関係が背後におしやられているが、パーソンズがこのような関係を無視していたのではないことは、社会成層に関する最近のかれの論文からも明らかである。……しかし、わたしは、統合の社会学が紛争の面を無視することが問題であると同様に、紛争の社会学が統合の面を軽視することにも、逆の非難があてまるのではないかと考えている。

最後に、……報告者は、統合を説く理論は、必然的に目的論的な性格をもつことになって、客観的な理論とはならないと断定しているが、……統合の社会学はすぐに目的論的な性格をもつといえないのではなからうか。わたしは、報告者と同じように、社会学が客観的理論として確立されることは、望ましいと考えている。そして、パーソンズの理論は、どちらかといえば、まだ、かれの範疇的理論の域に止って、真に分析的な理論にまで成熟していないのではないかと考えている。こういう意味では、わたしも、報告者の述べられるように、もっとそれを客観的理論として発展させていくことが、今後の社会学者の任務であるのではないかと考えている。」

以上の酒井博士の問題点の指摘に対して、筆者は、(学会当日は、時間の関係で応答する機会がなかったので) 現在の研究段階での考えを述べて、重ねて酒井博士および諸氏の御批判と御教示を仰ぎたいのである。

南北の対話と連帯の経済政策

——世界モデルによる検討——

大西 昭
〈創価大学〉

一 問題意識

資源、エネルギー、食糧、人口、経済成長、インフレ、通貨、環境問題等、どれをとってみても、全地球的視野から解決を迫られる時代——「地球化時代」へと私たちの経済社会は急速に進みつつある。それはまた、従来の先進工業国中心の世界経済秩序が崩れて、発展途上国も対等の立場で参加し、責任を分かち合う新しい世界経済秩序が形成されていく過渡期の厳しい試練を迎えることを意味する。資源なき日本経済にとっては、平和の維持が必要不可欠であり、新しい世界経済秩序づくりには日本が積極的に参加することは、未来の世界史の新しいページを開くうえでも大きな意味をもっている。

現在、筆者は茅陽一東大工学部助教と世界経済モデル (Global Economic Model—GEM) について共同研究を進めている。この研究のねらいは、これまで地球上の北側先進工業国を中心にして運営されてきた世界経済秩序に対して、南側発展途上国グループが国際社会における正義と対等の権利を要求し、新国際経済秩序形成への参加意識を強めている状況に照らして、南北経済関係のシステム構造を明らかにし、二十一世紀に向かっての地球社会の問題の所在を予測するとともに、望ましい世界経済秩序形成のための諸政策を提

言することにある。

二 世界経済モデルの構造

これまでの世界モデルの代表的な例は、ローマ・クラブの第一回報告書『成長の限界』で有名なフオレストターMIT教授の世界システム・ダイナミックス・モデル、第二回報告書『転機に立つ人間社会』で提示されたメサロピッチ・ペステル両教授の世界システム・モデルや国連報告書『世界経済の将来』の予測に用いられたレオン・チェフ教授グループの世界モデルなどがあるが、われわれの世界モデルは日本で独自に開発されたものである。

この世界モデルは、全世界を構成する約一五〇カ国から集められた統計情報を基礎にして、全世界を次の一五地域に分割し、これら地域の経済を運動させたシステム・モデルである。地域分割は次のおりである。

I 先進市場経済……①日本、②オセアニア (オーストラリア・ニュージーランド)、③カナダ、④米国、⑤拡大EC、⑥その他先進市場経済地域

II 発展途上市場経済……⑦東アジア、⑧ASEAN (東南アジア諸国連合)、⑨南アジア、⑩その他アジア・太平洋諸国、⑪中近

東、⑫アフリカ (南ア連邦を除く)、⑬中南米

III 中央計画経済……⑭ソ連・東欧、⑮中国その他アジア中央計画経済圏

世界経済モデルはこれら十五地域の特性を反映したサブ・モデルが運動するシステムであるが、これらのサブ・モデルはさらにI、生産、II、地域総生産 (実質) 支出構成、III、利潤・賃金、IV、物価、V、地域総生産 (名目) 支出構成、VI、政府開発援助・民間海外投資のサブ・セクターから成り立っている。それぞれサブ・セクターは有機的な相互依存関係を形成し、貿易、政府開発援助や民間海外投資の流れを通じて、各地域モデルが相互に運動する。

この世界モデルの最大の特徴は、各地域間の貿易と輸出入価格を内生的に決めるシステム構造にある。つまり、各地域とも完全に自立して経済成長するわけではなく、貿易や資金の流れ、インフレの相互伝播を通ずる相互依存関係の枠組みの中で成長するシステムになっている。

また、このモデルでは先進工業地域から発展途上地域向け政府開発援助 (ODA) は、計画目標として設定されている。ついで先進工業地域からの政府開発援助は、それぞれの発展途上地域に配分されるが、その配分比率も政策的パラメーターとして考えられている。

このモデルでは政府開発援助と民間海外投資の増大は、主として先進工業地域の所得水準に依存するが、逆に発展途上地域にとって追加的な生産要素として所得増大に役立つことが期待されている。これが、貿易とともに先進工業地域と発展途上地域の相互依存関係の重要な一環をなしている。

この他に、発展途上国の輸出する石油やその他一次産品の価格の動きが世界経済に与える影響を分析できるように特別な考慮が払われている。

以上の経済サブ・システムを核として、教育、研究開発、福祉、環境、エネルギー、食糧、人口、工業化社会ならびに脱工業化社会指標、国際依存感応などのサブ・システムと連動させ、総合的な世界モデルの構築を企図した。

三 問題の所在と対策

世界経済モデル (GEM) を使って世界の一五地域の相互依存関係を基礎にした南北経済関係の二〇〇〇年までの展望を試みてみた。予測の前提となるシナリオはモデルの外生変数 (例えば石油価格) や政策変数または構造パラメーターを変えることによって、幾通りにも描くことができる。

いずれにせよ、今後の世界経済は石油に代わる代替エネルギーが出現するまで不安定な状況に置かれるであろうが、石油価格が緩やかな上昇 (米国の物価上昇の範囲内) に止まる場合には、一九七五年から二〇〇〇年にかけて、日本などの先進工業地域の経済成長テンポが多少低下しても、発展途上地域の経済成長テンポがやや加速化する傾向がみられるが、一人当りの所得の格差はむしろ拡大し続けることになる。地域社会における所得の不平等が増し、南北の対立が鋭くなる傾向が続くであろう。また南側諸国のあいだでも、石油とその他一次産品輸出国間の成長格差が生じてくる。

そこで、地域社会が二十一世紀にかけて当面する最大の課題は、

資源のより公正な利用と福祉面での平等化をねらいとした新国際経済秩序をいかに形成するかということになるが、その実現のためには南北の対話と連帯を基礎とした短・中期の経済政策と長期の戦略を有機的に組合せることが必要である。

まず、短・中期のみにて重要なことは、非産油途上国に購買力をつけ、発展の軌道にのせることである。かつてケインズは、先進工業国の不況対策として、一国レベルでの有効需要政策を説いたが、この問題を地球的視野から考えると、先進工業国が相互に経済政策を調整し、適度な経済成長を維持することが、非産油途上国に購買力をつけるための前提条件である。また、新国際経済秩序の一つの重要問題である一次産品価格の安定化のためには、まづ先進市場経済諸国が経済の計画化を強めることによって、御売物価の安定化と景気変動の安定化をはかることが必要である。さらに進んで、開発援助増大、多国籍企業の有効な活用のための行動ルールを規制、技術移転などを通じた発展途上国の生産と、購買力水準を高めるための有機的な国際的仕組みを創り出さねばならない。

そして、発展途上国と先進工業国との間の一層合理的な国際分業のあり方を追求しなければならぬ。先進工業国はより知識集約度の高い商品・サービスの輸出、発展途上国は労働集約的な商品・サービスの輸出に比較優位があるので、この線に沿った南北の産業・貿易構造の変化が望ましいともいえる。

長期的な戦略からみると、南北経済関係が新しい国際経済秩序に再編成されるためには、発展途上地域の工業化社会への移行を促進する必要があるが、その衝撃はどうか。先進工業地域の対応策は

……。発展途上国の工業化社会への移行ということは、現在の主要

先進工業国のたどった資源・エネルギー多消費型の工業化路線の踏襲を意味するものではない。また、先進工業地域の対応策は、地球資源のより公正な使用という観点から、従来の資源多消費型から省資源型の経済システムへの転換が必要となることはいうまでもない。資源消費を抑制し、徹底的なりサイクリングを促進するためには、工業原料などの一次資源価格を多少高めに維持することが望ましいといえる。しかし、他方では、石油やその他の一次産品価格の上昇が世界インフレを促進しないかという懸念があらう。

世界モデル(GEM)による計算結果からみると、資源価格が対応可能な緩やかな上昇範囲に入っておれば(年平均増加率7%以下)、世界インフレを加速化することにはなりそうにない。インフレは資源価格上昇もさることながら市場経済諸国における賃金コスト、需要圧力、通貨・所得バランスの欠如などの要因によるものが大きく、これらの要因の計画的な制御に成功すれば、資源価格の適度な上昇はある程度吸収されて、インフレの加速化が必ずしも生じないことがモデル(GEM)による計算からわかる。

しかし、将来の石油の価格については、特に一九八〇年代の末には需給バランスからみても制御可能な上昇範囲に入りそうにない。石油価格の安定化と代替エネルギーの開発の面で、南北の対話と連帯が二十一世紀に向けて益々必要となることに注目すべきであろう。(当報告に際して有益なコメントをいただいたICU中内恒夫教授ならびに名古屋大学藤井隆教授に感謝の意を表したい)。

〔付録〕

Global Economic Model

by Akira Onishi

I. Production

$$1. \log \left(\frac{x^{**}}{l} \right) = z_a \left\{ \alpha + \beta \log \left(\frac{\sum_{j=1}^4 \Delta s_j^{**}}{l} \right) + \gamma \log \left(\frac{\sum_{j=1}^4 r_j^{**}}{l} \right) + \delta \log \bar{q} \right\} \\ + z_b \left\{ \alpha + \beta \log \left(\frac{\sum_{j=1}^4 \Delta s_j^{**}}{l} \right) + \gamma \log \left(\frac{\sum_{j=1}^4 r_j^{**}}{l} \right) + \delta \log \bar{q} \right\} \\ + z_c \left\{ \alpha + \beta \log \left(\frac{\sum_{j=1}^4 \Delta s_j^{**}}{l} \right) + \gamma \log \left(\frac{\sum_{j=1}^4 r_j^{**}}{l} \right) + \delta \log \bar{q} \right\}$$

2. $r_a^{**} = \alpha + \beta x_{a-1}^{**}$
3. $d^{**} = \alpha + \beta s_{b-1}^{**}$
4. $r_{ed}^{**} = \alpha + \beta r^{**}$
5. $x^{**} = \psi \left(\frac{x^{**}}{l} \right) \cdot l$

(ψ is endogenously determined for AME.)

6. $s_b^{**} = s_{b-1}^{**} + \Delta s_b^{**} - d^{**}$
7. $l = (1 - \beta) \bar{l}_{cs}$
- $z_a = 1, z_b = 0, z_c = 0$

II. Expenditure on GRP (at constant prices)

$$1. \log e_{(i,j)}^{**} = z_a \{ A + B \log x_{(j-1)}^{**} + \gamma \log \left[\frac{P_{e(i)}^{(j)}}{P_{m(i)}^{(j)}} \right] - 1 \} \\ + \beta \log \left[\frac{P_{m(i)}^{(j)} \cdot P_{m(i)}^{(j)}}{P_{m(i)}^{(j)}} \right]_{-1} \} + z_b \{ A + B \log [e_{(j-1)}^{**}] \\ + \frac{1}{p} \left(\sum_{a,d} 0_{ad(i,j)} + \sum \Delta s_{op(i,j)} + \bar{q}_m \right) \\ + \bar{q} \}_{-1} \cdot \left[\frac{P_{e(i)}^{(j)}}{P_{m(i)}^{(j)}} \right]_{-1} + \gamma \log x_{(j-1)}^{**} + z_c \{ A \\ + B \log [e_{(j-1)}^{**}] \cdot \left(\frac{P_{e(i)}^{(j)}}{P_{m(i)}^{(j)}} \right)_{-1} \} \\ \text{(z relates to importing region (j).)}$$

2. $c^{**} = z_a \{ \alpha + \beta x_{a-1}^{**} + \gamma c_{a-1}^{**} + \delta [P_{-1}^{(2)}] \} + z_b [x_{a-1}^{**} - e^{**}] \\ + m^{**} - g^{**} - \Delta s_b^{**} - \Delta s_n^{**} + z_c [x_{a-1}^{**} - e^{**} + m^{**} - g^{**} \\ - \Delta s_b^{**} - \Delta s_n^{**} - \Delta s^{**}]$
3. $g^{**} = \alpha + \beta r^{**}$
4. $r^{**} = \alpha + \beta x_{a-1}^{**}$

$$5. \Delta s^*_p = z_a [\alpha + \beta y^{*}_{t-1} + \gamma e_{-1} + \delta \bar{t}_{-1} + \epsilon \bar{t} \left(\frac{b}{x} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{b}{x} \right) / 2] + \epsilon \bar{t} \left[\left(\frac{1}{\psi} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{1}{\psi} \right) / 2 \right] + z_b [\alpha + \beta x^*_{-1} + \gamma t [e^*_{-1} + \frac{1}{p_o} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} o_{aa(i,j)} + \sum_{i=1}^{\bar{z}} \Delta s_{op(i,j)} + \bar{a}_m + \bar{a}_c) - 1]^{-1} \left[\frac{p_o \epsilon(i)}{p_m(i)} \right]^{-1} + \delta \bar{t} \left[\left(\frac{b}{x} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{b}{x} \right) / 2 \right]] + z_c [\alpha + \beta x^*_{-1} + \delta \bar{t} \left[\left(\frac{b}{x} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{b}{x} \right) / 2 \right]] + z_e [\alpha + \beta x^*_{-1} + \gamma t \left[\left(\frac{b}{x} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{b}{x} \right) / 2 \right]]$$

$$+ \delta \bar{t} \left[\left(\frac{b}{x} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{b}{x} \right) / 2 \right]] + z_e [\alpha + \beta x^*_{-1} + \gamma t \left[\left(\frac{b}{x} \right)^{-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} \frac{b}{x} \right) / 2 \right]]$$

$$6. \Delta s^*_n = \alpha + \beta x^* + \gamma [b_{n-1} \left(\sum_{i=1}^{\bar{z}} p_n \right) / 2] + \delta \bar{t}_{-1}$$

$$7. \Delta s^*_i = \alpha + \beta x^* + \gamma (x^*_{-1} - x^*_{-2}) + \delta \bar{t}_{-1}$$

$$8. e^* = \beta \sum_{i=1}^{\bar{z}} e^*_{(i,j)}$$

$$9. m^* = \beta \sum_{i=1}^{\bar{z}} m^*_{(i,j)}$$

$$10. x^* = e^* - m^* + c^* + g^* + \Delta s^*_p + \Delta s^*_n + \Delta s^*_i \quad (\text{for AME})$$

III. Profit-Wage

$$1. \left(\frac{y^*_c}{y^*_{c_o}} \right) = \alpha + \beta \left(\frac{x^*}{x^*_o} \right) + \gamma \left(\frac{\bar{t}_{-1}}{\bar{t}_o} \right) + \delta \left[\left(\frac{\Delta s^*_p}{x^*} \right) / \left(\frac{\Delta s^*_p}{x^*_o} \right) \right] o_1$$

$$z_a = 0, z_b = 1, z_c = 0, z_o = 0 \quad (\text{for DME excluding OPEC})$$

$$z_a = 0, z_b = 0, z_c = 1, z_o = 0 \quad (\text{for CPE})$$

$$z_a = 0, z_b = 0, z_c = 0, z_o = 1 \quad (\text{for OPEC})$$

V. Expenditure on GRP (at current prices)

1. $e = p_c \cdot e^*$
2. $m = p_m \cdot m^*$
3. $c = p_c \cdot c^*$
4. $g = p_{cg} \cdot g^*$
5. $\Delta s_p = p_i \cdot \Delta s^*_p$
6. $\Delta s_n = p_n \cdot \Delta s^*_n$
7. $\Delta s_i = p_m \cdot \Delta s^*_i$
8. $x = e - m + c + g + \Delta s_p + \Delta s_n + \Delta s_i$
9. $b = z_a [e - m + \bar{j} - \Delta s_{op} - o_{a1}] + z_b [e - m + \bar{j} + \sum_{i=1}^{\bar{z}} \Delta s_{op} + \sum_{i=1}^{\bar{z}} o_{aa} + \bar{a}_m + \bar{a}_c + z_t [e - m + \bar{j} - \bar{a}_c]]$

VI. Official Development Assistance and Private Overseas Investment

1. $o_{aa} = \bar{\Pi} \cdot x$
2. $\Delta s_{op} = \bar{\Theta} \cdot x$
3. $\sum_{i=1}^{\bar{z}} o_{aa(i,j)} = \bar{\Omega} \cdot o_{aa}$
4. $\sum_{i=1}^{\bar{z}} \Delta s_{op(i,j)} = \bar{K} \cdot \Delta s_{op}$

$$2. \omega = \alpha + \beta p_{c-1} + \gamma p_b + \delta \left(\frac{\bar{t}}{\bar{t}_o} \right)$$

$$3. p_y = \left(\frac{x^*}{1} \right) / \left(\frac{x^*_o}{1_o} \right)$$

$$4. y_c = p_c \cdot y^*_c$$

IV. Prices

$$1. p_w = \alpha + \beta p_{w-1} + \gamma \left[\frac{\omega}{p_y} \right] + \delta \left(\frac{x}{x^*} \right)^{-1} + \epsilon \bar{t}_{t-1} + \epsilon \bar{t} \left[\left(\frac{y^*_c}{s^*_{c_o}} \right) / \left(\frac{y^*_c}{s^*_{c_o}} \right) \right]$$

$$2. p_c = \alpha + \beta p_{w-1} + \gamma \omega + \delta p_{m-1} + \epsilon \bar{t}_{t-1}$$

$$3. p_{cg} = \alpha + \beta p_{w-1} + \gamma \omega + \delta \bar{t}_{t-1}$$

$$4. p_i = \alpha + \beta p_w + \gamma \left[\left(\frac{\Delta s^*_p}{x^*} \right) / \left(\frac{\Delta s^*_p}{x^*_o} \right) \right]$$

$$5. p_n = \alpha + \beta p_i + \gamma \omega$$

$$6. p_o = z_a [\alpha + \beta p_{w-1} + \gamma \hat{t}_{q_{w-1}} + \delta p_{m-1} + \epsilon \left(\frac{x}{x^*} \right)^{-1}]$$

$$+ z_b [\alpha + \beta p_{w-1} + \gamma \hat{t}_{q_{w-1}} + \delta p_{m-1} + \epsilon \bar{t}_{t_o}] + z_c [\alpha + \beta \hat{p}_{oe} + \gamma \hat{p}_{ex} + \delta p_{m-1}] + z_o [\hat{p}_{oe}]$$

(z relates to exporting region (t).)

$$7. p_m = \sum_{i=1}^{\bar{z}} [p_{e(i)} \cdot e^*_{(i,j)}] / \left[\sum_{i=1}^{\bar{z}} e^*_{(i,j)} \right]$$

$$8. p = \frac{x}{x^*} \quad 9. i_b = \left(\frac{m_z}{m_{s_o}} \right) / \left(\frac{x^*}{x^*_o} \right)$$

$$z_a = 1, z_b = 0, z_c = 0, z_o = 0 \quad (\text{for AME})$$

$$5. s_{op} = s_{op-1} + \Delta s_{op} - f_d$$

Where

x A column vector of n element which denotes gross regional product (at current market prices) of n regions in the world.

x^* " " gross regional product at constant prices.

x^{**} " " potential gross regional product at constant prices.

$e^*_{(i,j)}$ An element of $e^*_{(i,j)}$ matrix which denotes exports from region i to region j (at constant prices).

e A column vector of n element which denotes exports of goods and services at current prices.

e^* " " exports of goods and services (at constant prices).

m " " imports of goods and services (at current prices).

m^* " " imports of goods and services (at constant prices).

c " " private final consumption expenditure (at current prices).

c^* " " (at constant prices).

g " " government final consumption expenditure (at current prices).

g^* " " (at constant prices).

r^* " " government current revenue (at constant prices).

Δs_n " " housing investment (at current prices).

Δs^*_n " " (at constant prices).

Δs_p " " non-housing investment (at current prices).

Δs^*_p " " (at constant prices).

Δs_i	"	increase in stocks (at current prices).	p_h	"	implicit deflator of housing investment.
Δs^*_i	"	(at constant prices).	p_w	"	implicit deflator of increase in stocks (wholesale price index).
s^*_p	"	A column vector of n element which denotes fixed capital stocks (at constant prices).	p_e	"	export price index.
d^*_p	"	depreciation of fixed capital (at constant prices).	p_m	"	import price index.
r^*_d	"	research and development expenses (at constant prices).	o_{da}	"	each AME region's total official development assistance (net).
g^*_e	"	corporate profit (at constant prices).	$o_{da(i,j)}$	"	An element of $o_{da(i,j)}$ matrix which denotes official development assistance from AME region i to DME region j .
l	"	employment (in terms of man-hour).	Δs_{op}	"	A column vector of n element which denotes each AME region's overseas private investment (net) to DME regions.
l_{ca}	"	civilian labour force (in terms of man-hour).	$\Delta s_{op(i,j)}$	"	An element of $\Delta s_{op(i,j)}$ matrix which denotes overseas private investment from AME region i to DME region j .
\bar{n}	"	unemployment ratio.	\bar{w}	"	A column vector of n element which denotes each DME's official development assistance (net) received from multilateral agencies.
ω	"	average wage and salary per employee (at current prices) index.	\bar{w}_c	"	each DME's official development assistance (net) received from centrally planned economy zone.
i	"	average interest rate on loan.	\bar{m}_s	"	money supply.
\bar{f}	"	foreign exchange rate (in terms of SDR).	r^*_{ea}	"	government education expenditure.
b	"	basic balance of payment.	\hat{p}_{eE}	"	oil export unit price index.
j	"	balance of the capital accounts.	\hat{i}_{qw}	"	world liquidity-trade index.
p_j	"	labor productivity index.	\hat{p}_{ee}	"	export price index of primary commodities.
T_m	"	rate of customs duty to total imports.	t	"	Denotes time.
i_0	"	money supply-real income index.			
p	"	implicit deflator of GRP.			
p_e	"	implicit deflator of private consumption expenditure (consumers prices index).			
p_{eg}	"	implicit deflator of government consumption.			
p_i	"	implicit deflator of fixed equipment investment.			

- Denotes the exogenous variables of the model.

² Denotes dummy variables.

A A $n \times n$ matrix which denotes the constants of export functions from region i to region j within the world.

B, I, E A $n \times n$ matrix which denotes the coefficients of export functions from region i to region j in the world.

α A column vector of n element which denotes the constants of α group of structural equations.

$\beta, \tau, \delta, \theta, \lambda, \pi, \epsilon, \phi, \mu, \psi$ A diagonal matrix of a $n \times n$ order which denotes coefficients of a group of structural equations.

$\bar{\Pi}, \bar{\theta}, \bar{Q}, \bar{K}$ Development assistance policy parameters.

日本の直接投資と東南アジアの市場競争

——とくにタイの繊維産業組織について——

池田 勝彦

(関西学院大学)

一 問題

報告は、日系企業の東南アジアの市場競争に及ぼす影響をとらえるために、タイの繊維産業組織の構造、行動、成果を実証的に研究し、同時にその特殊性を明らかにする。

二 日本の直接投資とタイ繊維産業の発展

タイの繊維産業は日本の直接投資と密接な関連をもって発展した。同産業は日本の輸出市場時代から(1)一九六〇年代の縮紡時代、(2)一九六〇年後半の加工時代、この時期に地場資本は商業資本より産業資本に転じた。(3)一九七〇年代の合織生産時代。特に一九七一、二年は飛躍期を迎えた。この短期間の発展の直接の原因は、東レと帝人のタイ市場シェア競争による直接投資であり、他方一九六二年の産業投資奨励法による外資導入政策であった。この結果、雇用量(二五万人うち日系企業一〇万人)、生産量の増加、技術水準の向上、関連産業の発達(原料のタンクヤード、梱包、内陸輸送施設の充実)、証券市場の開設などの産業基盤の発展が誘発された。消費者の嗜好は綿から合織へと変化し、衣生活の向上、一人当たり消費量の増加が生じた。市場規模の拡大に伴う企業規模の拡大が生じている。直

他方、短期間の日系企業の進出は、集中的かつ垂直的一括進出によって市場構造を寡占的に形成した。即ち、綿、合織市場別にみると、合織紡は日系による始発とその後の参入により日系企業の集中度の減少傾向(六〇%→四〇%)が見られ、綿混紡では五〇%前後では安定し、全体としての紡績業では上昇傾向(三〇%→四〇%)にある。奨励企業を含む全事業所数は四、〇〇〇であり、多くは家内工業である。合織製造は日系による独占であるが、一九七六年より欧米系企業の参入が生じた。(第1~4表)。産業間競争は綿、合織、加工糸織物間に激しく、綿から合織への代替を示す一九六五年の同内需比率は八対二から一九七三年の六対四となっている。

四 市場行動

日系企業の市場行動は保護政策(高関税、輸入制限)のもとで参入初期では日系企業間のシェア獲得競争と地場企業に対する技術格差に基づく価格設定と利潤追求行動がとられた。しかし現在では外

第1表 タイの紡績業における日系企業の集中度

単位, 1,000 錠

	1968	1971	1972	1973	1974	1975
全 紡績設備業 内 日同系集中度	318 59 (19%)	578 171 (30)	728 235 (32)	823 303 (37)	918 366 (40)	1,001 462 (46)
綿混紡設備業 内 日同系集中度	— — —	100 54 (54)	226 102 (45)	226 124 (55)	310 187 (60)	410 235 (56)
合 織紡設備業 内 日同系集中度	13 13 (100)	74 46 (62)	112 49 (44)	112 49 (44)	119 49 (44)	133 69 (52)

第2表 タイの紡績企業数の推移

(除 ジュート・ミンシ系)

		1971	1972	1973	1974	1975
総 計	日系企業 地場企業	8 12	8 15	10 14	10 15	11 18
綿・綿混合織兼業	日系企業 地場企業	5 11	5 13	7 12	7 13	8 16
合 織紡専業	日系企業 地場企業	3 1	3 2	3 2	3 2	3 2

第3表 タイの合織製造業の市場構造

単位, 設備能力 (トン, 月)

	ナイロン・フィラメント			ポリエステル・フィラメント			ポリエステル・ファイバー		
	1974	1975	1976	1974	1975	1976	1974	1975	1976
台湾系企業	450 (50%)	450 (36%)	450 (36%)						
日系企業	450 (50%)	450 (36%)	450 (36%)	600 (48%)	600 (48%)	600 (32%)			
日系企業				660 (52%)	660 (52%)	660 (36%)	1,700 (100%)	2,500 (100%)	2,500 (62.5%)
地場企業		360 (28)	360 (28)						
欧州系企業						600 (32%)			1,500 (37.5)
計	900	1,260	1,260	1,260	1,260	1,860	1,700	2,500	4,000

出所 タイ国繊維産業設備能力調査報告書, バンコク日本商工会議所, 75年

第4表 生産段階別設備能力・企業数・日系企業の集中度

	合 織 (トン/日)	加 工 糸 (台)	紡 績 (1,000錠)	織 布 (1,000台)	染 色
設備能力(トン/日)	165	240	1,000	27	7千万ヤード
日系集中度(1975)	85%	12%	40%	10~20%	20%
事業所数(1972)	4		334	4,300	145

出所 調査資料 No.264, 化繊協会, 75年11月.

第5表 利 潤 率

A. 税込総資本利潤率. B. 資本金利潤率. C. 総資本に占める資本金比率

単位, %

		1970	1971	1972	1973	1974	1975
1. 日系ポリエステル企業	A	2.0	3.5	3.0	5.2	1.4	
	B	8.5	16.5	15.8	40	15	
	C	21.5	21	19	12	11	
2. 日系合織紡織企業	A		20	12	11.5	5	-7
	B		163	86	72	29	-83
	C		12	14	16	16.5	
3. 地場ポリエステル綿混紡織企業	A		-0.4	-3.1	25	0.1	-?
	B		-6	-25	94	0	
	C		11.6	12.5	19	14	
4. 日系ポリエステル綿混紡織企業	A				30	10	-10
	B				90	30	-70
	C				22	20	20

国企業の参入と地場企業への技術移転に伴ない、加工段階において特に激しく、全体としても競争的になってきている。従って全般的にみて日系企業は価格支配力をもち、プライズリーダーとなつてはいるが、市場によってその程度を異にしている。即ち合織ファイバーでは独占的価格設定、合織織物は製品差別化(高品質)による高価格設定、綿織物は競争的価格設定行動である。

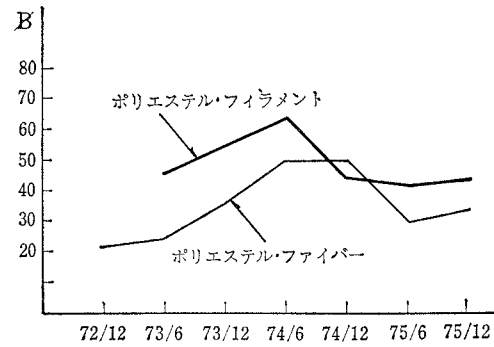
五 市場成果

(1) 利潤率。各市場での日系、地場の代表的企業の利潤率の推移をみる。いずれも一九七三年には好景気による高利潤率、一九七四年には石油高騰による低利潤率、一九七五年には負の利潤率を記録している。しかも集中度と利潤率の正の相関関係は明確ではない。むしろ市況に利潤率が左右されている傾向がある。途上国の利潤率は、transfer pricing、合弁会社内での現地パートナーの勢力、保護政策、市場規模など種々な要因に左右される。(第5表)

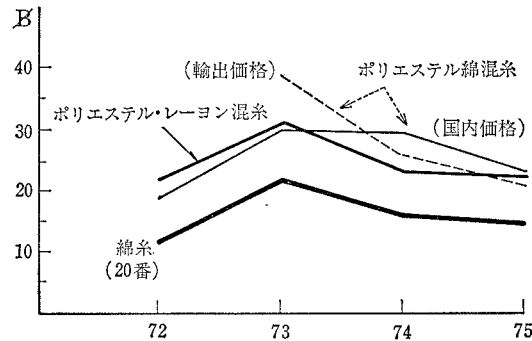
(2) 価格。日系企業は合織ファイバー、同織物の価格支配力はあるが、市況に左右され、特に最近の不況にさいしてこれに耐えることが出来ない。綿織物では国内価格は輸出価格より低下している。(第1、2、3図)

(3) 生産性。日系企業よりの地場企業への技術指導、紡機の採用等により技術移転はかなりの程度に生じている。なお管理能力その他の面での技術格差は残っている。

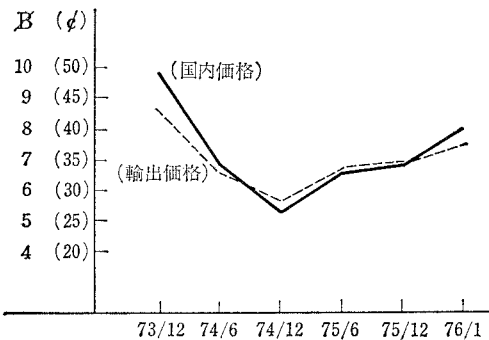
第1図 ポリエステル価格



第2図 糸 価 格



第3図 ポリエステル綿混織物価格



(4) 技術的効率性。辺境貿易の不振などによる慢性的過剰能力が生じ、市場成果は悪い。

(5) 広告費。輸入品による市場開発が進んでいたため、新製品以外にはそれ程過大な広告支出はなされていない。

六 途上国特有の市場構造要因

七〇年以降、外資制限政策がナシヨナリズムの観点より採用されるようになって来た。

(1) 資本と経営への参加。合弁企業形式による外資進出の義務づけ

第6表 日系企業の企業構造

	年	繊維 25社	自動車 22	鉄鋼 15	食品 7	化学 20	その他 14	計 103(130)	備 考
日本側出資率(%)	71 75	67 45	71 66	60 45	88 83	55 44	60 60	67 57	75年の繊維、鉄、化学は130社
日本人スタッフ(人)	73 75	284 250	78 104	44 40	50 47	88 59	39 62	543 562	6.6(1社当り) 5.3
輸出率(%)は日本()は向	71 75	3.5 14.4	10.1 0.1	1.8 4.8	4.0 4.9	2.7 2.4	13.6	2.1(0.8) 6.0(1.6)	3.8(タイに輸出する) 7.1(工業品輸出率)
原料調達率(%)は()は額	71 75	39 36	16 41	17 20	94 94	24 22	33	27 36	

から進んで、日本側出資比率の制限とタイ人の経営層への参加比率の引上げが推進されている。この結果、繊維産業では日本側出資比率は一九七五年には四五%になり、経営への参加比率は半数に達した。この構造要因の変化は市場成果に対して現段階では必ずしも好結果をもたらさないが、長期的にはナシ・ナリズムと効率性の調和が期待される。(2) 輸出比率。一九七三年以降輸出指向型に転じ、日系企業に対しては輸出義務が課せられた。輸出比率の引上げという構造要因は規模の経済性の参入障壁を引下げることを通じて市場成果に好結果をもたらす。(3) 原料の現地調達率。綿花、ファイバーなど現地調達を高めることは日系企業間の原

料獲得競争を激化させているが、現在ではこれがすぐ原料価格の低下につながるようになっていない。(第6表)

七 結 言

日本の直接投資はタイの誘致政策と相まって繊維産業を進展させたが、同時に集中化をもたらした。しかし外資制限政策の採用は日系企業の適応的行動を必要としており、将来の両者の調和的方向での発展が期待される。

詳細は拙稿「日本の直接投資とタイの繊維産業組織」、『商学論究』第二四巻第一号、関西学院大学商学研究会、昭和五一年二月、を参照されたい。

質問一 (神戸大学 村上 敦)

(1) 日本側からの寡占的競争を直接投資の「押し出し」論理とし、その「吸引する」論理をタイの外資誘導政策とすると、両者の一致による当然の結果としての過剰生産とタイの低生産性が、タイの繊維産業の特殊性ではないか。

答 ご指摘の通り、双方の動機的一致が過剰な直接投資を生んだ。しかしそれだけではタイ繊維産業の特長をとらえることが出来ない。他の東アジア諸国に比べての各生産段階に占める高い日系企業のシェア、他の南アジア諸国に比べての合繊、紡織染一括集中進出による垂直的産業組織の形成は、産業組織面よりみたタイ繊維産業の特殊性といえる。

(2) 一九七〇年以降の外資規制政策への転換はタイの市場構造と成果に如何なる影響を及ぼすか。(i) 性急な現地化は輸出競

争力を減殺するのではないか。(ii) 現地化は本社と子会社との関係を断つにすぎず、それが競争的効果をもつことと無関係ではないか。

答 外資規制政策はナシ・ナリズムに起因するものが多く、経済効率性追求の目的とは本来相容れない。しかしなおそれが市場成果に及ぼす利益、不利益を考慮して、最終的判断を行なう。不利益としては(i) 参入規制による競争の抑制、(ii) 企業効率の低下、(iii) 情報伝達の不徹底、(iv) 利害の対立、利益面では(i) 金融、政治上の危険の回避、(ii) 労務、人事、政府交渉、販売面でのタイ側の貢献、(iii) 技術移転の促進がある。従って性急な外資規制政策は短期的には輸出競争力、企業効率に不利な影響を与えるかもしれないが、将来タイ人に十分な知識能力が育成される段階においてよい成果が期待される。また現地化による企業の定着はトランスファードライビングなどをなくし、市場競争のより健全な発展を促進する可能性がある。今後ナシ・ナリズムに基づく政策基調は変わらないと思われるから、日本企業はこれを制約条件として経済協力の立場から、たんに経済のみならず社会・政治面を配慮し積極的に適応することがよい成果に導く。

(3) 日本企業の「押し出し」論理にも変化の可能性が生じている。即ち東南アジア各国の子会社の特化と分業化による再編成の動きであり、これはこれら諸国のナシ・ナリズムと対立する。報告者はこの問題にどのような展望をもたれるか。

答 御指摘の動きはむしろ悪い企業成果を改善しようとする目的から東レなどにみられる。(帝人は独立採算制)。しかし全体としては各国とも独立のプロジェクトが行われ、一般的傾向ではない。この

企業の国際分業化はナシ・ナリズムの観点から企業の現地化と各国の繊維産業育成政策のなかで阻止されるであろう。しかし各国が繊維産業育成の目的を達した後には、各国間の貿易の分業化が再び問題となつてこよう。

質問二 (重慶理科大学 加藤 寿延)

ご報告に関する全体的コメントは、村上先生と全く同じものであります。そのうえで先生のご主張を生かす研究方法としては次の点を留意する必要があるのではないでしょうか。(1) 利用データがバンコック日本商工会議所のものに依存しすぎていること、中央銀行、バンコック商工会議所、海外投資規制委員会などが作成している各種資料を利用すれば、違った分析結果が得られるのではないか。

答 報告の基礎資料はバンコック日本商工会議所以外に主要点は日本企業の海外事業部その他より得ました。たしかに御指摘の通りタイ側からの公的資料も必要であり、今後この点に留意したいと思えます。

(2) ご報告における日本の繊維産業と地場企業以外に欧米系企業の場合を入れて比較分析しなければ、日系企業の役割が明らかに表われないのではないか。繊維以外の産業を行う場合にこの点は特に必要な事柄である。

答 ご指摘の通りです。

質問三 (天分大学 松浦 茂治)

(1) 各種製品の輸出先と数量を明示されたい。
(2) 対日輸出について詳論されたい。

綿布、化合織布の仕向地別輸出 (1974)

	綿	ポリエステル綿	ポリエステルレンヨン	計
日本	5,094	4,597	169	9,860
香港	814	9,102	774	10,690
シンガポール	5	150	—	155
インドネシア	110	726	255	1,091
フィリピン	4,767	542	—	5,309
タイ	1,431	2,423	—	3,854
マレーシア	577	49	263	889
インドネシア	1,968	857	—	2,825
英領東洋	494	1,690	104	2,288
オーストラリア	—	1,830	31	1,861
アメリカ	101	779	—	880
カナダ	—	611	—	611
ヨーロッパ	359	49	207	615
アフリカ	20	2,029	130	2,179
オーストラリア	1,167	25	119	1,311
ペルー	148	1,315	—	1,463
オーストラリア	—	730	—	730
インドネシア	2,956	—	—	2,956
サウジアラビア	561	4,140	120	4,260
その他	—	655	700	2,956
計	20,572	32,299	2,872	55,743

出所 調査資料, No. 265, 日本化繊協会, 1975年11月, 259頁

(3) 日本の繊維産業は如何に対処しているか。
答 タイの政情不安、タイの方針が不確定であること及びタイのナシヨナリズム政策が強いため、日本としてはタイのナシヨナリズムに基づく政策に沿って適応的に行動しようとしている。

答 主として綿、綿混織物の低番物が合織織物よりも日本向けに輸出されている。繊維品のうち綿織物はより労働集約的であり、賃金の相対的低廉さの有利性が大きい。韓国、台湾品よりも品質にすぐれ、日本製品に対して価格が安く、品質も劣らない。これは主として日本合弁企業の製品であることによる。日本市場にとってはタイからの輸入品は、合弁企業製品でもあり、それ程、台湾、韓国よりも脅威を感じていない。タイからはむしろ欧米・中近東向けに輸出されている。

先進工業国間直接投資の理論と政策

一 問題

日本も欧米など先進国に対し輸出促進だけではなしに直接投資進出をふやすべきか、やるとするといかなる製造工業で有望なのかを問われている。他方、過去二十年間繁栄をきわめたアメリカ企業の対欧進出は停滞してき、中には撤退するものがふえてきたが、ヨーロッパ巨大企業の対米投資は急ピッチで増加していると伝えられている。

結論を先にいうならば、(1)貿易障害を乗り越えるため相手国比較劣位工業へ直接投資する「貿易障害克服型投資」は実質資源の節約に役立つ(いなそのロスに陥る)ので、つつしんだ方がよい。(2)先進国間直接投資は、販売拠点、商社、アセンブリ工場など輸出取引コストの節約に役立つ種類のものがすすめられる。(3)貿易障害克服型投資をやめて、むしろお互いに相手国比較優位生産への資本参加(直接投資)を行い、製品を相互に自由輸入するという合意的産業内交互投資を推進すべきである。

二 貿易・投資の取引コスト

分析の道具として、(a)生産コストと、(b)取引コストを区別したい。

それぞれを貿易(輸出)の場合と直接投資進出の場合につき比較するのである。

(a)生産コストは、製品を生産するプロセスに要した費用で、工場から出荷する時点での出荷価格と考えてよい。比較生産費説の対象としたものはこの生産コストである。自国(投資国)での輸出品生産コスト C_h 、当該品の受入国企業の生産コスト C_f 、ならびに自国が直接投資進出した場合の現地生産コスト C_h の三つが比較検討されるわけである。

(b)取引コストは、工場から一定の生産コストで出荷されたものが、需要者の手に入るまでに要する一切の流通経費を含む。輸出の場合には、(1)輸出品市場内到達するまでの「輸取出引コスト」と、(2)輸出品市場内での販売経費と、(3)税金・代金決済の為替コストなどの一般経費の三つを要する。このうち(1)と(2)は、本格的直接投資進出(部品や素材まで相手国で生産するといった型のもの)の場合と大差がないものと見る。余分にかかるのは(3)の輸取出引コストであるが、これには1.輸出品市場についての情報蒐集、市場の発見・開拓などのコスト、2.運送費、保険料、通関手続コストなど不可避な「移送コスト」、3.関税、輸入数量制限(輸出自主規制も含む)などの貿易障害コストなどが含まれる。

小島 清
(一橋大学)

1、2などの取引コストを削減し、世界中への輸出版売を能率的に促進するのが商社（およびそれと連繋をとる銀行、保険、運輸会社など）の重要な貢献である。メーカーが海外にもつ販売拠点やアセンブリ工場なども、輸出取引コスト削減に役立つ直接投資である。

三 輸出・直接投資選択モデル

本格的直接投資進出は、その生産コスト C_f が相手国現地企業のを C_f より低くなる、つまり $C_f < C_h$ でなければ立ち行かないことは明白である。また自国はこの商品を輸出していたのであるから、比較優位をもち、 $C_h < C_f$ であった。いまなる額の輸出取引コストがかかるすると、 $C_h < C_f$ となっても、その差額が輸出取引コストより小さいならば、つまり $C_h - C_f < C_h$ なる限り、貿易障壁の背後に本格的直接投資進出することが可能である。ただし C_f は C_h より低くなることはなく（したがって実質資源のロスになる）、また C_f が C_h より安くなる程度は輸出取引コストの範囲内であるとする。これが本稿でいう（狭義の）貿易障害克服型（＝輸出代替型）直接投資である。（ C_f が C_h より低くなる場合は、日本型直接投資＝offshore sourcingなる別のモデルで取扱っている。これは推奨されるべき直接投資だが、先進国間ではほとんどありえないと考えている。）

通常の部分均衡図式を用いる。図1は自国（輸出国＝投資国＝日本）の或る産業（繊維とせよ）の国内供給（平均コスト）曲線 SS_h と国内需要曲線 D_h である。需給が均衡する点よりも価格が上昇すると超過供給が生ずる。これが図2に示された輸出曲線 XX である。それに輸出取引コストを加えたものとして $X'X'$ 曲線が求ま

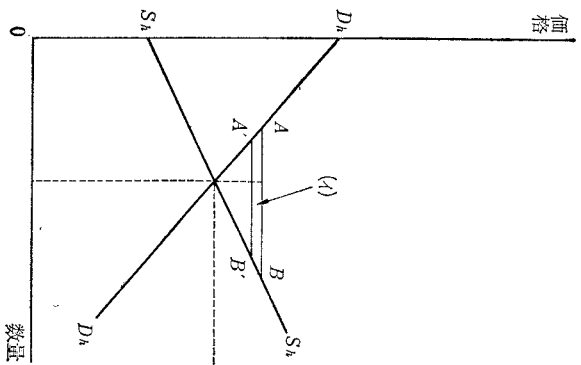


図1

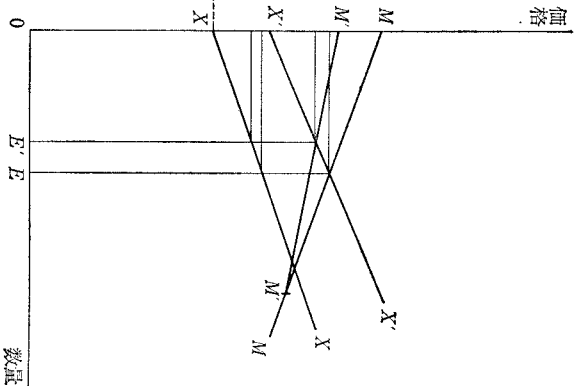


図2

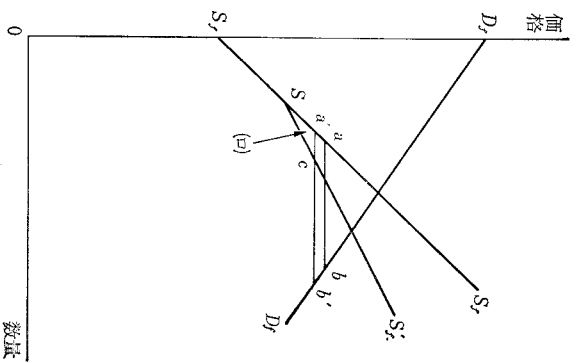


図3

る。

図3には、外国（輸入国＝投資受入国＝アメリカ）の国内供給曲線 S_f と国内需要曲線 D_f が画かれている。両者の差たる超過需要が求まるが、それが図2の輸入曲線 MM である。この MM 曲線と先の輸出取引コスト込み輸出曲線 $X'X'$ の交点でこの貿易取引の均衡がきまる。自国の輸出量 MM の輸入量は OE となる。これは図1の AB 量、図3の oa 量と等しい。

前記のような制約をもつ貿易障害克服型直接投資が自国から外国に進出すると、この進出企業による供給が外国市場で追加され、図3のように、そこでの供給曲線は従来の S_f から S_f' へ変えられる。両曲線の水平距離が進出企業の供給量である。

図3の外国供給曲線が変化した結果、それに応じて、図2の外国輸入曲線は MM 線から $M'M'$ 線へ下へシフトする。均衡貿易量は OE から $OE' < EB'$ だけ減少する。つまり自国の輸出量は、図1の AB から AB' へ減少する。外国の輸入量は図3の oa から oa' へ減少する。

四 貿易・直接投資の利益比較

貿易障害克服型直接投資である限り輸出代替になるだけであるから、輸出国＝投資国にとっての利益は大きくない。投資国では、図1の AB 量から AB' 量へ輸出が減り、それに対応して生産が減り雇用が圧迫される（輸出が海外直接投資によって代替されたのである）。その代り図3の oa' に相当するだけ海外生産を行ない、その収益を獲得することになる。この収益は外国の国内企業にくらべた生

生産性改善が大幅でない（輸出取引コストの範囲内）ので、大きくはない。海外生産による生産者余剰は図3の面積(D)であるが、輸出減↓生産減に伴う投資国での生産者余剰の減少（図1の面積(D)）と比較すると、純損失に陥る場合が多いであろう。この外に投資国での雇用減という損失も伴う。海外進出する企業にとっては利潤が生み出されるので進出は合理的なようにみえる。しかし投資国は国民経済全体としては損失をこうむるのである。しかも自国で生産し輸出するよりもはるかに高いコスト（GATC）につく海外生産におきかえることであるから実質資源のロスに陥る。自国と外国をあわせた世界の資源最善利用とは逆行する。それ故にこの種の、貿易障害を乗りこえるための輸出代替的直接的投資進出はつしんだ方がよいという結論に来る。

輸出取引コストをできるだけ軽減することは輸出国・輸入国双方の利益になる。つまり図2の M_1, M_2 曲線を低めて M_3 曲線に近づけるように努力することである。そうすれば自国の輸出は増加する。相手国消費者はより低廉な輸入がより豊富に入手できるようになり、ウエルフェアを高めうる。相手国の関税・非関税貿易障害の撤廃に圧力をかけるべきことはいうまでもない。さらに貿易商社の進出（これも一種の直接投資だ）・活動、運送費の節減などが輸出取引コストの軽減に役立つ。メーカーの販売拠点やアセンブリ程度の海外企業進出も輸出取引コスト節減目的だと解してよい。したがって、輸出取引コストの節減に役立つこの種の海外直接投資——つまり商社・銀行とかアセンブリ程度のもの——は奨励されてよい。

次に輸入国に投資受入国側の利害を検討しよう。ここでアメリカ

は、輸入増に対しては激しい抵抗を示すのに、直接投資流入は大いに歓迎だという態度をとっていることが注目される。いくつかの理由をあげているが、輸入増は雇用を圧迫するが企業流入は雇用増大に役立つという点を中心である。しかし両者とも現地競争企業を圧迫し縮小に追い込むという点では大差がない。

図3において、貿易障害克服型企業進出は大幅な生産性改善を果たしうるものでなく、供給曲線をわずかに S_1, S_2 にシフトさせる程度である。この結果生産量は a 点から c 点にまで増加し、それに相当する雇用量がふえる。しかし進出企業の生産量増 Δ に圧迫されて、アメリカ国内企業の生産量は a 点から d 点へ減少せざるをえない。このように雇用量はたしかに増加する。だが国内企業から排出された雇用が進出企業に吸収されるというのであればよいが、両企業の労働者の質が違ふとか、立地が違ふため移動が困難であると、輸入に対すると同様なコンプレイントが発生する。

要するに投資国側にとっても、この種貿易障害克服型企業進出のもたらす利益は大きくない。自由貿易による低廉豊富な輸入のもたらすウエルフェア向上の利益の方がはるかに大きいはずである。

五 合意的産業内交互投資

考え方を一転して、図3のこれまで投資受入国と想定したアメリカが、この繊維産業の国内生産は縮小し、繊維産業で比較優位をもつと想定された図1の日本へ、直接投資するとしたらどうなるであろうか。これが正しい望ましい方策である。もちろんアメリカ企業が自ら日本で工場をもつ必要はない。日本の企業に資本参加し、そ

の拡張と生産性改善を助ければよい。それによってアメリカの消費者の嗜好によりよく向くものをつくらせ、低廉に輸入すればよい。貿易障害撤廃もかれらの利益に沿う。日本側も市場が投資者によって保証されるので歓迎する。コストダウンも刺激される。

右のようにするとアメリカの繊維産業での失業問題が残る。この産業が比較劣位に陥った衰退老熟産業である以上、それを温存するのでなく、なるべく早く他の有望な比較優位産業に転換させるべきである。そこで転換してゆくべき有望な拡大産業が開かれているかどうか重要である。アメリカが日本の比較優位産業（繊維）に投資すべきことを説いたが、それと同様に日本がアメリカの比較優位産業（たとえば事務用機器）に資本参加し積極的に輸入した方がよいといった対応するケースがいくつありうる。もしそうすれば、アメリカの事務用機器産業は拡大するわけで、そこへ繊維産業から雇用が転換していきける。構造調整を自国比較優位産業への外資参加受入れによって、相互に促進すべきなのである。

一方は繊維産業に、他方は事務用機器産業にというような産業間交互投資ではなお工場や雇用の転換上の困難が伴うかもしれない。これにくらべ、たとえば自動車産業につき、バス・トラック対乗用車、大型車対小型車、さらにA部品対B部品というように同一産業内で違った品種、部品につき、相互に相手の比較優位部門に直接投資（資本参加生産）するならば、きわめてやり易い。お互いに工場の生産品種を変え特化すれば足りるわけであるから、失業、転職等の困難は生じず、蓄積された熟練は生かされる。特化により規模経済の利益も得られる。これが「合意的産業内交互投資」と名づけた

ものである。その核心は、相互に相手の比較優位部門に資本参加しその製品を輸入する（お互いに offshore sourcing する）ことであり、これによってお互いに実質資源の節約という利益を実現できるのである。

*大会において神戸大学池本清教授より多数の詳細なコメントを頂き、論旨を明確化するのに裨益するところ大であった。厚く感謝したい。

勤労者福祉と労使関係

藤田至孝

〈東洋大学〉

一 福祉に占める勤労者福祉の重要性

今日のわが国において、雇用労働者（勤労者）は就業者総数の七割を占める。世帯数においても、有権者数においても、雇用労働者は全体の圧倒的多数を占める。福祉政策はいくまでもなく国民全体を対象とするが、その国民の圧倒的多数を占めるのが雇用労働者であることから、福祉政策に占める勤労者福祉政策の重要性が増す。勤労者の欲求は、経済発展段階の高度化にともない、賃金から余暇、不時の場合の生活保障、資産形成など狭義の福祉へと高度化、多様化している。働けるときの生活が豊かになればなるほど、老後病傷時、および本人死亡後の遺族の生活の不安が大きな懸案となりつつある。

とくに、急速に高齢化社会にさしかかって、老後の生活に関する不安をもつ勤労者が増大しつつある。

労働組合も、近年、運動の目標を「生涯生活保障」におくようになりつつあるが、現実はいぜん賃金第一主義から抜けできていない。

二 勤労者福祉の体系

勤労者福祉は、「勤労者の全生涯にわたる生活保障」と定義され

両者を合わせたものを広義の勤労者福祉と呼び、後者を狭義の勤労者福祉と名づける。

主体から見た勤労者福祉の体系について考えると、勤労者は国民、従業員、労働組合員としての三つの顔をもっている。国民としては、社会保障を国から受ける。

従業員としては、雇用、賃金、休日、休暇などの労働条件の他、もろもろの福利厚生、退職金などの職域福祉を雇用主から受ける。

労働組合員としては組合福祉を所属する労働組合から受ける。社会保障は法律にもとづき、平等原則によって実施される。職域福祉は労働協約または雇用主の任意にもとづき、自主的に、応能原則によって実施される。組合福祉も応能原則による。

職域福祉は、欧米においては、広義の社会福祉を補完するものとして存在してきたが、わが国においては、国の福祉政策がおくれていることから、むしろ職域福祉が国の福祉政策を肩代りし、国全体の福祉を牽引する役割を歴史的に果たしてきた。ただ、職域福祉は応能原則を基本とするから、企業別組合制度も加わって、大企業と中小企業労働者間に福祉に大きな格差を生じ、平等の上から問題を投げける。今後は、国の福祉を主とし、職域福祉はそれに付加する方向で勤労者福祉政策をすすめることになるであろうが、職域福祉自体もその一部を集団化、プール化などを労働者の連帯に訴えて推しすすめる、開かれた職域福祉をめざす必要がある。村上泰亮氏らの生涯設計計画提案における財形貯蓄の雇用者拠出分の一部の全国プール案もその点から注目すべきであろう。あるいは最近すすめられつつある大企業の運動施設の中小企業労働者や地域住民への開放はそ

よう。それによって、勤労者が生涯にわたる経済的安定ないしその期待を手に入れ、精神的満足を得て、その結果、働きがいをもって積極的、意欲的に現在の労働に打ちこめるようになることが勤労者福祉政策の目的である。

勤労者福祉の概念、体系については、すでに、労働省の「勤労者福祉総合指標体系」（労働白書昭和四十六年版）、同盟福祉ビジョン委員会の「勤労者福祉指標」（昭和四十六年）、同盟・IMFJCの「働く者の生活生活ビジョン」（昭和五〇年）、村上泰亮他者「生涯設計計画」（昭和五〇年）などにおいて試案が発表されている。

勤労者福祉体系は、欲求ないし生活領域、福祉の主体、ライフサイクルの三つの視点からのアプローチによって形成されよう。

勤労者の欲求ないし生活領域の点からいえば、A・H・マズローの欲求段階説の仮説が有効であろう。勤労者福祉は、雇用、賃金、安全衛生、労働時間、休日、休暇などの働けるときの労働条件、老後、病傷時、死亡後（遺族）、失業時など、働けなくなったときの所得、医療その他の生活保障からなりたつ、といえよう。持家も今日では「財産」形成と呼ぶほどの大それたものではなく、不時の場合の生活安定手段というべきで、すべての勤労者がある程度努力すれば容易に可能とされるものでなければならない。

の方向をめざす例といえる。

何を福祉ととるかには勤労者個人の主観によるから、勤労者がある価値観やニーズにしたがって自由に多様な選択が行なえるよう環境を整備することが政策の課題である。

三 現在における勤労者福祉の問題点

労使関係にもとづく自主的決定による勤労者福祉の分野においても多くの問題が存在するが、現状におけるその主なものをあげれば次の通りである。

- (1) 雇用機会の世代間の不均衡（若年層不足、中高年層過剰）
- (2) 賃金所得の世代間の生計費に比しての相対的不均衡（若年層の高い生活余裕度と中高年層のその低さ）
- (3) 賃金と賃金以外の狭義の勤労者福祉の間における絶対的不均衡と年毎のその不均衡の拡大（源資をほとんどすべて賃金に配分しつつ、狭義の勤労者福祉を圧削しつつづけてきた）
- (4) 職域福祉の企業規模間における不均衡
- (5) 低成長経済移行にともなう福祉源資の増加率の低下

紙数の関係で報告の詳細は省略するが、(2)については、昭和三〇年～五〇年の間に、初任給は二〇倍、賃金水準は一〇倍、四五歳以上の賃金は七倍の上昇率である。扶養人員別に生計費に対する所定内給与の一〇〇分比率（生活余裕度）をみれば、昭和五〇年現在、独身者は一七〇（一・七倍）、夫婦世帯一三〇に対し、子どもが二人いる世帯は一一〇にすぎない。ラウントリの「人間三度貧乏化説」は今も真実である。若者ほど生活は豊かで、中高年層ほど

子どもを育て終えるまでは生活は苦しい。

また、(3)についてみれば、前述の二〇年間における賃金水準の伸び一〇倍に対し、退職金の伸びは四倍にすぎない。厚生年金の標準者高齢年金も定期給与対比では六割近い給付率だが、賞与を含めたものと比べれば四割にすぎない。賞与は厚生年金の保険料および給付額の算定基礎となる標準報酬に入らないからである。前述の二〇年間に賞与は賃金水準の倍の二〇倍にも増加している。それは、賞与は社会保険料および退職金の算定基礎に加えられないことにもとづくであろう。労使は、就労者と引退して行く者との間の力関係の上に立って、明らかに、老後や不時の場合の福祉に回すべき源資を就労時の賃金に「移転」してきたのである。これといい、先の中高年齢から若年層への所得の移転といい、わが国の労働条件や狭義の勤労者福祉の決定は、ますます「先業後愛型」となりつつあり、再検討が必要である。

四 勤労者福祉政策に関する提案

以上の問題に対処するため、次の政策の導入を政府ならびに労使に提案する。

- (1) 中高年齢の雇用保障のため、スウェーデンのような雇用保障法を導入し、また、定年延長を法制化すること。一定比率以上の中高年齢を雇用しない企業には職安人は回さず、また課徴金を課すこと。労使は先任権制を協定すること。
- (2) 「負の所得税」と発想は似ているが、一定の生活余裕度（例えば一三〇）を基準とする所得税率を導入すること。

勤労者福祉の分野であるかも知れない。狭義の勤労者福祉は国民福祉との共通部分であろう。この部分は国民福祉指標体系と勤労者福祉指標体系はニーズの面からは重なるだろう。だから、年金、持家などの国の政策が、他の層に比べ勤労者に偏重しているとしたらそれはまた公正を欠くだろう。

ただ、福祉を推進する主体は、勤労者福祉の場合は政府の他に企業、組合があり、政府にのみ依存すべきではなく、労使が自主的に自力で福祉をすすめるべき分野が多く、労使関係が重要となる。政府は労使が福祉をすすめるやういような政策的に誘導することが重要だ。

- 2 同感である。
- 3 その通りだが、現実には市場メカニズムによる応能主義や企業内の世代間の力関係がかえって福祉を阻害している面もある。労使の自覚にまたなければならないが、市場メカニズムや力関係で基礎的福祉が自主的な労使関係によっては充足されない場合には、例えば定年延長法など国の介入が必要と思う。
- 4 企業と政府の勤労者福祉に占める役割ないし調整は、基本的には政府は画一的なナショナル・ミニマムの保障、企業は個別ニーズに対する対応と、ナショナル・ミニマムに対する補充・付加にあると思う。

質問 二（同志社大学 古米淑郎）

- 1 先任権制の導入はレイオフ制の導入に道を開くことにならないか。
- 2 生活余裕度をはかる基準として所定内給与をとるのはなぜか。生活余裕度を一三〇として課税基準を定めるとの提案だ

(3) 労使は賃金と賃金以外の狭義の福祉をパッケージ決定し、より多くの源資を福祉に配分すること。

(4) 職域福祉の一定の部分を職域をこえてプール化し、全労働者とともに中小企業労働者のために共同化すること。

(5) 社内預金、退職積立金、厚生年金積立金など本来勤労者に帰属すべき源資を勤労者福祉のために還元し、低成長経済移行にもなう源資不足に対処すること。それら積立金の管理・運営に労働者代表の参加を求めること。

報告の細かい内容については末記の文献を参照されたい。

質問 一（東海大学 永山泰彦）

- 1 勤労者福祉体系と国民福祉体系の関連をどう考えるか。国民の七割以上が勤労者なのだから、勤労者イコール国民ととらえて問題ないのではないか。
- 2 勤労者福祉政策は多数決による原理で決定することは好ましくない。福祉を必要とする「弱者」は少数派だからだ。参加方式による民主的方法による合意の形成が必要ではないか。
- 3 勤労者福祉政策は、政府の政策よりは、むしろ団体交渉事項の拡大など、市場メカニズムを生かして、労使の自主によって実現する方が効果的ではないか。
- 4 福祉主体としての企業、自治体、国の分担を明確化する必要があるのではないか。

答 1 たしかに、勤労者イコール国民の社会になりつつある。ライフサイクルの上からいえば、一定の就労期間が勤労者ということになる。雇用、賃金、休日、労働安全衛生などがむしろプロパーな

が、一三〇をとる根拠は何か。

答 1 私は、若年層優遇を結果している終身雇用よりは、むしろレイオフ制と先任権制を同時に導入し、中高年齢の雇用を保障した方がよいとの見解だ。若年層は、バイタリティーがあり、家族責任も少ないが、中高年齢はその逆だからだ。

2 残業手当や賞与は不安定であり、生活は所定内給与でなりたつようにすべきだと考えるからである。

生活余裕度一三〇の根拠は科学的に算定したものではない。人間らしいゆとりのある生活水準を維持するためには、その程度の余裕は必要との推定からである。

（本報告の詳細とでてきた統計や資料については、私の「勤労者福祉と労使関係」（亜細亜大学経済学紀要第十二号）、「福祉とライフサイクル計画」（日本労働協会雑誌一九七六年六月号）を参照していただければ幸せである。）

福祉政策の社会的性格と企業内福祉の不合理性

——企業内福祉措置の廃止論——

山田 一郎

〈専修大学〉

一 問題の提起

欧米など先進諸国の企業に比べて、日本の企業には、いわゆる「日本の経営」と呼ばれる数々の特色（実は概ねは欠陥）があることが指摘されてきているが、その一つは、実に複雑な数々の、しかも特異な性格をもつ企業内福祉の制度ないし措置が、手厚く実施されていることである。一体、そのことが正しいことなのかどうかを、今日改めて再検討を加える必要性を強調し、かつ、左記の理由から、筆者はその積極的な廃止論を展開したいと思うのである。

すなわち、先ず、個別的な企業内福利厚生措置やその福祉資源は、独占的大企業と中小企業とでは雲泥の格差があり、それは福祉政策の基本的な社会的性格——社会構成員の間の機会均等性——平等性などと相矛盾するものである。しかも、わが国の憲法第二五条において、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

と規定している。社会福祉政策は、性質上、これを国家において実施すべきもので、若干の法定福利措置以外は、現在個別的に、か

つ不均等に実施されている企業内福祉措置は一切廃止すべきものである。そして、国が実施する場合の財源措置として、従業員等の規模に応ずる一定率の「福祉税」のごときものを設定して企業に納付せしめる制度を工夫することも一案ではないかということを提言したい。

二 福祉政策の意義とその社会的性格

福祉政策の意義

社会政策の一環としての福祉政策ならびに福祉事業の意義については、多様な見解があり、また種々意見の対立がみられ、必ずしも諸見解の統一がなされているとはいえない現状のようであるが、最近の諸見解を統合して、次の三点に要約されるであろう。すなわち、

(一)、人間の生活に共通して発生する普遍的な社会活動に対する不適応者（疾病、老齢、精神異常など）に対する救済措置ないしサービス供与、

(二)、資本主義的経済機構や制度の矛盾と欠陥にもとづく固有な歴史的性格のもので、現代社会においてとくに著しい個人的、社会的不適応現象に対する対応措置ないし事業（たとえば、中には前記

(一)の普遍的な不適応状態とも重なって発生するものもあるが、貧困、疾病、自殺、離婚、退廃、浮浪、怠惰、犯罪、精神異常など）
(三)、社会福祉の意義に関する最近の幅の広い解釈では、右記のような普遍的かつ資本主義経済体制にもとづく特有の異常な社会的不適応化現象に対するやむをえない対応措置に止まらず、健全な個人に対しても、幸福で快適な生活を理想的に実現するための当為としての対応措置ないし積極的な制度であるというふうに理解されるに至っているものとみられる。

そして、わが国の現状では、何れかといえば、右の(一)及び(二)に対するものとしては、国ならびに地方自治体が行ない、(三)に対しては、相対的にいって、個別の企業がこれを実施しているといえる。

福祉政策の社会的性格

以上のような事態の発生源を追及し、そして不適応状態の現状を分析し、その対応策を研究するのがいわゆる「社会福祉論」ないし「社会福祉学」の任務であろう。門外漢の自分には不明な点が多く、また、とやかく意見をさしはさむ資格はないが、この学問の体系化もなかなか困難で未だこの状況にあるようである。だが諸現象をあれやこれやと追う個別的アプローチだけに終始することなく、統一的、体系的アプローチが望まれる次第であるが、そうしたことは専門家の努力に俟つこととし、また、そのご教示を仰ぐこととして、ここでは序論趣旨に即し、福祉政策の社会的性格に鑑みて、いわばその原則とでもいべきものについて筆者の考えることを次のごとく強調することに止める。

(一)、平等性の原則（必要とされる被対応者が平等にうけるべきこと）
(二)、機会均等性の原則（とくに、制度利用の基準が何人にも均しく開かれていること）
(三)、連帯性の原則（とくに費用負担について）
(四)、消費生活における手段選択の自由の原則（とくに前項(三)の福祉政策に関し、教養、娯楽、スポーツ、その他に関し、どのような施設や事業を利用するかを選択は利用者の選好に俟つべきこと）

三 企業内福利厚生措置の現状

次に、然らばわが国の企業内福利厚生措置の現状はどのような状態にあるかを概観しなければならぬ。

そのアイテムと範囲

各企業が個別的に行なっている福利厚生措置には実に多様なものがあり、区々でかなり広範囲にわたっており、容易には捕捉し難いものがあるが、一般的なものを拾いあげて要約的にグループニングすれば左記の通りである。

- ①生活関連施設（住宅、給与——各種の諸手当、販売、配給、修理、生活指導など）
- ②経済施設（金融、共済、社内預金、育児、育英、その他）
- ③保健衛生施設（医療、保険など）
- ④体育施設（体育、教育、娯楽施設など）
- ⑤社会保険関連施設（海の家、山の家、その他）

⑥退職者の生活保障施設（退職一時金、企業年金、娯楽山的人事政策による関係会社への経済的負担強要による救済措置など）

福利厚生費支出の現状概観

これについては各種の機関によるいろいろの調査統計があるが、紙幅の都合上、残念ながら、詳細はここでは割愛せざるをえない。

主として、大蔵省理財局が、資本金二〇〇万円以上の全産業につき、産業別、規模別に行なった標本調査（五〇分の一）を掲げれば別表の通りである。

これによると、昭和三十七年下期における福利厚生費支出額が約二、〇〇〇億円（年間では倍額となる）で、同期の従業員給与支出額に対する割合は一一・八％に上っている。産業別では、電気、ガス、鉱業などが多く、規模別では、二一九・九百万円では九・一

％、一〇〇—一九九・九百万円では一八・一％で小規模企業ではその半分にしか当たらない。ここに筆者の指摘する著しい格差があり、不平等だという所以である。資本金二〇〇万円以下の小企業ないし零細企業となると推して知るべしである。

従業員給与に対する福利費の割合
（金融、零細企業、合名、合資会社は含まず）

〈別表〉

1. 産業別 (単位百万円)	従業員給与(A)	福利費(B)	B/A
全産業	1,769,384	206,567	11.8%
農林・水産業	15,482	1,501	9.7
鉱業	86,016	15,320	18.0
建設業	128,363	11,672	9.9
製造業	998,417	115,498	11.5
卸・小売業	221,438	21,998	9.8
不動産業	10,096	1,004	10.0
運輸業	221,182	25,141	11.8
電気	40,632	9,574	23.6
ガス	8,042	1,700	21.3
サービス	39,676	3,160	8.2
2. 規模別 (単位百万円)	従業員給与(A)	福利費(B)	B/A
① 2—9.9百万円	406,654	36,963	9.1
② 10—49.9 "	193,385	19,215	9.9
③ 50—99.9 "	93,953	9,691	10.3
④ 100—999.9 "	374,835	40,627	18.1
⑤ 1,000以上	700,518	100,071	14.2
合計	1,769,344	206,517	11.7

なお、企業内福利厚生費一人当りの支出実額については、東洋経済新報社が昭和四〇年七月に行なった詳細な調査報告がある。（統計表示は省略）、それは、資本金五億円以上、従業員五〇〇人以上、二三一社についての集計である。それによると、総労務費に対する福利厚生費支出の割合は全産業平均で九・四一％で前記大蔵省調査のものより下廻っている。そして、総福利厚生費中、法定外支出の割合は全産業平均で五八％となっている。

また、日経連調べでは退職金を含めて対労務費一七％に上っているが、何れも上記の公式諸統計では筆者の推定より著しく低い。筆者自ら企業経営に携った体

験的推計では、彼を総合して三〇—三五％ぐらいに上っている筈である。なお、諸外国では、基準賃金に対する割合はイギリスが六％、アメリカが一・二％と報告されている。フランスが二七％と著しく高水準だが、詳しい事情はここでは割愛せざるをえない。とにかく、わが国のそれは国際水準を上廻っていることだけは確かである。問題なのは、支出金額もさることながら、企業内福利厚生措置の性格如何にある。

わが国における企業内福利厚生措置の基本的性格

果してそれが良いのか悪いのか、その功罪如何が問題の焦点である。これについて、筆者は次のごとく考える。

(一)、それは特異な性格をもつわが国の資本主義経済体制の特質からくる企業エゴイズムの発現であること、

(二)、伝統的な家族主義的—企業一家の温情主義や非近代的な家父長的リーダーシップに藉口し、それを典型的に利用することと重層構造をなしつつ恩恵的性質をもつこと、

(三)、それによって、企業は従業員の企業エゴイズムを増大せしめ、労働者としての階級意識を鈍化せしめ、階級的な連帯性を妨げ、特有の企業別労働組合形態と相俟って、一層企業にとって有利な条件を作っていること、

(四)、すなわち、従業員の帰属意識や忠誠心を喚起、蘊醸することに利用してきていること、

(五)、最大の弊害は、同じ社会の労働者として働きのながら、独占的企業と中小企業、とりわけ、零細企業とではそこに著しい格差が

あり、極めて不平等であり、反社会的な性質をもったものであること。

とくに、企業による個別的な実施は、日本人一般の市民的形成と自覚を妨げ、また、企業をして閉鎖的な社会たらしめていることに役立っているものであることを忘れてはなるまい。

四 結びとして—その解決の方向

企業内福利厚生措置は、若干の法定のもの以外は一切これを廃止し、何らかの方法でこれを社会的に実施し、社会的に利用する方向を考慮することを積極的に提言したい。

企業はその支出額を速やかに給与水準の増額に廻すか、あるいは、公的な財源捻出の方法として「社会福祉税」のごときものを工夫して、企業から徴集する方法を考慮することも一案かと思う。（報告の要約）

— 以上 —

現代消費者政策の一考察

小谷 正守

〔熊本商科大学〕

(一)

資本主義的商品生産のもとにおける消費者問題は、いうまでもなく生産の社会的性格と取得の私的・資本主義的性格との矛盾、いわゆる「基本的矛盾」を基礎にして発生し展開する。したがって消費者問題は資本主義の発展過程において、基本的矛盾を内在的に繋縛しつつ疎外された労働を通じて、究極的には流通過程での商品現実においていっそう深化し拡大する。

まず、消費者問題の基礎理論を明示しておこう。消費者問題の直接的主体者はいうまでもなく消費者である。資本主義的商品生産のもとでの消費者はその過程でみれば流通過程における商品の購買者としてあらわれる。商品流通における売り手と買い手の接合における商品の交換こそ消費問題の所在を形成する。とはいえ、資本主義的商品生産のもとでは消費者である前にまず労働者でなければならぬ。労働者の労働過程がそれである。かれはそこでは直接実際に生産の仕事を担当するが、しかしその生産物の所有者でもなければいわずに売り手でもない。そこに定在するのは資本による労働とその生産物の支配権である。労働者にとって唯一のことはかれ自身の労働力の資本家への販売であり搾取関係に規定されてうけとる賃金

である。

このようにして資本主義的商品生産のもとでは、消費者と労働者が同一のものでありながら資本の再生産に包摂され、労働過程において労働者、流通過程において消費者という二面性に帰属するのである。また、ここでは労働者が労働過程で生産する生産物から疎外されているが故に、流通過程では買い手たる消費者として再び登場しなければならない必然性をもち、またそれ故に消費者問題が発生する。そこで、労働過程では労働者、流通過程では消費者という二面性をもつものの総称をここでは勤労的消費者（以下単に消費者というときはこの意味を含んでいる）と規定しておこう。したがって消費者とは、労働力の販売によって得た賃金収入で生活資料のすべてを購入しなければならぬということの基本的関係のなかに消費者問題の根因をもっている。このことはまた資本の再生産に包摂された消費者にとって二つの方向に対応しようとする。労働者として労働力をより高く売り賃金収入を多くえるための方向と、他は消費者としてよりよい商品をより多くより安く購入しようとする方向がそれである。前者の方向をめざす運動が労働（者）運動であり、後者のそれは消費者運動である。この二つの運動は密接不可分の関係にたっており、相互補完的な克服の方向をめざそうとする。

(二)

消費者問題の主体者は消費者であるから消費者自身による問題解決が試みられるのは当然である。けだし、資本主義の自由競争段階でもその解決の制約は免れない。第一に、市場における需給関係に対応する売り手と買い手の競争は、たしかに消費者のもつ購入決定権が合理的に作用するかにみえる。しかし、売り手に対応するのは個々の消費者であって集団ではない。個々の消費者は賃金収入や欲求度を異にする限りその購買力や数量に限度があるということである。それに関連して第二に、消費者の限定された賃金収入によって購買しなければならぬのはかれらの生活資料のすべてである。購買条件の不利益に対抗するため消費者主権の発動によってこの生活資料のすべてを不買にすることは不可能であり、逆に一度に多量の商品を購入することも購買力の制約や商品ストックそのものの限界もあって到底不可能であることはいうまでもない。このような諸条件が消費者の経済的主体性をいっそう弱めている。市場経済における消費者の個別的行動がこのような状態におかれている限り、消費者主権は全くの形容矛盾といわざるをえない。

このような原則は独占段階においても不変であるばかりでなく、消費者の主体的行動はいっそう制限され地位の弱体性を強化する。すなわち独占資本による資本主義的収奪機構をいぢるしく高度化し複雑化することによって流通支配の強化、消費者支配・操作を激化するからである。独占資本による消費者収奪は単に独占価格だけに及ぶのではない。独占価格を基礎とした商品の諸属性にも総括的

に定在する。このことが消費者問題をさらに複雑化し深刻化せしめている。さらに看過してならないのは、国家を利用してインフレーションの造出が消費者の収奪を強化しているということである。個々の消費者による消費者問題の対処がその限界をいっそう狭隘にするのもそのためである。

(三)

現代資本主義経済のもとでの国家の役割とは、独占資本の目的遂行のために、内部志向的には独占資本との癒着による資本主義的商品生産の社会的存続とその維持にあり、外的志向においては、独占資本の世界市場での販路拡大と、資本投下の領域拡大のために強力な公権力の行使を演ずることである。消費者問題が内延化するだけでなく外延化するのはこのためである。経済政策の分岐を占める消費者政策の主体はこのような国家あるいはその代行機関にある。

いうまでもなく資本主義的商品生産のもとでの生産、分配、交換消費の諸経済活動を構成する諸契機のうちで生産があらゆる活動の出発点であり、他の諸活動を方向づけるので経済政策体系のうち生産活動に繋る分野、例えば産業政策なかならず商工政策がその目的を達成するに十分に条件を満たさばかりでなく、またそのような史的的政策体系が経済政策の唯一の方向づけがなされてきた。かつてわが国資本主義が国是としての殖産興業や富国強兵を楨杆にいちじるしい発展をとげ、戦後も経済政策が産業政策に偏倚した政策体系で高度成長を達成したことも如実にそれを示している。したがって、このような政策体系の一貫性は戦前も戦後もともに消費者問題に繋

る消費者政策はつねに政策体系の埒外におかれてきた。それとは逆にむしろ産業政策や商工政策の目的を達成するための手段として消費者政策を利用するという方向づけがなされた。戦前、戦時、平時の「欲しがりません勝つまでは」「ぜいたくは敵だ」などのように、まさに労働力の再生産を最低限度に抑制する耐乏生活の国家の強権力の発動、消費の悪徳、これが戦後転じて「消費者は王様」「消費は美德」の消費思想の発想は消費者政策の手段化であった。したがって消費者政策の目的が消費者利益の確保やその擁護にあるといっても、それはあくまでも「独占資本に奉仕する消費者」の原則を無視してその目的が達成されるわけではない。現代の消費者が独占資本のもとで経済的制度的に支配従属関係の底辺を形成している以上、取引の客体を特定する際に特定の企業に從属し、その限りにおいて消費者がうける特定の不利益を他に転嫁することがもはや不可能な主体者を形成するものこのためである。まして消費者政策の一環としての消費者の権利の擁護といっても権利の侵害に対する違法性や制裁が問われないとすれば、消費者政策の実効性は無内容であるといえよう。

(四)

消費者政策の手段とは、いわゆる賢い消費者づくりのための消費者教育や消費者啓発や啓蒙あるいは消費者組織、商品テスト、苦情処理といった部分的、画一的、個別的でしかも官制的な処理だけ的手段につづるのであれば不十分である。これまでこのような政策手段がいかに消費者の不満を湧出させてきたかは明白であろう。

消費者の商品購買決定における取引条件とは、いつ(時間)どこ(場所)だから(売り手)いくらで(価格)どれだけ(数量)どのような商品を(種類)いつ製造したものを(製造年月日)何のために(欲求度と使用目的)だれのために(消費する特定者)どのような条件で(契約条件)というような複雑な購買プロセスを経由しておこなわれる。さらに個々の消費者の商品知識や購買知識がこのような購買決定プロセスに加重されることはいうまでもない。消費者政策の手段はこのような購買決定プロセスにおける不利益を最少限に予防するものとして、例えば不当、不安でかつ欠陥のある商品を作らせない、売らせない、買わせない、買わない、という政策手段の体系の整備にある。特に法体系の整備にはその違法制を厳しく制裁化する必要がある。ことにわが国においては、経済法に対する違法の制裁が軽いこと、またその制裁に対する罪悪感の感受性が他の法律体系と比較していちじるしく低いのはいつにかかって制裁基準が極めて低い点に求められよう。消費者政策よりも産業政策が優先される所以であろう。このことを極論すれば個々の消費者の生存権や生活権よりも産業政策が優先されることを意味する。そこに現代の消費者政策の限界性が明示的にされるのである。

(参考文献)

森下二次也『現代の流通機構』一九七四年、世界思想社、

学会記事

第三三回大会について

日本経済政策学会第三三回大会は、一九七六年五月二八日(金)、二九日(土)、および三〇日(日)の三日間にわたって、神戸大学経済学部において開催された。

第一日(五月二十八日)は、本年度大会共通論題として設定された「安定成長下の福祉政策」の研究報告および討論の日にあつた。午前一〇時、新野大会準備委員長の開会の辞をもってはじまった。なお、報告者は宮本憲一(大阪市立大学)と丸尾直美(中央大学)の両氏であり、予定討論者藤田晴(大阪大学)、小松雅雄(早稲田大学)および百々和(神戸大学)の三氏との間にきわめて活潑な討議が展開された。座長は気賀健三(慶応義塾大学)と柏崎利之輔(早稲田大学)の両氏がつとめられたが、わが国の将来を卜する論題であるだけに、両座長の運営の見事さもあつて、収穫の豊かな一日であつた。

第二日(五月二十九日)は、自由論題研究報告にあつてられ、三分科会にわかれて、合計一四の報告および討論が行なわれた。すなわち、同日午前中は、第一分科会では田村泰夫氏(広島大学)を座長として、夏目隆氏が「異時的な最適化メカニズムについて」報告

され、斉藤謹造氏(大阪大学)が討論者となつた。続いて、妙見孟氏(名古屋市立大学)が「政策モデルの動学的構造と安定性」について報告され、稲尾満春氏(名古屋大学)が討論者として質疑された。第二分科会は、加藤誠一氏(立教大学)が座長となり、長谷川秀男氏(高崎経済大学)が「フランスの中小企業と準統合」について報告された。予定討論者は佐藤芳雄氏(慶応義塾大学)であつた。続いて、飯尾要氏(和歌山大学)が「経済政策とサイバネティクス」について報告、島和俊氏(東海大学)がこれに対して予定討論者として討議された。さらに、第三分科会では、石井金之助氏(桜美林大学)が「廃棄物処理計画の再検討—経済政策として—」の環境保全計画—」について報告された。予定討論者は鈴木守氏(明治学院大学)であつた。

一一時四五分からは昼食のため休憩に入つたが、その間会議室で理事会がもたれ、一二時三〇分からは二六三号室で会員総会が開かれた。大会運営については、第一日目の午後五時すぎより神戸大学六甲台教職員会館において、常務理事・幹事会がもたれ、その結果を、二日目の理事会に諮り、承認をえたいうを行なわれた。会員総会では、藤井茂常務理事を議長として、山中篤太郎代表理事による本部会務報告、加藤寛常務理事による会計報告、磯部喜一監事よりの会計監査報告の順で進められた。そのあと、年報編集についての報告のほか、各部会の会務および会計報告が例年通り報告され、いずれも承認された。午後また、三分科会場にわかれて研究報告が行なわれた。まず第一分科会では、板垣與一氏を座長として、香川敏幸氏が「ユーゴの市場社会主義経済システムの制御可能性をめぐって—財政・金融および所得政策を中心—」報告、大野喜久之輔氏(神戸大学)が予定討論者となつた。つづいて、五井一雄氏(中央大学)が「東独型経済改革の特質と問題点—計画と市場の問題を中心にして—」について報告され、野尻武敏氏(神戸大学)が

討論者として立ち、質疑応答をくりかえした。最後に、向井利昌氏（神戸大学）が「経済体系と経済体制」について報告、酒井正三郎氏（南山大学）が予定討論者として討議に加わられた。

第二分科会は午後は藤井茂氏（南山大学）を座長として開かれた。ここではまず大西昭氏（創価大学）が「南北の対話と連帯の経済政策―世界モデルによる検討―」について報告された。予定討論者は中内恒夫氏（国際基督教大学）であった。続いて、池田勝彦氏（関西学院大学）が「日本の直接投資と東南アジアの市場競争」について報告、村上敦氏（神戸大学）が討論者となった。この分科会の最終報告者は小島清氏（一橋大学）であり、報告題目は「先進国間直接投資の理論と政策」、これに対して池本清氏（神戸大学）が討論者となった。

午後の第三分科会は鈴木徹三氏（法政大学）を座長とし、まず小谷正守氏（熊本商科大学）の「現代消費者政策の一考察」（予定討論者は広島大学の田村泰夫氏）から始まった。ついで藤田至孝氏（亜細亜大学）が「勤労者福祉と労使関係」について報告、これに

対して、永山泰彦氏（東海大学）が予定討論者を行なった。最後に、山田一郎氏（専修大学）が、清水嘉治氏（関東学院大学）を予定討論者として、「福祉政策の社会的性格と企業内福祉の不合理性」について報告した。

第三日（五月三〇日）は、専門部会として「計画の再検討」をテーマに、午前九時三〇分から開かれた。座長は清水嘉治氏（関東学院大学）、報告者は尾上久雄氏（京都大学）と中村隆英氏（東京大学）のお二方であり、総括討論者としての加藤寛氏（慶応義塾大学）との間に活潑な討議がなされた。専門部会が終ったのは午後一時すぎであるが、そのあとまた科学研究費によって共同研究を行なってきた専門部会の特定メンバーによる研究会が、場所を六甲山上の住友銀行の寮に移して、二日にわたって開催された。

大会に連続して専門部会を開くのも、これが最後になり、以上のようにして、三日間にわたる研究会も終了した。ただ、私としてはこの機会に準備委員長として多くの方々にお詫びをするとともに感謝の辞をのべることを許して頂くようお願いしたい。まず報告者と討論者に対してはすぐれた報告・討論を頂

いたことにお礼を申し上げたい。また、各座長については、私の不手際もあって、いろいろご迷惑をおかけしたことをお詫びし、にもかかわらず見事な議事運営をして頂いたことに心からお礼申し上げたい。さらに、神戸大学の全会員、学生諸君および研究助成掛の職員は大会運営の陰の力として多くの労苦を引受けて頂いた。あらためて、謝意を表したい。

（新野幸次郎記）

関東部会研究会報告

昭和五十一年度の関東部会は、「高齢化社会の経済政策」との共通論題のもとに、亜細亜大学において、十一月二十七日（土）午後にもたれた。この共通テーマは、昭和五十一年度全国大会のテーマ「安定成長下の経済政策」と昭和五十二年に予定されている全国大会のテーマ「産業構造転換の政策」の連続線上で取扱われるべき課題として設定された。すなわち、人口動態統計の示すところによれば、労働力の供給量は長期的に供給減退傾向にあり、労働力の年齢構造の高齢化を惹起している。この現象は、産業構造の態様を

変える一つの主要な因子であり、経済政策がこれにどのように対応するかが、第一の問題点である。次の問題点は、いわゆる高齢者福祉一般にかかわる事柄であり、経済政策一般の問題として、これを如何ようにとりあげたらばよいか、ということである。

かかる問題意識のもとに、関東部会はもたれたのである。報告者と演題ならびに討論者は次のとおりである。

- 第一報告 「高齢化社会と経済成長」 大淵寛氏（中央大学）
- 第二報告 「人口高齢化と福祉」 市川洋氏（通産省）

総括討論 藤田至孝氏（亜細亜大学）
報告および討論の要旨は、以下の通りである。

第一報告

大淵報告は、まず人口高齢化の概念を明らかにし、その推移と見通しを明治から昭和一二五年までの長期にわたって分析し、次いで今後における急速な人口高齢化の進行が経済成長に及ぼす影響をおよぼすかを考察し、最後にそれがもつ政策的インプリケーションを述べてむすんだ。

まず、人口高齢化を人口の歳別現象ととらえ、その中心的指標を老年化指数に求め、その過去における推移と将来見通しについて報告した。人口高齢化の基本的要因は出生率の低下にあり、先進国にのみ見られる現象である。わが国において人口高齢化が問題とされるのは、今後におけるそのペースがあまりに急速である点に存する、と資料にもとづいて指摘した。

明治におけるテーク・オフ、戦後における高度成長をより容易にした人口要因的側面を分析した後、それとの対比において、今後の人口高齢化がもつであろう経済成長へのインパクトについて見解を述べた。人口高齢化は、従属人口指数の上昇、労働力人口高齢化を導き、それは生産、需要の両面にわたって、経済成長を抑える要因として働らくとともに、産業構造の変化を導くであろう、との見解である。

最後に、政策的インプリケーションとして、人口要因は経済政策にとっては与件であり、人口高齢化が低成長経済への移行を必然とするのであれば、産業構造政策をはじめとする経済政策を、むしろそれに適合させて行

くべきであろう。真の「高齢社会」の到来までには、幸にしてまだ時間的余裕があるので、適合のための政策的準備は十分可能であると結んだ。

第二報告

市川報告は、まず人口高齢化の要因を分析した後、老人福祉を主として医療の面からその現状と問題点を明らかにし、今後の老人医療政策について見解を述べた。

大淵報告が人口高齢化の要因を出生率の低下に求めたのに対し、市川報告は平均寿命の延長、死亡率の低下に求めたことは対照的であった。

次に、老人の罹病率を年齢別・個別病名ごとに詳細な資料にもとづいてとりあげ、医療需要が五五歳以降急増することを明らかにした。他方、受療率は七〇歳以降急増する関係がみられ、それは現在の医療政策とは無関係ではないであろう、との指摘がなされた。

今後、人口高齢化にともない、医療への需要が急増することは疑いない。現在、わが国の社会保障は医療保健に偏重していることは否定できないが、医療供給増加政策の推進は将来の課題であろう。その際、とくに不足す

るのは福祉労働である。これを国家がすべて負担するには膨大な費用をとまらう。社会的連帯にもとづくボランティア活動の推進が急務である、と強調した。

総括討論

藤田氏は、ハロッド・ドーマー・モデルにあてはめて、大淵報告を分解し、コメントした。高齢化社会が、労働力の量的供給と質の面にわたり変化を与え、生産と生産性に影響をおよぼし、また、貯蓄、投資、資本係数に与える影響についてふれ、それが経済成長に与えるマイナスについて大淵報告と同意した。ただ、これらの現象は、高齢化の段階によってあらわれ方はことなるであろうし、また、仮説は十分検証されているわけではないので、今後学界としては、例えば高齢化にもなう労働能力低下と効率への影響などについて、学際的研究の推進が必要であろう、と指摘した。

市川報告に対しては、老人福祉政策の政府、企業、個人のシステマ的な協力関係についてコメントがなされた。

藤田氏は、最後に、高齢化社会への対応においてはわが国は公害の例における轍を踏ん

ではならない、ことを強調して総括討論を結んだ。

一般討論

一般討論では、いずれの報告、総括もどちらかといえばベシムスティックな、運命的なとらえ方をしていることに対して、また、外人労働力の輸入、高齢化と進学率上昇が同時に進行するもとのわが国製造業の将来、産業構造の転換、ボランティアの政策的推進の問題点などについて活潑な討論が行なわれた。

(板垣與一・加藤壽延)

中部部会 部会報告

中部部会の昭和五十一年の部会活動は、工場見学会と地方大会を中心として、左記の通り行なわれた。

一 工場見学会

(日時) 昭和五十一年十一月二十三日(金)

午後一時半〜午後五時

(見学工場) 新日本製鉄名古屋製鉄所
約二十名の会員が参加して詳細に見学、工場側の説明にしたがって予定時間をはるかに超えて熱心な討論が行われた。

二 第十一回中部地方大会

(日時) 昭和五十一年十一月二十四日(土)

午前十時〜午後五時

(場所) 名古屋市立大学経済学部

準備委員長 柴田裕教授

(研究発表及び討論)

・午前の部 座長 名古屋大学 稲毛満春
(i)人口と経済、一考

報告者 三重短期大学 木村徳丸

討論者 東邦学園短期大学 杉本公義

本報告では、人口増加率は各経済支出項目に対して異なった対応をするということに着目し、そのことを組込んだ基本モデルをベースにして、最適政策経路選択のためのメニューの作成とその吟味がなされた。

(ii)後進国の経済的停滞の一解釈

報告者 名古屋学院大学 大西高明

討論者 愛知大学 菅沼澄

いくつかある経済停滞理論のうち、本報告ではとくに低所得均衡の理論をとりあげ、それを詳細に展開し、経済援助の政策的インプットが提示された。

・午後の部 座長 名古屋大学 藤井隆

(iii)海洋開発と所得分配

報告者 岐阜経済大学 山田健治

討論者 名古屋商科大学 寺町信雄

本報告では、まず海洋資源開発とそれに伴う分配がどうして問題になってきたかを概括し、次に開発方式をケース別に理論展開して分配問題を明確化し、最後に漁業利用対鉱物資源開発という視点から、海洋資源開発の問題点が言及された。

(iv)中部産業の発展課題

報告者 中部経済連合会 外山公司

討論者 南山大学 中村精

本報告では、まず東海地方の産業の発展経過と問題点および現状を概括し、次にそれを踏まえて、明日への発展課題が各項目別に詳細に言及された。

(以上地方大会記録より)

さて中部部会ではかねて次回地方大会を富山大学で開催する予定で準備をすすめていたが、富山大学の都合もあって、今回の第十二会中部地方大会は、岐阜経済大学(大垣)にて開催とし、準備委員長を名和統一教授に依頼した。多数会員より希望のあった北陸での開催は、前田敬四郎教授の帰国をまわって金沢

大学で開催する予定ということで了承された。

なほ今年度も新入会員の増加があり、正会員一二名となった。

(梅下・藤井記)

関西部会

大会運営のこともあって、今年度はお約束していた部会研究会を開くこともできず大変申し訳ない結果に終わった。五十二年には、幹事会の再検討も含めて倍旧の活動を期していることを報告して、大方のご諒解をえたい。

(新野幸次郎記)

西日本部会

第二十二回部会総会において、すでに承認された第二十三回の部会研究発表会は、当番校山口大学の浜田峰夫教授のお世話により、予定通り開催された。しかし、開催まぎわになって、国鉄のストで開催期日に変更はあったものの、すべて順調に行なわれ、これには開催校関係者一同のご協力とご支援があったことをはじめてきたものと確信し、厚く御礼申しあげたい次第である。第二十三回部会

は、昭和五十一年四月二十七日、宇部市宇部興産株式会社社会議室において行なわれ、「地域における公害対策事例——いわゆる宇部方式について——」を研究課題として、山口大学医学部教授野瀬善勝氏と宇部興産株式会社常務取締役藤川三郎氏の貴重な報告を聞いたのち、直ちに宇部地区工場施設の見学、さらに石灰石輸送専用道路を経由して、伊佐セメント工場および採石場まであしをのぼし、じかに現場を見回って、午後五時頃にすべて予定された行事を滞りなく終了した。参加された会員は多大の感銘を受けられたようである。

第二十四回部会研究発表会は、福岡大学を主催校として、昭和五十一年十二月十一日(土)に開催した。プログラムは次の通りであるが、多数会員の出席を得て、これまた盛会であった。

- 1 景気の下向転換について
- 2 イタリアにおける住宅政策の特徴について
- 3 熊本商科大学 高瀬 泰之氏

農家の資産選択と共済

鹿兒島経済大学 野元 健作氏
 なお、右研究報告会終了後、引きつづき部
 会総会を開き、席上、幹事よりすでに計画が
 進められている昭和五十二年の春季部会を沖
 縄で開くことは、沖縄の諸般の事情により一
 年延期せざるをえないとの報告があつて、出
 席者の諒承を得た。さらに、役員改選に伴な
 い、本部会の新理事の推薦、および選出の方
 法について、幹事からも報告があつて、会員
 のご意見を伺った。結論は前者の五十二年春
 季部会の開催校および後者の新理事選出の件
 は、ともに事務局に一任することとなり、今
 後の交渉の結果を待つことと意見が一致し、
 閉会となつた。

(施 昭雄記)

昭和五一年度新入会員名簿
 案浦 崇 福岡大学
 浅野 克己 駒沢大学
 橋本 英三 名城大学
 平野 絢子 慶応義塾大学
 荻田 誠一 大阪市立大学
 長谷川勝男 日本大学
 池 禎三 愛知県統計課
 犬塚 昭治 名城大学

石井 俊之 金沢大学
 伊藤 喜栄 "
 伊藤為一郎 独協大学
 井内 弘文 三重大学
 川野辺裕幸 慶応義塾大学
 慶野 征翁 三重大学
 甲斐 明 福岡大学
 菊浦 紀明 九州学院大学
 柿野 欽吾 名古屋学院大学
 冠 竜幸 台湾大学
 倉田 貞 三重大学
 黒川 和美 法政大学
 丸山 紘一 野村総合研究所
 松本 保美 日立
 村上 雅子 I・C・U
 永野弥三雄 函館大学
 永井 進 法政大学
 中島 照雄 足利工業大学
 西谷 瑛光 九州学院大学
 大林 弘道 神奈川大学
 大岩雄次郎 国際商科大学
 佐伯 尤 関東学院大学
 佐野 久綱 第一経済大学
 関谷 登 東北学院大学

新改 和人 九州学院大学
 鈴木 博 酒田短期大学
 田中 啓一 日本大学
 田代 進 九州学院大学
 寺中 良二 駒沢大学
 内山 隆夫 同志社大学
 上山 邦雄 城西大学
 海野 八尋 金沢大学
 浦城 晋一 三重大学
 吉田 勇 福井大学
 吉川 光治 青山学院大学
 吉野 紀 駒沢大学
 上官正一郎 神戸大学
 大西 康雄 尾道短期大学
 本部宛贈刊行物

雑誌名 発行所
 共石時代 No.34~40 共同石油株式会社
 証券投資信託月報 証券投資信託協会
 No.795
 商工金融二六巻 商工組合中央金庫
 情報処理研究 No.6 電力中央研究所
 電研報 No.38~42 " "
 電力経済研究 No.10 " "
 電力需要指数 Vol.13, " "
 14

東京銀行月報二七巻 東京銀行
 東北開発研究 75/7, 東北経済開発センター
 76/4, 76/80
 日本学術会議月報 日本学術会議事務局
 朝鮮学術通報 在日本朝鮮人科学者協
 Problems of Comm- アメリカ大使館情報文
 unism 1976. 化局

総合研究所報一九七
 五・三・一九七六・ 龍谷大学
 三・九
 東京商船大学研究報 東京商船大学
 同志社商学二七巻 同志社大学商学会
 四・五・六
 福岡大学院経済論叢 福岡大学
 二〇巻三、二一巻一

経済論集 新潟大学
 経済研究 成城大学
 経済論集二六巻一、 関西大学
 二、三、四、五、 竜谷大学
 経済学論集一五巻一、
 二、三、四、五、 " 竜谷大学
 経済学論叢 " "
 研究年報一九七六年 神戸大学
 国際商科大学論叢一 国際商科大学
 三、一四号
 産業経済研究一七巻 久留米大学
 産業貿易研究所報 桃山学院大学
 産業経営 早稲田大学産業経営研
 究所
 社会科学研究年報 竜谷大学

編集後記

今年も昨年と同様に全国大会開催までに年
 報を刊行することが出来た。ひとえに、年報
 執筆に優先権を与えられた大会座長・報告者
 各位のご協力によるものである。
 一九七六年五月神戸大学経済学部で開催さ
 れた第三三回全国大会報告にもとづいて編集
 された本年報二五集は、学会予算の制約のた
 めに、書評・学会展望を、カットせざるをえ
 なかった。会員各位のご諒承を得たい。来年
 の年報では、ぜひこれらの項目を復活させる
 よう努力するつもりである。
 さいごに年報編集にご参加いただいた加藤
 壽延(関東)・藤井隆(中部)・新野幸次郎(関
 西)・施 昭雄(西日本)の各部会幹事諸氏、
 編集実務に協力を惜まれなかった吉家清次幹
 事および勁草出版サービスマンの方々の方々に
 厚くお礼申上げる。

(中村秀一 郎記)

- “Government’s Role in the Present Economy in Japan” (1961)
- “Economic Planning in Japan” (1962)
- “Big Business and Economic Policy” (1963)
- “Economic Policy of Regional Development” (1964)
- “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
- “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
- “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
- “Economic policy during Post-War Twenty Years” (1968)
- “Capital Liberalisation and Economic Policy” (1969)
- “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
- “A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)
- “Pollution and Economic Policy” (1972)
- “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
- “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
- “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
- “Resource Problems and Economic Policy” (1976)

The Association is administrated by a board of 23 members elected every three years.

Present members are: T. Yamanaka (Prof., emeritus, former President of Hitotsubashi Univ.), K. Fujita (Prof., former President, Osaka Economic Univ.), H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), M. Komatsu (Prof., Waseda Univ.), S. Sakai (Prof., Nanzan Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Ito (Prof., Chiba Commercial Univ.), Y. Itagaki (Prof., emeritus, Hitotsubashi Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kantogakuin Univ.), K. Kiga (Prof., Seijo Univ.), T. Suzuki (Prof., Hosei Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), T. Takeda (prof., Tokyo Univ.), H. Kumagai (Prof., Osaka Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), S. Fujii (Prof., Nanzan Univ.), H. Matsuo (Prof., Sōka Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), H. Kato (Rrof., Keio Univ.), M. Umeda (Prof., Fukuoka Univ.),

Dr. T. Yamanaka, one of the founders of the Association has been elected the chairman of the Association since 1958. As the administrator of the head office Prof. H. Kato and as editon in chief of annual reports Prof. H. Nakamura are appointed.

The Association adopts as one of its objects the cooperation with the similar foreign associations, though the society has not yet afforded to realize the effectual steps toward this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaison in various forms by financially possible ways.

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, MITA MINATO-KU, TOKYO, JAPAN

KANSAIBRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE

CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA

NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAI SEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. 22 volumes of annual reports have been published until 1972, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association for the commemoration of its 15 years' anniversary.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- "Conditions of Economic Independence for Japan" (1950)
- "Patterns of Economic Control" (1951)
- "Planning in Economic Policy" (1952)
- "Industrial structure and Economic Policy" (1953)
- "Policy for Self-supporting Economy of Japan" (1954)
- "Japanese Post-War Economic Policy" (1955)
- "Post-War Economic Policy in the World" (1956)
- "Objects and Methods of Economic Policy" (1957)
- "Types of Economic Planning" (1958)
- "Structural Analysis and Economic Policy" (1960)

Economic Policy of Dialogue and Solidarity between
North and South—Using Global Economic Model—.....*Akira Onishi*
Industrial Organization of the Textile—Industry in
Thailand with Special Reference to Japanese
Direct Investment—..... *Katsuhiko Ikeda*
Direct Foreign Investment between Advanced
Industrialized Countries..... *Kiyoshi Kojima*
Welfare Policies for Works and Labor Relations in Japan ...*Yoshitaka Fujita*
Social Nature of Welfare Policy and the Irrationality
of Fringe Benefit-Measures within Each Enterprise
—Insisting on their Abolition.....*Ichiro Yamada*
A Study of Consumer Policy *Masamori Kotani*

安定成長下の福祉政策

1977年5月20日 第1刷発行 価 2,100.

編 者 日本経済政策学会
発 行 者 井 村 寿 二

発 行 所 東京都文京区 株式 勁 草 書 房
後楽 2-23 15 会社
振替東京5-175253・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替します 大日本法令印刷・小深田製本

3333-932503-1836

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1 9 7 7

No. 25

CONTENTS

Introduction *The Program Committee*

ARTICLES

Social Welfare and Environmental Policy at the Turning
Point..... *Kenichi Miyamoto*

Four Dilemmas of Social Welfare Policies under
the Slower Rate of Economic Growth..... *Naomi Maruo*

Summary *Toshinosuke Kashiwazaki*

DISCUSSIONS

Types of Planning Re-examined,—Preference Systems
of Targets and Instruments—..... *Hisao Onoe*

Economic Planning, A Reappraisal—A Summary of
Experience in Japan—..... *Takafusa Nakamura*

Summary *Yoshiharu Shimizu*

REPORTS

On the Mechanism for Efficiency and Equity over time ... *Takashi Natsume*

Stability in Dynamic Economic Policy Models *Hajime Myoken*

La petite et moyenne entreprise de la France et la
quasi-intégration *Hideo Hasegawa*

Economic Cybernetics and Economic Policies *Kaname Iio*

A Reappraisal of the Waste Disposal Policy in Japan..... *Kimosuke Ishii*

On Effectiveness of Economic Policy in Yugoslav
Market Socialist Economy *Toshiyuki Kagawa*

Main Features and Problem of East Germany's Reforms *Kazuo Goi*

Economic System (in T. Parsons' Term) and Economic
System (in the Sense of Total Organization of Economy)
..... *Toshiaki Mukai*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.